

アンデス共同体
特許審査便覧 附則
初版，2022年8月12日

目次

附則I 情報源（各国特許庁の住所とウェブサイト等） 省略

附則II 審判部及び裁判所の決定

1. アンデス共同体司法裁判所(TJCAN)の予備的解釈
2. 欧州特許庁の審判部の審決

附則III 遺伝資源へのアクセス協定(RR. GG)

1. 序論
2. 規制の枠組み
 - 2.1 GRに関する国際的枠組み
 - 2.1.1 生物の多様性に関する条約(CBD)
 - 2.1.2 名古屋議定書
 - 2.2 GRに関するアンデス共同体の枠組み
 - 2.2.1 決議391
 - 2.2.2 決議第486号
 - 2.2.3 国内法
3. 遺伝資源に関する定義
 - 3.1 遺伝資源の定義
 - 3.2 GRからの派生物の定義
 - 3.3 GRへのアクセスに関する定義
4. GRへのアクセス契約
5. 管轄国内当局(ANC) 省略
6. アクセス契約を作成する必要がある状況
7. 特許出願処理中における決議486に従う要件

附則IV 審査事例

1. 明確性，簡潔性及び十分性の例
2. 特許性あり及び特許性なしの事例
 - 2.1 用途特許の例
 - 2.2 CIIの例
 - 2.3 植物抽出物の例
 - 2.4 バイオテクノロジーの例
 - 2.5 キット・オブ・パーツの例
3. 新規性の例
4. 進歩性の例
5. 実用新案の例
6. 遺伝資源の例

附則 II 審判部及び裁判所の決定

1. アンデス共同体司法裁判所(TJCAN)の予備的解釈

予備的解釈プロセス 11-IP-95

発毛を修正するための手順及び組成物の特許出願。

ほとんどの法律では、病気の体を診断し、手術し、治療(治癒)する活動は、医療専門家に固有の知的活動であると考えられており、したがって産業上の利用ではない。

当裁判所にとって、上記の法理は、製品が治療目的と非治療目的の両方に役立つ場合の適用基準を推定することを可能とし、非治療要素がその使用において優勢である範囲で、かつ、クレームされることが意図されている場合、非治療要素であることを条件として、かかる製品は特許を受けることができると結論する。当然、特許性に関する最終的な判断は、発明が人の健康に及ぼす危険性に依存する。

決議85の第4条は、発明とみなすべきでないものが規定されており、その中には、人又は動物を治療するための治療方法又は外科的方法が含まれる。

診断方法に関しては、この例外の範囲を測定するために専門家が主題にもたらす技術的定義を参照する必要がある。Manuel Ilescas教授はこの点について次のように述べている。「事実上、人又は動物の体の診断方法及び外科的又は治療的処置に対して特許性を除外するのは、この基準の厳格な適用に由来する。ほとんどの法律では、病気の体を診断し、手術し、治療する(治癒する)活動は、医療専門家に固有の知的活動であり、従って産業上の利用はないと考えられている」(The Pharmaceutical Patent, Institute of Law and Industrial Ethics, p. 63)。

欧州特許庁の特許審査官であるAlicia Amaro博士は、同庁の審判部において、「治療という用語は、一般的な意味での病気の治療、より具体的には、治癒的な治療並びに疼痛及び苦痛の症状の緩和を意味する」と述べている。本件において、審判部審決 T36/83に言及することは興味深い。この審決では、「出願人は美容用途のみを主張しているため、治療用途もある製品の化粧用途は特許可能である」と認定された。同審判部は別の審決(T144/83)において、「食欲抑制化合物の投与は、以下の両方の効果を引き起こすとみなすことができる：

「…美容的治療。体重を減らす主な動機は外見の改善及び／又は肥満の治癒(治療的処置)のみであると考えられるため、発明が両方の効果を有することができ、クレームに所望の効果が美容的であると明記されていない場合、両方の効果が考慮され、従って特許を受けることができない(T290/86)。実際には、化学物質による処理の効果が美容的性質のものか治療的性質のものが完全には明らかでない場合、出願人は処理の後に化粧品...との語を挿入することが要求される(下線は審判部による)」。

当審判部にとって、上記の法理は、製品が治療目的と非治療目的の両方に有用な場合の適用基準を推定することを可能とし、かかる製品は、非治療要素がその用途において優勢である範囲で特許を受けることができると結論することを可能にした。ただし、クレームされることが意図されているのはこの要素に限る。当然、特許性に関する最終的な判断は、その発明が人の健康にもたらす危険性に依存する。

最後に、Manuel Pachón Muñozの産業財産権マニュアル(22ページ、Ed. Temis)における基準に留意することが重要である。Manuel Pachón Muñozは、治療又は外科的方法とは、医学、獣医学又は外科を通じて病気を予防又は回避しようとするものであり、「薬局による予防、治療又は診断を含まない」と考えている。

同時に、診断方法は、「病気を発見する技術」と定義している。前記の「特許からの除外」は、外科的治療又は病気の診断に使用される装置は含まれない。なぜなら、「それらは産業用途の製品であり、これはX線装置又は細菌学的検査を行う機械で生じるからである」。

JoséAntonio Gómez Segada教授は、特許の分野から治療方法を定義する際、「健康を回復又は維持するために、本質的に外科的ではない何らかの手段による人体又は動物の体の治療を含む」と考えている(「治療方法は特許性が欠如する」、Cuadernos de Jurisprudencia sobre Propiedad Industrial、CEFI、No. 12、p. 22)。彼はまた、治療が「病気又は器質的な機能障害の治癒を含み、予防接種などの予防的治療を含む[...]」ことを示す欧州特許庁の指令を引用している。

発明が治療目的又は美容目的を同時に達成する製品である場合、製品の美容的性質に関するクレームのみが特許を受けることができるが、もちろん、その発明が人の健康に及ぼす危険性に応じて、審判官の裁量で行われる。

予備的解釈プロセス 12-IP-98

セルラーゼ活性の高い洗浄剤組成物

産業上の利用可能性(第5条D項)：「産業上の利用」に関する同決議の第5条D項では、発明の対象が、あらゆる種類の産業(役務を含むあらゆる生産活動として理解される)において生産又は使用することができる場合、発明は産業上の利用可能性がある、と述べている。

この要件により、人間の発明的水準は、自然に対する人間の行為を目的とし、それを利用する者に経済的利益をもたらされる産業プロセスと技術的進歩が強調されることを意図し、人の行為に対する概念は、当該概念を実用化することができる場合のみ有用であるとの事実に従わなければならない。

したがって、発明特許の付与は、産業と技術の発展を促す真の刺激となる行為でなければならない。

さらに、本規則は、特許出願された発明が、産業上で利用されることを要求しておらず、技術的審査において、その発明が産業上利用することができるか否かを観察することを示している。裁判所は、II-IP-95プロセスに関連して出された判決の中で、この問題に言及している。

予備的解釈プロセス 42-IP-98

受理の基準：発明特許の付与は、産業の発展と技術の進歩のための刺激、誘因を含む行為の産物でなければならない。発明の目的は、人の発明的水準が、「もの」及び方法に対して概念が具体化され、それを利用する人に経済的利益をもたらす、自然に対して積極的な変換を意味する。

特許性の他の要件も、前記新規性及び進歩性の2つの要件と同様に、特別な方法で規定されている。実際、決議344第5条は、生産活動であるかサービス活動であるかを問わず、その対象があらゆる種類の産業において生産又は使用することが可能な場合、発明は産業上の利用可能性があるとして定義している。

発明特許の付与は、産業の発展と技術の進歩のための刺激、誘因を含む行為の産物でなければならない。発明の目的は、人の発明的水準が、製品及び方法に対して概念が具体化され、それを利用する人に経済的利益をもたらす、自然に対して積極的な変換を意味する。

予備的解釈プロセス 26-IP-99

(防臭組成物)：産業性は、特許が満たさなければならない最後の要件である。この要件は、発明が使用可能であること、すなわち、実際に実現可能であることと説明されている。「発明者が提案する手段は、多かれ少なかれ、求める産業上の結果を提供できるものでなければならない。

不服申立訴訟 89-AL-2000

アンデス共同体事務総局がペルー共和国に対し、審判部創設条約第4条及び共同体決議344の第16条並びに共同体決議406の不遵守を主張して提起した不服申立訴訟。

4.1.2 不服申立を構成するとして提示された行為及び被告加盟国が主張した正当な理由

4.1.2.1 適用される共同体規則。共同体法制度と第二用途特許

当該訴訟の提訴当時、アンデス共同体事務総局における産業財産権の分野は、1993年10月21日に承認され、同年同月29日付の官報第142号で公表されたカルタヘナ協定委員会の決議344号によって確立された共通制度によって規定されていた。

本決定は、本訴訟提訴日時点で有効であり、その第1章において発明特許に関する事項を定め、その最初の3つの節において、特に特許性の要件、特許権者、特許出願に関する事項を定めている。

決議第1条には次が記載されている：

「加盟国は、すべての技術分野において、「もの」及び方法のいずれも、発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有することを条件に、発明に対して特許を付与するものとする。」

本決定の分析から、第一に、アンデス諸国では、それぞれの国内官庁は、すべての技術分野において、「もの」及び方法に「**発明特許**」を付与できると結論づけられる。本条本文は、用途又は特に第二用途など、発明以外の創作物の種類又は性質の特許の可能性を示唆するものではない。

他方、同条は、制度によって認められる特許に要求される要件を定めており、特にこの目的のために、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性との特徴を明記している。

共同体の制度として合意された唯一の特許可能性の領域について、より正確を期すため、同制度の協定第6条と第7条は、何が発明とみなされないかを決定し、共同体加盟国のいずれにおいても特許されないものを明確に定めている。これらの条件の定義は、決定の第2条、第3条、第4条及び第5条で1つずつ定められている。

前述の条文で正確に定められた原則、条件、要件によって構成される法的領域について、アンデスの立法者は、この特定分野における権利管理のためにアンデス加盟国によって合意された共通制度を確立し適用する目的では発明とみなされないため、いわゆる第二用途を特許で保護する可能性をこの文脈に含めなかったと客観的に結論づけることができる。

前段落の記載により、決議344の第6条の明確化が確認される。例えば、a)には、単純な発見は発明とみなされる可能性が排除され、また、f)には、人間若しくは動物の治療のための治療法又は外科的手術方法並びに診断方法についても発明とみなされる可能性を排除している。

アンデス共通制度は、特許性に関して、何が特許を取得でき、何が特許を取得できないかを明確に規定する。

一方、特許出願の第III部第16条には次が明記されている：

「本決議第2条に従い、先の特許に技術水準が含まれる製品又は方法は、当該先の特許に既に含まれている用途以外の用途に使用されるとの理由だけでは、新たな特許の対象とはならない。」

当裁判所の見解では、アンデス立法者は、それが発明であるとしても、既に特許を付与され保護を享受している「もの」又は方法に特許取得する可能性を除外するため、決議344第1条に記載された要件に、当該除外条件を追加することを決定しており、当該規定から明らかなように…「原特許に付与されるものに、異なる用途を単純に帰属させるに過ぎないとの事実によって」と述べた。

当裁判所の見解では、前述の規則により、アンデス共同体は、その加盟国の合意により、既に特許が付与されているものに対して、それが発明である限り、新たな特許を付与し

ないことを決定した。これは、既に述べたように、かかる性質を有さないものは決議344によって規制又は規定されないとの理解に基づく。

第16条に規定されている禁止又は除外についての問題は、以下の序の見解が基本的前提にある。

第一に、特許の新たな保護を求める「もの」又は方法が、既に同一の権利の対象であり、その後、当該権利が公衆の利用に供される技術水準に置かれたため、との見解である。新規性を有する特許のみが保護され得ることは裁判所にとって明らかであり、当該原則は確実に研究を奨励する目的で共同体の法制度に組み込まれている。従って、新規性を欠く製品又は方法に国家の保護を付与することは、定められた目的及び産業財産権に与えられた社会的機能の双方にとって有害である。

第二に、原特許に最初に含まれていた用途以外の用途を帰属させるといった単純な事実は、必然的に、決議344第16条における原則として理解するとの見解である。原特許、原特許によって既に含まれ保護されている発明又は発明以外の用途特許を主張することができないとの原則が、発明特許の付与に対する禁止規定であり、当裁判所は、前記決議によって確立された要件の一部とみなす。

予備的解釈プロセス 21-IP-2000

コロンビア共和国国務院第一部行政訴訟裁判部が要請したカルタヘナ協定委員会の決議344第1条、第6条(b)及び第7条(c)及び(d)の予備的解釈並びに同第17条及び第29条の職権による解釈。原告:AKTIEBOLAGET ASTRA社。

特許出願:「リパーゼ刺激ヒト胆汁酸塩誘導体の調製及びそれらを含有する医薬組成物の製造方法」。

ファイルNo. 4879に対応する内部プロセス

II. 自然界に既に存在する物質は「発明」概念から除外する

決議344の第6条で確立された発明の概念からの除外は、特許性の3つの客観的要件(新規性、進歩性及び産業上の利用可能性)の適用の結果であり、従って、前述の共同体法制度で定められた規定は、言い換えれば、新規性の要件に違反し、人の創造的活動の結果ではなく、又は「もの」若しくは産業上の方法として実現することが困難である。

自然界で発見され、これまで知られていない又は一般に公開されていないものは、実際には、存在する何かの発見又は啓示に過ぎず、従って、人の創造的な知的活動の成果ではないことに加えて、通常、産業上利用する可能性に欠ける。

しかしながら、その発見又は既存の材料から、人間の発明活動又は努力の結果として、産業上の有用性を有する新たな「もの」又は方法を得ることができる場合、決議344第7条に定められた明示された禁止事項のいずれにも該当しない限り、特許を受けることができる真の発明として取り扱われる。

バイオテクノロジー及び遺伝子工学の分野では、これまで知られていなかった生体物質又は生物細胞の成分に言及し、自然界に存在していたにもかかわらず、それを単離又は知られるために人の介入を必要とすることから、発明の特許性に関して問題が生じることがある。実際、自然界に既に存在する生物又はその成分の初めての単離は、知的及び実験室的作業の結果であり、製品又は方法の発明に匹敵すると主張することができる。しかしながら、当裁判所は、決議344第6条(b)の適用について、既に自然界に存在する生物学的材料、細胞又はそれらの成分は、微生物学的方法によって単離された場合であっても、「発明」とはみなさないと解する。ただし、単離方法だけでなく、微生物の培養、選別若しくは突然変異のための方法又は他の物理化学的方法による他の微生物学的方法に基づく特許は、それらが新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の客観的条件に適合する限り、付与されるとの事実を害するものではない。

決議344の第2条(b)に掲げられた発明の概念の除外は、アンデス共同体委員会の決議486により承認され、2000年12月1日に発効する工業所有権に関する新たな共通制度(第274条)に規定されたものと一致する。実際、この後者の委員会決議の第15条の規定に従って、自然界に見出される生物の全部又は一部、天然の生物学的方法、自然界に存在する又は単離することができる生物学的材料(ゲノム又は生殖質を含む)は、発明とはみなされない。

しかしながら、上記は、生物学的材料に関連する発明の特許取得の可能性が全く無いわけではない。なぜなら、上記の除外は、自然界に見出される材料のみを対象としており、顕著な人間活動が存在する生物学的手法によって改変又は取得された材料は対象とされないからである。除外対象とされない場合として、バイオテクノロジーを利用して人間によって「創造された」生命を挙げることができる。上記は、発明の概念に対する例外的な限定的解釈からだけではなく、特許出願に含まなければならない発明における明確かつ完全な説明が「生きている材料の寄託」(決議344第13条(c))の規定を通じて満たされる場合に、生物学的材料に言及する発明のクレームを暗黙的に認める共同体規則の体系的かつ調和のとれた分析から導き出されたものである。

さらに言えば、自然界に存在する物質から得られた新しい医薬品及び食品は、分析される発明の概念の除外には含まれない。なぜなら、これらの場合には、その天然の状態にある物質はクレームされず、むしろ、人の進歩性の結果として、産業上、利用可能な製品であるからである。

従って、発明が生物又はその構成要素に関するものとの事実だけでは、特許制度による保護を妨げない。対照的に、発明が生物学的材料に関するものとの事実だけでは、特許を受けることができるとは意味しない。最終的には、すべては「発明」が特許性の客観的条件を満たすか否か、及び特許の付与が共同体法制度によって禁止されているか否かによる。

III. 動物の種及び繁殖の特許禁止

工業所有権共通制度によって確立された特許性の禁止(決議344第7条)は、発明の概念の除外(同第6条)とは異なり、特許性の3つの客観的要件の導出から構成されるものではない。なぜなら、原則では発明とみなされるとしても、公の秩序の理由として、法律によって保護されないからである。

これらの禁止事項の中で、決議344第7条(c)は、「動物の種及び繁殖並びにそれらを取得するための本質的に生物学的方法」に関する特許の付与を禁止している。この正当性は、倫理的問題、特に生命を特許することの限界、動物の遺伝子組換え及び生物多様性の変化並びに経済的及び法的問題の中に見出すことができる。後者については、例えば、増殖可能な遺伝子組換え生物の場合の権利の消尽に関する問題がある。

しかしながら、動物種及び繁殖の特許禁止は、「技術のすべての分野における」発明に特許を付与するとの一般原則(決議344第1条)に対するその他の例外と同様、産業上の研究開発の障害とならないように限定的に解釈されなければならない。

従って、決議344の第7条(c)における動物種及び繁殖の概念の範囲内では、微生物学的方法によって得ることができる生物は含まれないので、微生物及びその中の細胞、細菌、マイクロプラズマは、それらが自然界に存在するものではなく、産業上の利用可能性がある限り、進歩性の結果であり、加えて、公の秩序、道徳又は善良な慣習に違反しない場合、特許から除外されない。

一方、既に述べたように、微生物の選別、分離、培養又は突然変異のためのものを含む微生物学的方法及び非生物学的方法は、特許性の客観的要件を満たす限り、特許の対象とすることができる。なぜなら、それらは自然の力の結果ではなく、それらを実施するために人の介入を必要とするからである。しかしながら、人の活動が関与しない方法(専ら生物学的方法又は決議486第15条(b)において「自然生物」と呼ばれるもの)、又は人の活動が関与する場合、得られた結果に影響を及ぼすほど十分な関連性がない方法(本質的に生物学的方法-決議344第7条(c))は、保護されない。従って、特許性は、その方法の異なる段階における人の技術的介入の強度又は関連性によって条件づけられる。

予備的解釈のプロセス 43-IP-2001

名称：「COMPOSITE TANK」と呼ばれる実用新案特許

抜粋：当裁判所は、カルタヘナ協定の創設に関する条約第32条の規定に従い、同協定が加盟国の領域内において統一的に適用されることを確保するため、同協定の法制度を構成する規則を予備的に解釈する権限を有する。

名称：特許「マレイン酸塩に由来する新規アンチモン化合物」

結晶多形の訴訟は、最近、発明特許の分野で論争を引き起こした。特に、結晶多形が特許を受けることができるか否かについての論争である。従って、当裁判所に提出された本件は、当該問題について裁定を下す機会を与えた。

結晶多形化合物とは、その性質により、同一種類の分子で構成されているにもかかわらず、変化して別の形態となることが可能な化合物である。王立スペインアカデミーの辞書では、結晶多形は「異なる形態を有するか又は有することができる」と定義されている。生化学における意味は、「様々な分子形態を示すことが可能な核酸及びタンパク質の性質。遺伝学及び分子病理学において重要な現象である」ことを意味するが、化学分野では、「本質は変化することなく、その形態が変化させることが可能な元素及び化合物の性質」と考えられている。結晶多形は、結晶中の分子の異なる配置及び／又は立体配座を示す2つ以上の結晶相に存在する物質の能力として定義することができる。

複雑な議論の中には、2つの学理上の立場がある。一方では、多形は発見であると断言する立場である。他方では、多形は発見ではないので特許を受けることができると指摘する者も存在する。

これらの化合物の特許性に関する議論は「新規性」及び「進歩性」の条件の証明を中心に展開される（カルタヘナ協定委員会の決議344の第1条及び第4条）。これらの要件を満たすことの困難な理由は、多形が既知であるが変化させた化合物から得られるとの事実に基づく。

次の疑問が生じる：これは新しい成分か？この新規性は技術的進歩の結果又は単なる発見か？新規化合物が技術的進歩の結果である場合、それは創造性の基準を満たすか？

i) 一方で、結晶多形の特許性は、様々な国、地域又は国際当局によって受け入れられている。したがって、WIPOの領域では、最も顕著な例は、最初の3件がAbott Laboratoriesによって、その後Transform Pharm及びRanbaxy Laboratoriesによって特許を取得されたリトナビル結晶多形（HIVと戦う化合物）の様々な世代に見出される。この立場は、結晶多形が見出される方法が必ずしも予測可能又は明白ではないことを指摘する。したがって、出願人は、結晶多形が得られた方法の工程並びに結晶多形の分子位置及び分子配向の特定を明確に開示することが不可欠である。

ii) 一方、法学者のCarlos Correaによれば、多形は天然の性質であるため、「創造された」又は「発明された」ものではなく、通常、製剤化における日常的な実験の一部として発見される。多形は、化合物が得られる条件の結果である。多形を示す化合物は、いかなる種類の人の介入がなくても、自然に最も安定な形態になる傾向がある。

多形に関する独立した特許出願は、その特許がジェネリック競争の参入を妨害又は遅延させるために使用される可能性があるため、ますます頻繁になり、議論の的となっている。多形は、先行技術に属すると考えることができ、従って、有効成分の原特許に記載された方法に従って必然的に得られる場合には、特許を受けることができない。さら

に、多形が発見されれば、新たな異なる結晶形態が発見される可能性があることは明らかである。

この立場によれば、多形は固体状態の物質の固有特性である。多形は作成されるのではなく、発見されるのである。特許庁は、有効成分及びその多形（水和物／溶媒和物を含む）の連続的な特許取得から生じる、保護期間の不当な延長の可能性を認識しなければならない。多形を得るための方法は、それらが新規性を有し、進歩性の要件を満たすことが証明されれば、場合によっては特許を受けることができる。

特許の例外には発見が含まれる。リトナビルII型の歴史は非常に興味深い例であり、人の介入なしに多形型が自発的に出現することを示している。

新規な結晶形の出願が認められないのはなぜか。

この質問に対して、Susana Elida Piattiは次のように答えている：

「(...)

「結晶多形 (Polymorphism)」 (ギリシャ語のpoly=多くの、morph=形態、に由来) とは、物質が固体状態で示す性質のことである。17世紀以来、科学者たちは異なる結晶形を示す固体化合物を知っていた。その後、20世紀前半には、結晶学を専門とするドイツの科学者たちが、結晶多形は固体状態の物質に固有の性質であるとの見解で一致した。このように、BuergerとBloomは1937年に、「結晶多形は、製薬産業で使用する大多数の薬剤(有効成分及び賦形剤)によって示される固体状態の固有特性である」と表現した。言い換えれば、それは人によって作られた発明ではなく、物質の特性である。

現在、すべての固体化合物は多形を示すと考えられているが、医薬品分野においてのみ、既知の有効成分及び賦形剤の80%以上が2つ以上の完全に同定された結晶形を示すことが明らかにされている。

(...)

多形とは、その名が示すように、固体状態の物質がとることのできるさまざまな「形態」を指す。この現象は固体状態の物質が2つ以上の結晶相で存在できることを特徴とする。

(...)

前述したように、結晶多形は、固体状態の物質が2つ以上の結晶相で存在する能力により特徴づけられる。この事実、これらの結晶相が、固体状態の分子の異なる配置又は立体配座を有すること、及び、その溶解性又は取り扱いの容易さにより、最終的な結晶生成物の特性に大きな影響を与える事実を有する。

(...)

結晶の成長は、その周囲の環境条件、温度、冷却速度、核形成速度及び異なる軸に沿った成長に影響される。

(...)

Pharmaceutical Sciences誌に掲載された論文では、新しい結晶形態の開発は、医薬活性において発明的価値を欠く明白な工程であると考えられている。これは、製剤化前の段階において、あらゆる製品製剤化工程において必要な工程であり、発明的性質のないプロセスである。(...)

iii) 実際、多形の問題については、多くの特許係争がある。

「薬剤多形（広い意味での）の特性におけるこれらの相違は、とくには小さいことから、製薬業界では、特に各形態が異なる薬理活性能力を有する場合には、それぞれ独立に特許を付与し得る薬剤として潜在的にみなすことが多い。この事実は、各多形の正当性に異議を唱える製薬研究所間の頻繁な係争を引き起こしている。

1970年にGlaxo Wellcomeによって開発された抗潰瘍薬であるラニチジン3の特許を保護するためにNovopharm社に対してGlaxo 社が起こした有名な訴訟が、広く議論された。その最初の特許では、薬剤の合成及び工業的生産の方法が保護され、赤外分光及び粉末法によるX線回折によって製品を特徴付けた。1981年10月、Glaxo社は、ラニチジンの乾燥中に、1971年の特許に記載されたものとは異なる新しい結晶多形が形成されることを発見し、4年後にこの2番目の結晶多形の特許を取得した。1997年に1970年の特許が失効したとき、製薬会社Novopharmは独自のラニチジンを販売しようとしたが、Glaxo社は、2002年まで失効しなかった2番目の結晶多形の特許を侵害する可能性があると主張した。この係争において、裁判所は、両方の結晶多形はいくつかの異なる物理化学特性を有するが、両方とも治療的に同等であるため独立した薬剤とみなすことはできないと主張して、Novopharm社に有利な判決を下した。これにより、Novopharm社及び他の製薬会社は、抗潰瘍薬のジェネリック剤の販売を開始した。当該事例は、関連する健康的側面だけでなく、マクロ経済的側面のために、医薬品の結晶多形の問題に対しては如何に慎重に対処しなければならないかを説明するに役立つ。」

iv) アンデス共同体において有効な決議344は、結晶多形の特許性に対するいかなる障害も確立しておらず、行政当局は、この問題を解決する完全な自由を有する。

各国特許当局は、結晶多形が進歩性を有するか否かを判断するため、非常に具体的かつ網羅的に分析しなければならない。判断する場合、発明特許の権利をアンデス規則で定めた期間を超えて確認することができないので、非常に注意しなければならない。したがって、健康及び医薬品へのアクセスに対する権利を保護するために、結晶多形の特許性要件の各々を技術的かつ科学的に判断することは、各国特許当局の責任である。その結果、結晶多形は、決議344の第1条及び第4条の要件が充足する範囲に限り、保護の対象とすることができる。そのために、利害関係者は、当該出願が新規性を有し、進歩性を示すクレームにおいて明確かつ網羅的に説明しなければならない。各事例を分析するのは各国特許当局の責任である。

予備的解釈プロセス 066-IP-2013

名称：医薬品の活性物質の結晶修飾

抜粋

国内特許当局は、結晶多形が発明的水準を有するか否かを判断するために、非常に具体的かつ網羅的な分析を行わなければならない。判断する場合には、発明特許の権利がアンデス規則で定められた期間を超えて確認することができないので、非常に注意しなければならない。したがって、健康及び医薬品へのアクセスに対する権利を保護するために、結晶多形の特許性要件の各々を技術的及び科学的に判断することは、国内特許当局の責

任である。

発明特許に関するアンデス規則は、結晶多形に特許が付与されることを妨げるものではない。これらの化合物は、決議344の第1条及び第4条の要件を充足する範囲においてのみ保護することができる。そのためには、利害関係者は、当該出願が新規性を有し、進歩性を示すクレームにおいて明確かつ網羅的に説明しなければならない。各事例を分析するのは各国特許当局の責任である。

予備的解釈プロセス 096-IP-20131

名称:結晶性マクロライド

抜粋

国内特許当局は、結晶多形が発明的水準を有するか否かを判断するために、非常に具体的かつ網羅的な分析を行わなければならない、判断する場合には、発明特許の権利がアンデス規則で定められた期間を超えて確認することができないので、非常に注意しなければならない。したがって、健康及び医薬品へのアクセスに対する権利を保護するために、結晶多形の特許性要件の各々を技術的及び科学的に判断することは、国内特許当局の責任である。

発明特許に関するアンデス規則は、結晶多形に特許が付与されることを妨げるものではない。これらの化合物は、決議344の第1条及び第4条の要件を充足する範囲においてのみ保護することができる。そのためには、利害関係者は、当該出願が新規性を有し、進歩性を示すクレームにおいて明確かつ網羅的に説明しなければならない。各事例を分析するのは各国特許当局の責任である。

予備的解釈プロセス 604-IP-2016

名称: 4-2-4-1-(2-エトキシエチル)-1H-ベンズイミダゾール-2-イル-1-ピペリジニルエチル)-a, a'-ジメチル-ベンゼン酢酸のポリマー

抜粋

4. 結晶多形の特許性

4.1. 本件においては、結晶多形を取り扱う特許の対象が、この意味で特許を受けることができるか否かについて議論の余地があったので、本項を作成する。

4.2. この点に関して、結晶多形化合物とは、その特性により、同じ種類の分子によって構成されているにもかかわらず、変化して、代替の形態をとることができる化合物をいう。生化学における意味は、「様々な分子形態で提示することができる核酸及びタンパク質の特性」を意味する。これは遺伝学及び分子病理学において重要な現象であるが、化学分野では「その性質を変化させることなく形態を変化させることができる元素及び化合物の特性」と考えられている。結晶多形は、結晶中の分子の異なる配置及び／又は立体配座を示す2つ以上の結晶相中に存在することができる物質の能力として定義される。

4.3. 定義を続けると、「結晶多形 (Polymorphism)」(ギリシャ語のpoly=多くの、morph=形態、に由来)とは、物質が固体状態で示す性質のことである。17世紀以来、科学者たちは異なる結晶形を示す固体化合物を知っていた。その後、20世紀前半には、結晶学を専門とするドイツの科学者たちが、結晶多形は固体状態の物質に固有の性質であるとの見解で一致した。

このように、BuergerとBloomは1937年に、「結晶多形は、製薬産業で使用される大多数の薬剤(有効成分及び賦形剤)によって示される固体状態の固有特性である」と表現した。言い換えれば、それは人によって作られた発明ではなく、物質の特性である。

4.4. この文脈において、世界中の特許当局によって表明され、公式宣言によって支持されている2つの基準、すなわち、結晶多形は発見であり、従って特許を受けることができないことを確認するとの基準と、その反対を確認する他の基準についての議論がある。

4.5. 一方で、結晶多形の特許性は、様々な国、地域又は国際当局によって受け入れられている。したがって、WIPOの領域では、最も顕著な例は、最初の3件がAbott Laboratoriesによって、その後Transform Pharm及びRanbaxy Laboratoriesによって特許を取得されたリトナビル結晶多形(HIVに有効な化合物)の様々な世代に見出される。この立場は、結晶多形が見出される方法が必ずしも予測可能又は明白ではないことを指摘する。したがって、出願人は、結晶多形が得られた方法の工程並びに結晶多形の分子位置及び分子配向の特定を明確に開示することが不可欠である。

4.6 一方、法学者のCarlos Correaによれば、多形は天然の性質であるため、「創造された」又は「発明された」ものではなく、通常、製剤化における日常的な実験の一部として発見される。多形は、化合物が得られる条件の結果である。多形を示す化合物は、いかなる種類の人の介入がなくても、自然に最も安定な形態になる傾向がある。

4.7 多形に関する独立した特許出願は、その特許がジェネリック競争の参入を妨害又は遅延させるために使用される可能性があるため、ますます頻繁になり、議論の的となっている。多形は、先行技術に属すると考えることができ、従って、有効成分の原特許に記載された方法に従って必然的に得られる場合には、特許を受けることができない。さらに、多形が発見されれば、新たな異なる結晶形態が発見される可能性があることは明らかである。

4.8 この立場によれば、結晶多形は固体状態の物質の固有特性である。結晶多形は作成されるのではなく、発見されるのである。特許庁は、有効成分及びその結晶多形(水和物/溶媒和物を含む)の連続的な特許取得から生じる、保護期間の不当な延長の可能性を認識しなければならない。結晶多形を得るための方法は、それらが新規性を有し、進歩性の要件を満たすことが証明されれば、場合によっては特許を受けることができる。特許の例外には発見が含まれる。リトナビルII型の歴史は非常に興味深い例であり、人の介入なしに多形型が自発的に出現することを示している。

4.9 これらの化合物の特許性に関する議論は「新規性」及び「進歩性」の条件の証明を中心に展開される（アンデス協定委員会の決議486の第16条及び第18条）。これらの要件を満たすことの困難な理由は、結晶多形が既知であるが変化させた化合物から得られるとの事実に基づく。したがって、出願人は、結晶多形が得られた方法の工程並びに結晶多形の分子位置及び分子配向の特定を明確に開示することが不可欠である。

4.10 アンデス共同体の規則である決議486は、結晶多形の特許性に対するいかなる障害も確立しておらず、行政当局は、この問題を解決する完全な自由を有する。

4.11 この点に関して、国内特許当局は、結晶多形が進歩性を有するか否かを判断するために、非常に具体的な分析を行わなければならないが、発明特許の権利がアンデス規則で定められた期間を超えて確認することができないと、当裁判所は考えた。したがって、健康及び医薬品へのアクセスに対する権利を保護するために、結晶多形の特許性要件の各々を技術的及び科学的に判断することは、国内特許当局の責任である。

4.12. 前記の理由により、結晶多形は、保護の対象となる場合とならない場合があるものの、アンデス共同体委員会の決議486の第14条及び第18条によって要求される要件が満たされる範囲においてのみ保護される。そのためには、利害関係者は、クレームを明確かつ網羅的に提示しなければならず、その分析はケースバイケースで行われる。

予備的解釈プロセス 550-IP-2018

名称：実用新案特許「壁、柱、梁及び床板の構造のための金属型枠」

抜粋

1. 実用新案の定義。実用新案に適用される特許発明に関する規則
2. 特許要件: 新規性

予備的解釈プロセス 571-IP-2018

名称：実用新案「衛生器具を固定するためのフランジの改良」

抜粋

1. 産業財産権に関する事項についての不可欠な補完の原則。
2. 実用新案の定義。実用新案に適用される発明特許の規則。
3. 実用新案権の所有権
4. 相談室が作成した質問に対する回答。

予備的解釈プロセス 129-IP-2019

名称：実用新案特許「公共照明システムにおける遠隔管理及び制御のためのスマート光電池」

抜粋

1. 実用新案の定義。実用新案に適用される発明特許に関する規則
2. 出願の優先日又は出願日より前に、権限のない第三者による善意の実用新案を使用。

予備的解釈プロセス 159-IP-2020

名称：：実用新案出願「直角2方向コネクタ」

抜粋

1. 実用新案の定義。実用新案に適用される発明特許の規則。
2. 特許性の要件:新規性、進歩性及び産業上の利用可能性。

予備的解釈プロセス 12-IP-1998

発明特許：「高いセルラーゼ活性を有するコンパクト洗剤組成物」。

産業上の利用可能性（第5条）

「産業上の利用」に関する同決議第5条において、発明は、その対象が役務を含む生産活動と理解され、あらゆる種類の産業において生産又は使用することができる場合には、産業上の利用可能性があるとされる。

この要件によれば、人の発明的水準は、自然に対する人の活動を目的とし、人の活動のためのアイデアは、それが実行され得る場合にのみ有用であるとの事実に従い、それを利用する者のために経済的利益が得られる産業プロセス及び技術の進歩を奨励することが意図される。

したがって、発明特許の付与は、産業及び技術の発展を奨励するための真の刺激となる活動でなければならない。

また、この規則は、特許がクレームされている発明が産業上利用されることを要求するものではなく、むしろ、技術者によって行われる審査の間に、それが産業上利用されやすいか否かが観察されることに留意されたい。裁判所は、事件11-IP-95に関連して出された判決において、この問題に言及した。

決議344第5条は、生産活動であるかサービス活動であるかを問わず、その対象があらゆる種類の産業において生産又は使用することが可能な場合、発明は産業上の利用可能性があると定義している。

発明特許の付与は、産業の発展と技術の進歩のための刺激、誘因を含む行為の産物でなければならない。発明の目的は、人の発明的水準が、製品及び方法に対して概念が具体化され、それを利用する人に経済的利益をもたらす、自然に対して積極的な変換を意味する。

予備的解釈プロセス 26-IP-1999

特許：「炭素を含有する臭気制御組成物」

2.3. 産業上の利用可能性

産業上の利用可能性については、決議344第5条に次のように説明されている。

「発明は、その対象が役務を含む生産活動と理解され、あらゆる種類の産業において生産又は使用することができる場合には、産業上の利用可能性があるとされる。」

産業性は、特許が満たさなければならない最後の要件である。この要件は、発明が使用可能であること、すなわち、実際に実現可能であることと説明されている。「発明者が提案する手段は、多かれ少なかれ、求める産業上の結果を提供できるものでなければならない。」

予備的解釈プロセス 76-IP-2008

特許：「チアゾリジンジオン及びスルホニル尿素の医薬組成物」

C. 既知の要素の混合又は組合せに関する進歩性

INDECOPIが、当該主題に精通している者は、技術水準において既存の情報及び要素に従って、特許を受けようとする化合物を容易に入手することができると主張したことを考慮すると、既知の要素の混合又は組合せに関する進歩性に言及する必要がある。

発明の進歩性の水準及び新規性に関する要件に関しては、上記の規則を適用した場合、新規性及び進歩性の水準を判断することは容易ではないため、特別な分析に値する疑わしい事例がいくつかある。

これらの事例の1つは、既知の手段若しくは要素の組合せ又は混合に関するものであり、審査官はまず、特許を受けようとするものが要素の組合せ又は単なる集合体であるか否かを判断する必要がある。この目的のために、次のことに言及する価値がある。

「要素の組み合わせは、単純な集約と区別することができる。第一は、異なる特性を持つ新しい要素が生成されるような方法での要素の相乗効果であり、新しい要素は、要素を個別に決定することができない組み合わせの結果のみであるような方法である。第二は、要素がその基本的な効果に関して無傷のままであり、従って、互いに明確に区別できる場合、つまり、要素の固有の相乗効果又は組み合わせがない場合に発生する。」

既知の要素の組合せ又は混合に関しては、演繹的に結論に達することはできない。なぜなら、いずれの場合も、特定の事例を分析することが常に必要であるため、いずれか一方において進歩性の欠如を直ちに予測することはできないからである。Daniel R. Zuccherinoは、彼の著書「PATENTS OF INVENTION」の中で、この問題を扱い、新しい結果を決定する際の複雑さを認識している。

「既に知られている手段が使用されているが、それらの組合せが各手段又は他の既知の組合せによって与えられる結果とは異なる結果をもたらすように、初めて組み合わせられた場合に発明が存在すると認められる。もちろん、実際には、「新しい結果」が存在するか否かを判断することは困難な場合がある。なぜなら、これは既知の結果よりも良い結果（例えば、ビニールレコードに対してコンパクトディスクが有する音質）で構成されることさえあるからである。貢献が進歩を意味し、何らかの新規で有用な貢献がなされた場合には、発明が存在すると考えられる。」

したがって、各特許当局は、既知の手段の進歩性の分析する際に、出願時の技術水準で、その「もの」が、たとえその既知の手段であっても、当該技術分野の熟練者にとって自明であるか否か判断しなければならない。これは、既知の手段を適用することで、当該技術分野の熟練者にとっては予期しない結果が得られる可能性があるためである。

既知の手段を使用する発明は、個別の事例ごとに、新規性、進歩性、産業上の利用可能性を具備しなければならない。つまり、共同体規則によって確立された3つの要件を充足しなければならない。

予備的解釈プロセス 13-IP-2010

リトナビル及びリトナビルに他のHIVプロテアーゼ阻害剤を組み合わせた、改良された医薬製剤

3.4. 既知の方法との関連における発明的水準

当該クレームは、当該発明が既知の方法から導き出されたものではあるが、進歩性を有するとの事実に言及していることを考慮すると、既知の方法との関連で進歩性に言及することが適切である。

発明の進歩性の程度及び新規性に関する要件については、新規性及び進歩性の程度を判断することが容易ではないため、特別な分析を必要とする疑わしい事例がいくつかある。これらの事例の1つは、既知の手段と進歩性の程度で関係がある。

既知の要素の組合せ又は混合物に関しては、演繹的に結論に達することはできない。なぜなら、いずれの場合も、特定の事例を分析することが常に必要であるため、いずれか一方において発明的水準の欠如を直ちに予測することはできないからである。Daniel R. Zuccherinoは、彼の著書「PATENTS OF INVENTION」の中で、この問題を扱い、新しい結果を決定する際の複雑さを認識している。

「既に知られている手段が使用されているが、それらの組合せが各手段又は他の既知の組合せによって与えられる結果とは異なる結果をもたらすように、初めて組み合わせられた場合に発明が存在すると認められる。もちろん、実際には、「新しい結果」が存在するか否かを判断することは困難な場合がある。なぜなら、これは既知の結果よりも良い結果（例えば、ビニールレコードに対してコンパクトディスクが有する音質）で構成されることさえあるからである。貢献が進歩を意味し、何らかの新規で有用な貢献がなされた場合には、発明が存在すると考えられる。」

したがって、各特許当局は、既知の方法の発明的水準の分析を行う際に、出願時の技術水準では、当該製品が、当該既知の方法によるものであっても、当該分野の平均的な技術者にとって自明又は自明でないか否かを判断しなければならない。上記の理由は、既知の方法を適用することにより、当該分野に通常精通している者にとって予期せぬ結果が得られる可能性があるからである。

既知の方法を用いる発明は、特定の場合に応じて、新規性を有し、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性がなければならない。すなわち、共同体基準によって確立された3つの要件を満たさなければならない。

アンデス共同体司法裁判所は、この問題に関して次のように判決を下した：

新規性は、発明を構成するすべての要素が満たさなければならない要件ではない。これらの要素はすべて個別に知られている場合もあるが、組み合わせると、これまで知られていなかった目的及び方法が生じることがある。実際、発明はどこからともなく現れることはない。逆に、すべての発明には、人類がこれまでに作成又は発見した知識と目的の適用が必要であり、それが新しい「もの」や方法を開発するための「原材料」となる。

このように、発明は最先端技術からの派生であるが、その特許性を判断するには、当該派生が当該技術分野の熟練者にとって自明であるか否かを判断する必要がある。したがって、新規性の要件に加えて、進歩性の要件も生じる。この要件から、発明は平均的な専門家にとって自明でないだけでなく、常に人間の創造的活動の結果でなければならないが、これは、提案された技術的法則を達成するために、当該技術分野における一般的な若しくは既知の手順又は手段を使用できないことを意味するものではない、ということになる。特に化学及びバイオテクノロジーの発明の分野では、既知の手段を適用することによって、当該分野の熟練者にとって予期しない結果が得られる場合が頻繁に起こる。したがって、進歩性の判断は一般的な基準で行うことはできず、各事例の特別な状況に依存することになる。

(プロセス番号 21-IP-2000。2000年10月27日の予備的解釈)。アンデス特許規則では、他の法律とは異なり、既知の手段に関する進歩性について何も規定していないことに留意する必要がある。これは、すでに述べたように、特許当局が発明特許を否定する際に、容易に進歩性を判断することができることを意味するものではない。

予備的解釈プロセス 102-IP-2012

「改善された活性を有する環状ジペプチドの結晶修飾」

3. 産業上の利用可能性について。

同様に、発明が特許によって保護されるためには、その発明が産業上の利用可能性を有さなければならない。すなわち、共同体規則第19条の解釈に基づき、生産活動又はサービス活動において製造又は使用できなければならない。

発明のこの要件は、特許の付与が産業の発展と成長を刺激し、それを利用する者に経済的利益をもたらすとの事実が正当性が見い出される。この理由から、実施することができる発明のみが特許の対象となる。

予備的解釈プロセス 589-IP-2016

「有機化合物」と称される発明特許

産業上の出願：発明が生産活動又はサービス活動において製造又は使用できることを意味する。当該要件は、特許の付与が産業の発展及び成長を刺激し、それを利用する者に経済的利益を提供するといった事実とその正当性が見い出される。従って、実施することができる発明のみが特許の対象となる。

アンデス共同体事務総局の見解 04-2013

審査官が知る技術の一般常識に基づいて新規性を否定することは許されない。なぜなら、当該常識は文献によって正当化されなければならないからである。

以上の結果、アンデス共同体法優先の原則を適用する、つまり、共同体規則が国内法よりも優先するが、不可避な相補性の原則に従い、格差がある場合又は共同体規則が特定の状況を規制しない場合には、国内法が適用されなければならない。

この意味で、決議486は、技術水準についての共通の一般的知識又は口頭による説明を管轄当局に提出する方法を確立していないので、コロンビア共和国は、この側面を規制する権限を有し、文書によって技術水準についての文書を提出することを要求することができる。このことは、決議486第16条の不遵守を認める根拠にはならない。

2. 欧州特許庁の審判部の審決

拡大審判部の審決 G 3/08

抜粋

欧州特許条約(EPC)に基づくコンピュータ・プログラムの特許性

審判部の審決 T 410/96

名称：一覧表示構造を用いる文書の定義方法

抜粋

クレーム:クレームにおける「手段(means to)」の明確性

クレーム:クレームとは異なるカテゴリーにある別のクレームを引用。

審判部の審決 T 1173/97

名称：確認手順の非同期再同期

抜粋

コンピュータ・プログラム製品の特許対象からの除外(すべての状況においてではない)
コンピュータ・プログラム製品は、コンピュータ上で実行されたときに、プログラム(ソフトウェア)とコンピュータ(ハードウェア)との間の「通常の」物理的相互作用を超える追加的な技術的効果をもたらす場合には、第52条(2)及び(3)に基づく特許の対象から除外されない。

審判部の審決 T 244/00

名称：電子機器用遠隔制御装置

抜粋

進歩性 - なし

メニューを図形的に設計することは、原則、制御システムをメニュー画面とすることは技術的側面ではない。このようなメニューの実用的な使用も、技術専門家としての当業者にとって直面する課題ではない。

審判部審決 T 641/00 (COMVIK)

名称：加入者識別モジュール(sim)が、ユーザによって選択的に起動される少なくとも2つの識別に割り当てられる移動電話システムにおけるタイトル方法

抜粋

進歩性(なし)

課題とその解決方法:非技術的側面の取り扱い

I. 技術的性質及び非技術的性質の組み合わせから構成され、全体として技術的性質を有する発明は、当該技術的性質に寄与するすべての特徴を考慮して進歩性の要件を評価するが、かかる寄与がしない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない。

II. 解決されるべき技術的課題は、解決のための指針を含む又はそれを部分的に予測するように設定されるべきではない。ある特徴がクレームに記載されているとの事実だけで、それが課題を設定することによって記載済として自動的に排除するものではない。

特に、クレームが非技術分野において解決されるべき目的に言及する場合、この目的は、解決されるべき技術的課題の枠組みの一部として、特に満たすべき制約として、課題の設定に当然、表れる可能性がある。

審判部の審決 T 643/00

名称：画像処理装置及びその方法

抜粋

特許性(あり)

新規性(あり)

進歩性(あり)

画面上のメニュー項目（又は画像）の配置は、技術的な考慮事項によって決定される場合がある。当該考慮事項は、画像処理装置に記憶された画像の検索及び取得などの技術的な課題を、より効率的又は迅速な方法で、ユーザが管理可能にすることを目的とする場合があり、これは、ユーザによる精神的なレベルでの評価であっても同様である。このような評価自体は欧州特許条約第52条に基づく「発明」の意味には該当しないが、精神的な活動が含まれるとの事実だけでは、必ずしも対象が非技術的であるとはみなされない。なぜなら、いかなる技術的解決方法も、最終的には、精神的な活動を含む様々な種類の人の活動に貢献し、支援し、又はそれに置き換わるツールを提供することを目的とするからである。

審判部の審決 T 619/02

名称：臭気の評価方法

抜粋

匂いの選択方法：精神的行為のみ(非該当)-商業的方法(非該当)-技術的性質(なし:技術的側面のない方法、非技術的な美的選択)

選択された匂いを有する香料入り製品の製造方法:技術的性質(あり)-進歩性(なし:先行技術に基づいて解決される技術的性質の客観的課題がない)

審判部の審決 T 858/02

名称：構造化されたボイスメールメッセージ

抜粋

情報の表示-非該当

1. クレームに係る発明の性質又はカテゴリーを検討する場合、クレームされた主題は、誤解を招くおそれがあり、何のカテゴリーを指定しているかを考慮するよりも、クレームに係る内容の本質に注意を払うべきである。
2. 電子メッセージは、情報の提示として、第52条(2)(d)に基づく特許対象から自動的に除外される対象ではない。本件は、メッセージがその構造によって定義されるか、又はその内容によって定義されるかによって異なる。

審判部の審決 T 914/02

名称：原子炉炉心の電荷配置を決定する方法

抜粋

特許対象から除外される精神的行為を実行する方法（該当）

技術的性質を有すること、つまり、第52条(1)に規定する発明を満たさなければならないことは、欧州特許条約の暗黙の要件である。しかしながら、専ら精神的に実施することができる方法が技術的性質を有するためには、技術的考察の関与だけでは十分ではない。技術的性質は、当該方法の技術的实施を通じて提供することができ、その結果、当該方法は、結果として生じる製品としての物理的実体の提供又は技術的手段の使用等による非抽象的な活動の提供等の具体的な技術的效果を提供することになる。

審判部の審決 T 172/03 (RICOH)

名称：予算上の制限を考慮した注文管理システム及び方法

抜粋

進歩性(なし)

1. 第54条の「技術水準 (estado del arte)」といった用語は、フランス語及びドイツ語の本文に従って「当業者の技術水準」と理解されなければならない。欧州特許条約の文脈では、商業上及びビジネス上の方法における技術水準を含まない。第54条(2)の「すべての(todo)」といった用語は、ある技術分野に関連する種類の情報を指すものと理解されなければならない。
2. これらの考察から、いかなる技術分野にも関連しないもの、又はその情報提供の性質上、当業者が技術的に関連する情報を得ることを期待するものは、たとえ、それが関連する優先日前に一般公衆の利用に供されていたとしても、第54条及び第56条の文脈において考慮される技術水準に属さないことになる(理由の8から10まで参照)。

審判部の審決 T 258/03

名称：自動競売方法

抜粋

特許性：技術的手段を含む方法(あり)

進歩性：非技術的側面の取扱い

I. 技術的手段を伴う方法は、欧州特許条約第52条(1)の意味における発明である(審決T 931/95「年金給付制度の管理/PBSパートナーシップ」と対比)(理由4.1から4.4までを参照)。

II. 事業計画の修正から構成され、技術的手段によって解決するのではなく技術的問題を回避することを目的とする方法ステップは、クレームされた主題の技術的性質に寄与することができない(理由の5.7項参照)。

審判部の審決 T 928/03

名称：ビデオゲームシステム及び当該システムに用いられるプログラムを格納する記憶媒体

抜粋

双方向型ビデオゲームで隠されている可能性のある画像表示の表示：専ら精神的なプロセスに対処するもの（非該当）

画像表示の形状-純粋に美的創作（該当）

ゲームのルールを要件として具体的な実装-技術的貢献（該当）

進歩性（あり）

審判部の審決 T 424/03

名称：クリップボード形式を拡張したデータ転送

抜粋

異議申立に対する応答において遅れて提出された出願：認められた（はい）

コンピュータを操作する方法：コンピュータ・プログラムとして除外される（いいえ）

新規性/進歩性（あり）

1. コンピュータを操作する方法に関するクレームのカテゴリーは、コンピュータ・プログラムに関するクレームのカテゴリーとは区別される。方法、特にコンピュータを操作する方法は、コンピュータ・プログラムの助けを借りて実施することができるが、このような方法に関するクレームは、コンピュータ・プログラムのカテゴリーに属するコンピュータ・プログラムを請求しない（理由の5.1項）。
2. コンピュータ可読媒体は技術的製品であり、したがって技術的性質を有する（理由の5.3項）。

審判部の審決 T 154/04

名称：製品分布を推定する方法。

抜粋

特許性-方法、主出願（なし）

特許性-方法、補助出願1（あり）

進歩性-システム、主出願及び補助出願1～3（なし）

補正-クレーム1、補助出願4及び5（認められない）

審判請求（拒絶）

拡大審判部への請求（拒絶）

ビジネス調査方法は、第52条(2)(c)及び(3)に基づき、特許の対象から「それ自体」除外される。

II. ビジネス調査方法の一部としてのデータの収集及び評価は、そのような段階が技術的問題の技術的解決に寄与しない場合、ビジネス調査方法に技術的性質を伝達しない。

審判部の審決 T 306/04

名称：有限容量自動プログラマー

抜粋

技術的目的の達成又は技術的課題の解決の可能性のみでは、第52条(2)及び(3)に基づく除外を回避するには不十分である。

審判部の審決 T 388/04

名称：配信不能として送信者に返信されたメールに応答する方法

抜粋

特許性：事業活動、除外の範囲

1. 主題又は活動が第52条(2)及び(3)に基づき、特許の対象から除外される範囲は、理論的には進歩性の問題とは異なり、進歩性の問題とは独立して検討することができる。
2. 第52条(2)及び(3)の規定により特許の対象から除外される主題又は活動は、特定されていない技術的手段を利用する可能性がある場合であっても、特許の対象から除外される。
3. 主題又は活動は、実用性を有する場合であっても、第52条(2)及び(3)の規定に基づき特許の対象から除外することができる。

審判部の審決 T 1161/04

名称：加重時価総額による株式市場指数の調製

抜粋

進歩性（なし）

審判部の審決 T 1351/04

名称：ファイルを検索する方法及び装置、索引ファイルを作成する方法及び装置

抜粋

技術的手段を伴う方法（該当）

新規性、進歩性（あり）

ファイルを検索するために使用される管理情報を含む索引ファイルは、コンピュータが情報を検索する方法を決定するものであり、技術的課題に対応する技術的手段である。従って、このような索引ファイルを作成するためのコンピュータ実行可能な方法は、同様な技術的性質を有する技術的手段による製造方法と考えることができる。

審判部の審決 T 471/05

名称：最大撮像体積内に収差を抑制する光学系

抜粋

光学系の設計方法に係る特許保護を受ける権利：主用途及び第1補助用途（非該当：保護を求める対象が物理的又は技術的实施に限定されない） - 第2補助用途（該当）

新規性及び進歩性-第2補助出願（あり）

審判部の審決 T 1063/05

名称：装置内を流れる材料の特性を測定するための装置及び当該装置内に具備される導管に当該材料が流れ、当該導管の少なくとも1つに駆動手段を固定する方法。

抜粋

進歩性（あり）

審判部の審決 T 1147/05

名称：情報及びコンピュータデータ信号を記録した環境負荷情報を提供するシステム及び方法

抜粋

進歩性（なし）

拡大審判部への請求（拒絶）

審判部の審決 T 1567/05

名称：建築構造物の強度指示装置及び強度指示プログラム記録媒体

抜粋

色の選択-技術的效果（非該当）

進歩性（なし）

審判部の審決 T 1227/05

名称：1/fノイズから一連の乱数を生成する方法

抜粋

I. 1/fノイズの影響を受ける回路の性能をシミュレートするための数学的ステップを有するコンピュータ実装方法-技術的性質（あり）、技術的課題（未定義）、発明の明確性（なし）

1/fノイズの影響を受ける回路のシミュレーションは、その目的に機能的に限定されたコンピュータ実施方法のための適切に定義された技術的課題を構成する(3.1項)。

II. コンピュータで実装されたシミュレーション方法の具体的な技術的応用は、それ自体が、製造プロセスの本質的部分を形成し、主に中間段階として実際の製造に先行する最新の技術的方法とみなさなければならない。その意味で、このようなシミュレーション方法は、物理的な最終製品をまだ組み込んでいないとの理由だけで、技術的效果を否定することはできない(3.4.2項)。

審決 T 1029/06

名称 環境影響を推定するための方法及び装置

抜粋

環境影響を推定するためのステップ：特許対象から除外(該当)

アイコンの表示：進歩性(なし)

審決 T 1143/06

名称 データ選択システム及びそのための方法

抜粋

進歩性：情報の提示に関する特徴の処理

審決 T 1784/06

名称 データ記録を分類及びリンクするための方法及びコンピュータ・プログラム製品並びに分類システム

抜粋

Comvikアプローチ：EPC第52条(1)(2)(3)と1973年EPC第56条との相互関係(あり)

拡大審判部へ請求(拒絶)

進歩性(なし)

審決 T 354/07

名称 EDPシステムを使用してソフトウェアプログラムをターゲットプラットフォームに転送するための方法及び装置

抜粋

進歩性-なし

ソフトウェア開発の概念的プロセス及びメタメソッドは、一般に、特許性に関連する技術的性質を有しておらず、したがって、技術的課題の解決に関連する技術的効果との直接的な因果関係が実証できない限り、進歩性を正当化することはできない(審決理由の項目2以降を参照)。

審決 T 336/07

名称 下段に表向きの手札を置くマルチゲーム電子ポーカー

抜粋

進歩性：全出願(なし)

技術的性質と非技術的性質との混合

ゲームをプレイするためのルール

1. EPC第52条(2)C)に基づきそれ自体除外される主題が技術的に実施されているという単なる事実は、進歩性の基礎を形成することができない。進歩性は、そのような主題の特定の実施態様のみに基づくことができる。したがって、それ自体除外される主題(例えば、ゲーム又はビジネス方法)がどのように実施されるかを問う必要がある(理由2.4)。
2. 特定の実施態様の検討では、除外されている主題に固有の効果及び利点を超えた、特定の実施特徴に関連する追加の技術的利点又は効果に焦点を当てる必要がある(理由2.5)。
3. ゲームルールのセットは、プレイヤー間で合意された規制の枠組みを定義するものであり、かつ、ゲームの文脈においてのみ意味のある行為、慣習及び条件に関するものである。これは、参加するプレイヤーによってそのように認識され、また、ゲームをプレイするという明示的な目的を果たすものである。そのようなセットに従

ってゲームを実行するための方法及び手段は技術的性質を有する可能性があるが、そのような合意された枠組み、それは純粹に抽象的な精神的構成物である(理由 3.3.1)。

審決 T 1358/09

名称 分類方法及び装置

抜粋

進歩性-(なし)

審決 T 509/07

名称 感知できないレベルでわずかに異なる画像を備えた画像のセット又はシリーズを生成するための方法、そのためのシステム及びそのアプリケーション

抜粋

審判手続において受理されなかった主出願

クレームに記載された非技術的課題の取扱い

審決 T 528/07

名称 起業センター及びその他の環境のための共同ポータルシステム

抜粋

TRIPSの加盟国は進歩性に関して異なる基準を採用する自由がある(項目2参照)。

審決 T 12/08

名称 ゲーム機及びそのための記憶媒体

抜粋

進歩性(あり)

ゲームのルール

審決 T 1539/09

名称 プログラミングシステム

抜粋

進歩性：両出願(なし)

プログラムコードを作成するという意味におけるプログラミングの活動は、少なくとも、特定のアプリケーション又は環境の文脈において技術的効果を達成するための実際的な役割を果たさない限り、精神的なプロセスである。したがって、プログラミング言語における表現手段の選択がプログラマーの精神的労力を軽減する役割を果たすとしても、プログラミング言語の定義及び提供それ自体は技術的課題の解決に貢献しない(項目4-4.2参照)。

審決 T 1741/08

名称 データ処理システムへのデータ入力方法

抜粋

進歩性-主出願及び補助出願(なし)

拡大審判部への請求(拒絶)

GUIデザイン：情報の提示。「ユーザの認知上の負荷を軽減すること」自体は技術的効果ではない。

審決 T 423/11

名称 航空機データ管理のための再構成可能なアルゴリズムネットワーク

抜粋

進歩性-(なし)

審決 T 862/10

名称 ユーザの注意点及び緊急度に基づく警報通知の配置及び提示

抜粋

進歩性(主出願)-なし

進歩性(補助出願)-あり

明確性(補助出願のクレーム1及びクレーム24)-あり

明確性(補助出願のクレーム2からクレーム23まで及びクレーム25からクレーム53まで)-なし

警報対象に割り当てられた値(対象の「緊急度」)に基づいた、コンピュータ画面上の警報対象の配置選択は、追加の技術的効果を有するとみなすことはできない。さらに、当該値の変化に応じた画面上の警報対象の移動も、追加の技術的効果を有しないとみなされる(理由3.3.1参照)。

審決 T 1370/11

名称 拡張可能なオンデマンドプロパティシステム

抜粋

コンピュータ実装方法の実行時間の短縮-一般的に技術的効果ではない。

進歩性-技術的効果(なし)

審決 T 2035/11

名称 価格値をユーザ定義可能なナビゲーションシステム

抜粋

進歩性-主出願(なし)

第一審への付託-(あり)

審決 T 1802/13

名称 脳深部刺激モデルを作成するための方法及びシステム

抜粋

口頭審理-審判請求人の不参加

「混合発明」の進歩性

進歩性-(なし)：情報の提示方法から得られる技術的效果はない。

審決 T 336/14

名称 体外血液治療装置のためのユーザ・インターフェース

抜粋

後日提出の補助出願の受理-(あり)

「混合発明」の進歩性-(なし)

技術的性質及び非技術的性質からなり(「混合発明」)，かつ，非技術的性質がグラフィカルユーザインターフェース(GUI)のユーザに提示される認知的内容に関連する，すなわち，何かが「どのように」提示されるかではなく，「何が」提示されるかに関連するクレームの進歩性を評価する際，提示された内容とともにGUIが，連続的及び／又は誘導された人間と機械との相互作用プロセスによって，技術的課題(その内容が「なぜ」提示されるかに関連する)の実行を信頼できる形で支援しているか否かをユーザが分析しなければならない(項目1.2参照)。

審決 T 697/17

名称 単一のステートメントで徴収対価及びスカラ値を有する列に変更するためのSQL言語拡張

抜粋

特許可能な発明-コンピュータ実装発明

特許可能な発明-発明の技術的性質

特許可能な発明-(あり)

進歩性-技術的性質と非技術的性質との混合

進歩性-課題及び解決策の記載

第一審への付託

審決 T 1924/17

名称 データ一貫性管理

抜粋

進歩性-技術的性質と非技術的性質との混合

進歩性-技術的性質の特定

EPC第52条(2)(a)及び(3)の解釈-数学的方法自体

第一審への付託-(あり)

附則III 遺伝資源へのアクセス協定(RR. GG)

1. 序論

アンデス共同体諸国は、多種多様な生物種及び遺伝資源(以降、GRと略称)を有しているため、関連メガ生物多様性同志国家(LMMC(英語の頭字語がLike-Minded Megadiverse Countries))の一部をなす。LMMC諸国は、とりわけ、生物多様性及びその構成要素の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を効果的に促進・保護する国際的な制度の発展促進の目的を設定する。当該制度は、次の要素を検討する。生物素材の法的出所の証明、並びに当該素材の原産国によって付与されるアクセス条件に厳密に従う特許の出願及び付与の要件としての、遺伝素材へのアクセスに係る事前の情報に基づく同意及び合意条件。

したがって、GRの管理は、種の保全を保証し、GR及びその派生物へのアクセスを通じた領域の経済的発展に寄与するために、生物多様性の持続可能な利用の管理を可能にする仕組みの1つを構成する。

メガ多様性国家によって定められたGRへのアクセスに関するその他の目的は、以下のとおりである。

- ・生物多様性及びGRの保全及び持続可能な利用のために、一段と強固な南南協力の枠組内で、戦略的プロジェクト並びに二国間、地域内及び国際的な協定を展開すること
- ・現行の知的所有権体系が、特許出願及びその他の関連する権利の評価において、生物多様性における伝統的知識の考慮を促進すること
- ・学術機関又は民間機関の消極的な行動に係る情報交換及び原産国のGRの目的の管理を可能にする仕組みの発展を通じて、GRの不適切又は違法な流用に共同で対抗すること

2. 規制の枠組み

2.1 GRに関する国際的枠組み

GRに関する国際的枠組みは、幾つかの国際協定及び文書からなる。最も関連するものを以下に列記する。

2.1.1 生物の多様性に関する条約(CBD)

CBDは、1993年12月29日に発効した。本条約は3つの主な目的を有する。生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用並びに遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分。

本条約は、自国の天然資源に対する主権的権利を認め、したがって、各国の管轄権の範囲内にある地域における遺伝資源へのアクセス条件を規制する権限を認める。CBD第15条は、経済的なアクセスと利益配分に関する一連の原則(以降、APBと略称)を集約している。これらの原則のうち、重要事項を以下に言及する。

- ・ 遺伝資源へのアクセスは、当該資源がアクセスされる国の承認(すなわち「事前の情報に基づく同意」)に従うことを条件とする。
- ・ 遺伝資源へのアクセス又はその利用の条件及び生じる利益の共有方法は、合意されなければならない。ABSは、資源を提供する国と交渉される「相互に合意する条件」に基づいていなければならない(この機能は一部の国では機関又は共同体へ権限委任される)。

2.1.2 名古屋議定書

名古屋議定書は、2010年10月29日に名古屋で承認され、2014年10月12日に発効した。本議定書は、CBDの第3の目的の実施及び促進のための国際的枠組みを定めている。その主な目的は、GRの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分であり、よって、生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与するものである。CAN諸国は、GRへのアクセス並びに前記条約に定める、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に署名した。

2.2 GRに関するアンデス共同体の枠組み

2.2.1 決議391

1996年アンデス決議391(以降、決議391と略称)は、GRへのアクセスを規制し、かつ、資源所有者としての各加盟国と当該資源へのアクセス及び利用の承認を請求する者との間の相互に合意する条件を設定するための仕組みとしてGR及びその派生物へのアクセス契約を定義づける規範となっている。

決議391の目的は、以下のとおりである。

- a. アクセスから生じる利益への公正かつ衡平な関与のための条件を設定すること
- b. 特に、関与するものが先住民、アフリカ系アメリカ人又は地域社会である場合、GR及びその派生物並びにそれらの関連した無形の構成要素の認識並びに評価の基礎を構築すること
- c. 生物多様性の保全及びGRを含む生物資源の持続可能な利用を促進すること
- d. 地方、国家及び地域のレベルにおける科学的、技術的及び専門的な能力の強化及び発展を促進すること、及び
- e. 加盟国の交渉能力を強化すること

決議391は、加盟国が原産国であるGR、その派生物及び無形の構成要素並びに自然上の理由に基因して加盟国の領土内に存在する移動性の種のGRに適用される。

決議391補則その3に従って、知的所有権の事項を管轄する国内官庁は、保護が請求される発明が、何れかの加盟国が原産国である遺伝資源又は派生物から取得され、又は開発されている場合に、該当する権利の付与に対する事前要件として、アクセス契約を提出することを出願人に対して要求する。

2.2.2 決議第486号

アンデス決議第486号（以降、決議486と略称）は、生物学的及び遺伝的な遺産並びに伝統的知識（以降、TKと略称）に関する第3条において、次を定めている。

「加盟国は、産業財産権の諸要素に与えられる保護が、当該国の生物学的及び遺伝的な遺産並びに先住民、アフリカ系アメリカ人又は地域社会の伝統的知識を保護し、かつ、尊重することによって付与されることを保証する。したがって、当該遺産又は当該知識から得られた素材から開発された発明に関する特許の付与は、国家間、共同体の及び国内の法体系に従って取得されたものに従うことを条件とする。

加盟国は、共通の知識について決定するために、先住民、アフリカ系アメリカ人又は地域社会の権利及び権限を承認する。

本決議の規定は、現行の改正を伴う決議391に定められた内容に反しない方法で適用され、かつ、解釈される。」

決議391補則その3に整合して、決議486の第26条h)は、特許が請求されている「もの」又は方法が、何れかの加盟国が原産国であるGR又はその派生物から取得され、又は開発されている場合に、特許出願はアクセス契約の写しを含まなければならないことを定めている。同様に、第26条i)は、保護が請求されるGRを包含する「もの」又は方法が、加盟国が原産国である伝統的知識から取得され、又は開発されている場合に、先住民、アフリカ系アメリカ人又は地域社会の伝統的知識の利用のライセンス又は承認を認定する書類の写しを官庁が要求することを定めている。

さらに、決議486補完規定における第275条は、以下を定めている。

「決議391補則その3に従って、GRへのアクセス事項を管轄する国内当局及び管轄国内官庁は、遅くとも2001年12月31日までに、承認されたアクセス契約及び付与された知的所有権に関する情報交換体制を設定するものとする。」

2.2.3 国内法

各加盟国が前述の共同体決議の適用及び実施のために定め、かつ、審査官によって検討されなければならないその他の国内法及び規則が存在することを肝に銘じることが重要である。

3. 遺伝資源に関する定義

3.1 遺伝資源の定義

CBD第2条によれば、「遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう」。遺伝素材は、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材である」。

決議391第1条に含まれる定義によれば、遺伝資源は、実際の又は潜在的な価値又は実用性に係る遺伝情報を含む生物学的性質を有する素材である。

GR供給源の例

微生物，植物品種，動物品種，遺伝子配列，ヌクレオチド及びアミノ酸の配列に関する情報，生物学的特性，分子事象，プラスミド並びにベクター

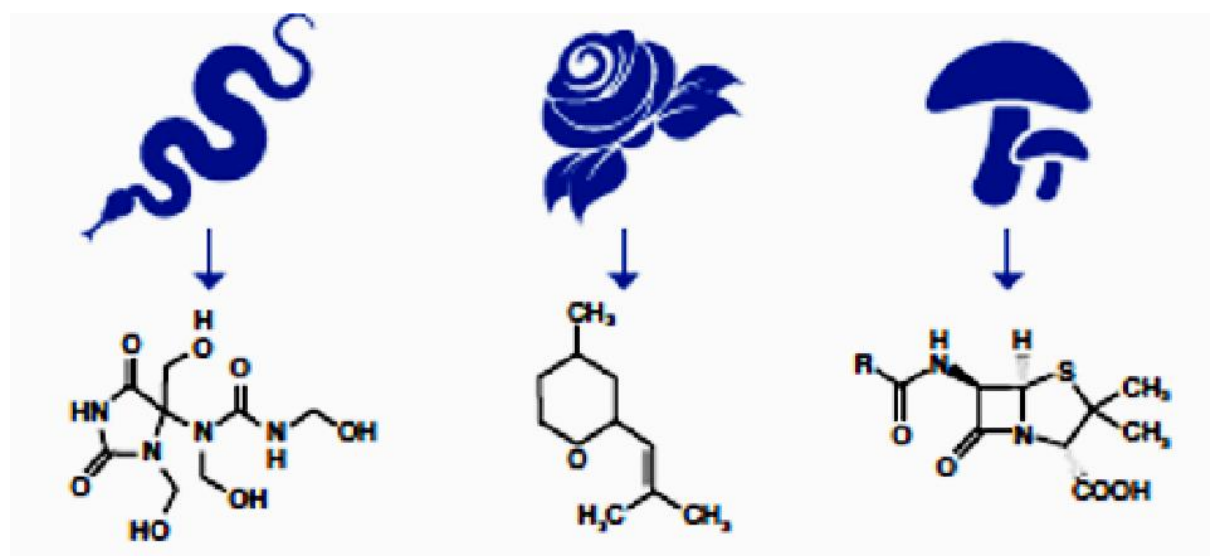
3.2 GRからの派生物の定義

決議 391 の第 1 条に含まれる定義によれば，派生物とは，生物から得られる代謝物，生物に由来する（生物の生死に拘らず生物の粗抽出物を含む）天然の分子又はこれらの組み合わせ若しくは混合物として定義される。

GRからの派生物の例

図1：遺伝資源とその派生物の例

遺伝資源（含まれるもの）	派生物
ヘビ	（有効成分）毒
バラ	（生成する化学品）芳香剤
菌類	（抗生物質）ペニシリン



3.3 GRへのアクセスに関する定義

決議391第1条に定められたGRに関する一部の定義を以下に列記する。

アクセス：生息域内及び生息域外の状況で保全されているGR，その派生物又は該当する場合はその無形の構成要素を，とりわけ，研究，生物探索，保全，産業用途又は商業利用の目的のために，取得し，かつ，利用すること

バイオテクノロジー：物又は方法の特定用途のための創出又は改変のために，生物系又は生物，その一部若しくはその派生物を利用する技術の応用

無形の構成要素：知的財産制度によって保護されているか否かに拘らず，遺伝資源又はその派生物若しくはこれらを含む生物資源と関連した，実際の又は潜在的な価値を有するあらゆる知識，革新又は個人的若しくは集団的な慣行

生物多様性：陸上及び海洋の生態系並びにその他の水生生態系並びにそれらが一部をなす生態学的複合体を含むがこれに限定されないすべての供給源の生物の変異性。これには，自然上及び培養上の過程の結果として，各種内，種間及び生態系内に存在する多様性を含む。

遺伝的多様性：種間及び種内の遺伝子及び遺伝子型における変異。生物に含まれる遺伝情報の総計

遺伝資源の原産国：生息域内の状況でのGR(生息域内に置かれていたが今は生息域外に存在するGRを含む)を所有する国

合成物：遺伝情報又はその他の生物分子から人為的プロセスを通じて取得される物質。これは，人為的プロセス(半合成)を介して，派生物の変換を通じて取得される半加工の抽出物及び物質を含む。

生物資源：遺伝資源又はその派生物に含まれる，実際の又は潜在的な価値又は実用性を有する個体，生物若しくはその一部，母集団又は生物的な構成要素

4. GRへのアクセス契約

決議391によれば，アクセス契約とは，GR，その派生物及び該当する場合は関連する無形の構成要素へのアクセスに係る条件を定める，国に代わって管轄する国内当局と利用者との合意である。当初の概念から，管轄屋内官庁と利害関係者との間で署名されたGRアクセス契約は，活動が分子系統分類学，生態学，進化学及び分子生物地理学でない場合に，生物探索，産業用途及び商業利用又は商業的目的を伴わない基礎研究の目的のために，GR又はその派生物へのアクセスを許可する承認を構成することになる。

5. 管轄国内当局(ANC)

省略

6. アクセス契約を作成する必要がある状況

GR及びその派生物へのアクセスを構成する活動は、野生、飼育・栽培下又は飼育から逃れた形態であるか否かに拘らず、国土又は国土外で発見されたウイルス、ウイロイド等を含む在来種でもって作製された次の活動を含む。

- a. 自然界で発見されるすべての形態のDNA及び／又はRNAの機能的及び非機能的な単位の分離を探索する活動
- b. 生物の代謝によって生産される低分子及び高分子として理解される1又は幾つかの分子の単離を探索する活動

これらの活動は、野生、飼育・栽培下又は飼育から逃れた形態に導入された種由来のGR及びその派生物並びにヒト由来のGR及びその派生物に実施された場合、GR及びその派生物へのアクセスを構成しない。

GR又はその派生物から取得され、又は開発されている「もの」又は方法に関して特許出願を求める場合、出願人は、決議486に従って、GR及びその派生物へのアクセス契約の写しを提示しなければならない。

7. 特許出願処理中における決議486に従う要件

決議486第26条は、発明に関する特許出願に、h)及びi)が示すものを添付しなければならないとの要件を定めている。

「h) 特許が請求されている物又は方法が何れかの加盟国が原産国であるGR又はその派生物から取得され、又は開発されている場合で該当するときは、アクセス契約の写し

i) 決議391の規定、その改正及び現行の規則に従って、保護が請求されている物又は方法が何れかの加盟国が原産国である知識に基づいて取得され、又は開発されている場合で該当するときは、当該加盟国の先住民、アフリカ系アメリカ人又は地域社会の伝統的知識の利用のライセンス又は承認を証明する書類の写し」

遺伝資源の利用に基づく特許の例：サリノスポラミド

サリノスポラ・トロピカは、バハマ沖の海成堆積物で発見された海洋放線菌類である。1989年に、バハマ政府は、カリフォルニア大学スクリップス海洋研究所に対して、潜在的な薬剤候補を探し出すプロジェクトにおいて堆積物を収集し、試料を利用することを認可した。研究者らは、サリノスポラ・トロピカによって生産された二次代謝物のサリノスポラミドAを発見した。同物質は、プロテアソーム阻害を介して抗癌作用を示すものであった。カリフォルニア大学は、サリノスポラミドの幾つかの医療的用途に関して特許を出願した。それ以来、他の企業が、サリノスポラミドA及び類似物の合成に関し

て特許を出願した。この事例は、CBD及び名古屋議定書より前のことであるが、如何にして遺伝資源の利用が特許保護を促進するか及び相互に合意する条件の文脈においてどのような検討すべき課題があるかの良い例である。

7.1 決議486第26条に基づくアクセス契約を提示する必要性を確認するためのプロセス
審査官は、特許が請求されている物又は方法がGR又はその派生物から取得され、又は開発されているかについて検証する。この検証は、少なくとも、その出所が、CAN諸国の何れかである場合又は必要に応じて各加盟国が当事国であるその他の国際条約に由来する場合は、実施されなければならない。

この要件は、出願人が、少なくとも、アクセス契約の登録番号及び契約の単純な写しを提供するときには、訂正することができる。

各CAN加盟国は、発明特許出願に係る当初の出願又は請求において、確認の手段(例えば、GRアクセス契約に関する宣言を行うこと)を定めることができる。

加盟国は、アクセス契約の提出の必要性を確認するためのプロセスを定める責務を負う。このプロセスを実施するために、官庁は、附則IV § 6「検証プロセスの例及び推奨事項」に推奨されたプロセスのステップの1又は複数を組み込むことが推奨されている。

CAN加盟国のアクセス契約を複写する要件に関する幾つかの事例の例は、附則IV § 6で参照することができる。

附則IV 審査事例

1. 明確性、簡潔性及び十分性の例

例1

記載の不十分性及びクレームの明確性の欠如の例

事例番号：PE 000956-2007/OIN

名称：宿酔を軽減し、予防するためのスーパーオキシドジスムターゼ及びサボテンを含む組成物

概要：アルコール摂取に伴う典型的な症状(「宿酔」)を予防し、最小限に抑え、その回復を加速させ、同一の目的を有する既存の組成物の欠点を克服する組成物。これは、いくつかの成分の中でも、主に、スーパーオキシドジスムターゼと、ノパルサボテンと、セサミンと、 α -リボ酸とを含有する。加えて、これは、摂取者の精神的及び身体的発達を増進する強力な抗酸化剤を有し、身体其自然防御を強化する栄養価を含有する。本組成物は、a) 50～300mgのスーパーオキシドジスムターゼと、b) 250～800mgのノパルサボテンと、c) 250～500mgのセサミンと、d) 50～300mgのアルファリポ酸と、e) 他の化合物、例えば、とりわけ、チアミン、ナイアシン、葉酸、ビタミンB12、パントテン酸、gingo biloba抽出物、カフェインとを含む。明細書は、保護を受けようとする組成物に関する実施例を含まない。

拒絶されたクレーム：「アルコール誘導性宿酔に伴う症状を予防し、その影響を最小限に抑え、それから迅速に回復するための組成物であって、スーパーオキシドジスムターゼをその組成の主要な要素として有することを特徴とする組成物。」

拒絶理由：不十分な記載：明細書は、技術的課題又は発明が提起する解決手段の理解することができないと指摘された。同様に、審査官は、明細書が発明を実行又は実施する方法の理解するための実施例を含まないことから、保護を受けようとする組成物が如何なるものかが明確でないと指摘した。明細書は、成分の一部(スーパーオキシドジスムターゼ、ノパルサボテン、セサミン及びアルファリポ酸)について一定の範囲を表示しているが、他のもの(チアミン、ナイアシン、ビタミンB6、葉酸、ビタミンB12等)の存在と、これらが存在する範囲とを指定することなく表示している。この理由により、保護されるべき組成物は、当該技術の熟練者がそれを実施することができる方法により記載されていない。

クレームの明確性の欠如／達成すべき成果による定義：審査官は、「アルコール誘導性宿酔に伴う症状を予防し、その影響を最小限に抑え、それから迅速に回復する」ことへの言及は、本発明の構造的又は機能的な不可欠な技術的特徴を構成せず、それどころか、解決すべき技術的課題の解決手段であるため、クレームの範囲が、本発明の組成物のみでなく、当該結果を実現する現在又は将来のすべての代替手段をも含むと指摘した。さらに、当該組成物は、含有する成分により適切に定義されなければならないとし

た。「及びクレームの章の一部であるその他のもの」という表現は、組成物中に存在する追加の成分を指定していないことから不明確であり、これは、出願の保護範囲を明確に決定することができない。

例2

図面に含まれる特徴をクレームに包含させた例

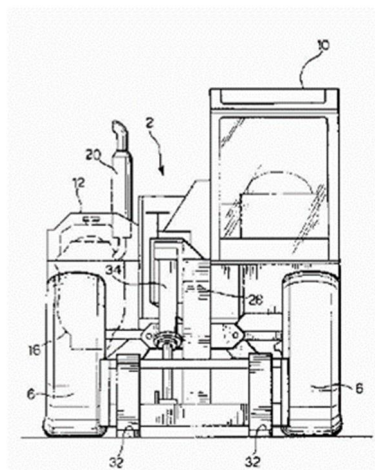
事例番号：EP 0 375 705 / T 0398/00

名称：伸縮式リフティングアームを備えたフォークリフト

背景／概要：構造物の後部に連結されたリフティングアーム(22)を有する車輪付き構造物と、構造物の長手軸(AA)の一方の側に、構造物の一方の側にある運転室(10)とを含むタイプのフォークリフトにおいて、トラックを推進し、アームを駆動する内燃機関(16)は、運転室(10)とは長手軸の反対側にあり、かつ、それとともに少なくともリフティングアーム(22)と同じ幅の空間(14)を形成するように運転室から分離されているハウジング(12)内に配置される。アーム(22)は、運転室内で作業するオペレーターの視界を妨害しないように、その完全に下降した位置では、それが空間に部分的に収容されるような位置で、フォークリフトの構造物に連結される。

運転室が標準的な体格のオペレーター向けに設計されるという事実と、特にオペレーターの視界を改善することに伴う不可欠な技術的課題に照らして考慮すると、リフティングアームの連結軸がその水平視野平面よりも下にあることが図面から明確である。さらに、特に図面の図2で明確に分かるとおり、エンジンをその高さの大部分が車輪の上部に接する平面よりも下にある状態で配置することにより、オペレーターの側の視界の妨害が最小限まで低減されることが明らかであった。

図2



所見：図面は、エンジンの高さの約3分の2が車輪の上部に接する平面よりも下にある車両を表すことができる。エンジンの大部分が所与のレベルよりも下にあることを定義する補正は、車輪に対するエンジンの当該空間的配置が実際に技術的課題を解決することを目的とした意図的な手段であることを当該技術の熟練者に認識され、主題を拡張するものではない。

例3

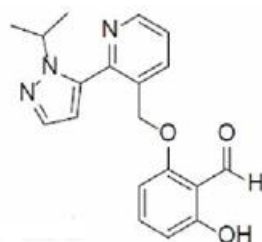
パラメータに基づいて記述されたクレームの例（結晶性化合物の場合）

事例番号：PE 000022-2016/DIN

名称 「2-ヒドロキシ-6-((2-(1-イソプロピル-1H-ピラゾール-5-IL)ピリジン-3-IL)メトキシ)ベンズアルデヒドの遊離塩基の結晶多形」

クレーム1

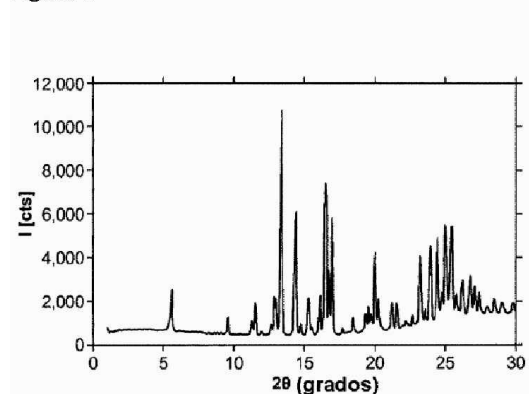
粉末X線回折（Cu K α 線）パターンが、粉末 23.18°, 23.92°, 24.40°, 24.99°, 25.39°及び26.72°, 2 θ （それぞれ $\pm 0.2^\circ$ 2 θ ）であることを特徴とする下記化合物1の結晶形態 II



化合物1

所見：本発明の特定のパラメータに基づくこの種の表現は、結晶多形の場合に受け入れられる。なぜなら、化合物がその結晶の性質によってのみ定義される場合には、その範囲を決定することができないからである。このような場合、化合物の名称又は化学構造に加えて、関連する特性であるため、相対強度（Intensidad）が30%以上であるXRPDスペクトルの回折角によって特徴づけられなければならない。明細書のFigura 5は、回折角のピーク及びそれぞれの強度をプロットした、クレームされた結晶形態の回折図を明らかにしている。

Figura 5



2 θ	Intensidad (%)	2 θ	Intensidad (%)
6.2 $\pm$ 0.20	24	23.92 $\pm$ 0.20	41
8.85 $\pm$ 0.20	22	24.40 $\pm$ 0.20	44
9.97 $\pm$ 0.20	21	24.73 $\pm$ 0.20	22
13.7 $\pm$ 0.20	100	24.99 $\pm$ 0.20	50
13.7 $\pm$ 0.20	56	25.12 $\pm$ 0.20	28
13.31 $\pm$ 0.20	21	25.39 $\pm$ 0.20	51
10.9 $\pm$ 0.20	23	25.70 $\pm$ 0.20	21
14.5 $\pm$ 0.20	69	26.19 $\pm$ 0.20	27
17.5 $\pm$ 0.20	32	26.72 $\pm$ 0.20	30
19.6 $\pm$ 0.20	53	27.02 $\pm$ 0.20	25
19.5 $\pm$ 0.20	39	27.34 $\pm$ 0.20	23
22.2 $\pm$ 0.20	20	28.44 $\pm$ 0.20	20
18.18 $\pm$ 0.20	38		

さらに、この明細書には、25個の回折角の相対強度を説明する表も開示されている。矢印で示された値により、クレームが相対強度30%以上のすべてのピーク（回折角）を

説明していることを確認できる。

結論：クレームは、決議486の第30条に基づく明確性の要件を充足する。

例4

明確性の欠如の例，パラメータに基づいて定義されたクレーム

事例番号：EP 0011915

名称：捲縮性ポリエステル糸の改善

事件の概要

本発明は、糸の捲縮が一定のパラメータ，例えば初期捲縮及び機械的捲縮安定性の百分率に基づいて定義されている，延伸され，捲縮されたポリエステル糸に関する。

クレーム

歯車延伸され，捲縮されるポリエステル糸であって，初期捲縮(EK)が少なくとも1.5%であり，機械的捲縮安定性(KB)が0%超であることを特徴とする潜在嵩高性を有するポリエステル糸。ここで，初期捲縮(EK)及び機械的捲縮安定性(KB)は以下のように測定される。すなわち，歯車延伸され，捲縮された潜在嵩高性を有するポリエステル糸を1.0センチニュートン／テックスの張力で得て，円周1m及び合計250デシテックスの撚り（糸のねじれ）を形成すること，撚りを延伸し，0.01センチニュートン／テックスの荷重をあらかじめ負荷させ，120℃で10分間加熱して，嵩高くして，次いで，冷却すること，撚りに1センチニュートン／テックスの力を10秒間負荷し，その長さL₀を測定すること，10分後に，0.1センチニュートン／テックスの荷重を負荷して，撚りの長さL₁を再度測定すること，10分の間隔を置いた後に，0.1センチニュートン／テックスの力を10秒間負荷し，その直後に，10センチニュートン／テックスの力を10秒間負荷すること，20分後に，撚り糸の長さL₃を0.01センチニュートン／テックスの荷重下で測定すること。

$$EK = \frac{L_0 - L_1}{L_0} \times 100\% \qquad KB = \frac{L_0 - L_1}{L_0 - L_1} \times 100\%$$

この場合，表示されたパラメータをポリエステル糸の化学分析及び物理的特性の測定により決定することができるという事実を考慮して，クレームの明確性に疑義を唱えることはできない。捲縮ポリエステル糸の物理的構造をそのパラメータ（初期捲縮及び機械的捲縮安定性）によって特徴付けることは，本発明の技術分野で一般的であることから，また，捲縮ポリエステル糸の構造は，その他の方法で合理的な方法により適切に定義することができない性質であることを理由として，認められる。当該技術の熟練者は，当然に，場合によっては統計分析を使用する必要があり得る，決定がはるかに複雑である他のパラメータ，例えば，カール形状の頻度及び安定性ではなく，これらのパラメータ

を使用すると考えられる。この場合、クレームのパラメータは、明細書に含まれる指示に従うことにより確実に得ることができる。

結論：クレームは、明確である。

例5

製造方法により定義された「もの」クレームを包含する例

事例番号：T 828/08

名称：コーティング工程及びそのための装置

背景／概要

審査部は、メインクレームであるD2、つまり、クレーム1記載の方法は、DE-A-32 00 034に対して進歩性を有さず、D2及びD6、つまり、クレーム16記載の発明及び一般に知られているコーティングされた金属板に対するクレーム19に記載のコーティングされた金属板は、DE-A-1 621 848に対して新規性を有しないと結論付けた。

クレーム

1. 厚さに関する長手方向寸法に関して本質的に平面的な構成を有する金属板(2)の一方の側に少なくとも部分的なコーティング(4)を施すための方法であって、金属板(2)[削除：規定の]が凸状に変形し、次いで、金属板(2)が変形した状態でプロセス温度(プロセスT)でコーティング(4)が施され、その結果、プロセス温度(プロセスT)から逸脱する使用又は周囲温度(TRE)で、コーティング(4)を含む金属板(2)が平坦な形状[削除：所望の]をとり、金属板(2)が、0.05～0.5mmの厚さを有し、コーティング(4)が、10nm～100 μ mの厚さを有することを特徴とする方法。

14. 熱膨張係数が金属板(2)の熱膨張係数とは異なる材料のコーティング(4)を有し、コーティング(4)が、金属板(2)上に剪断応力をかけずに配置される、クレーム1～[削除：15]13の何れか1項記載の方法により製造されるコーティングされた金属板(2)。

所見：クレーム1の特徴は、従来の技術水準と比較して、コーティングを含む平坦な形状から、この構造物が再度周囲温度に達した後又は動作温度に達した後に、金属板no 反りを阻止又は防止するとの課題を解決する。この課題を解決するために、当該技術の熟練者は、自己の専門分野における一定の専門知識を、場合により隣接分野又は主要な一般分野に適用すると予想することができる。D2は、コーティングの特殊分野に関するものであることから、それが金属コーティング分野における専門家の一般的な技術的知識の一部であるより高度な一般技術分野の技術水準に属するか否かという問題に取り組む必要はない。したがって、認識された技術水準に基づいて、D2により、クレーム1記載の方法に進歩性が問題とされることはない。

しかし、調査により確定された技術水準は、技術的膨張係数が金属板の技術的膨張係数とは異なる材料のコーティングが施されている金属板及びこのコーティングが金属板上に剪断応力なしに配置されることに言及していない。したがって、クレーム14の対象

は、先行技術と比較して当初から新規である。先行技術はまた、金属板上のコーティングの当該応力が無い配置に関する示唆を含まないことから、この主題もまた、先行技術と比較して進歩性を有する。

例6

結晶多形の例(明確性、十分性及び裏付け)

事例番号：B0 SP126-2015

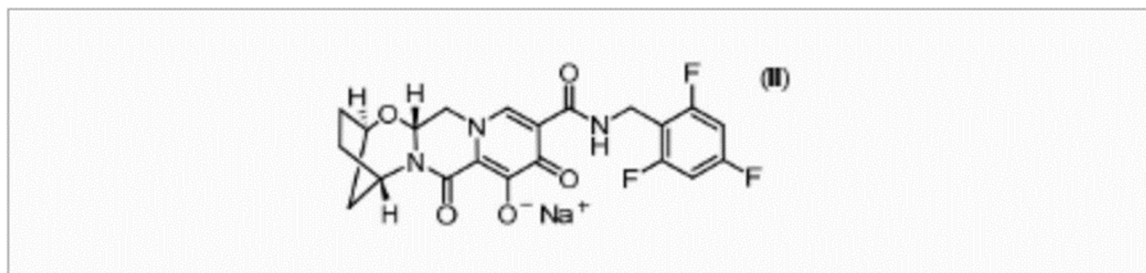
名称：(2R, 5S, 13 aR)-7, 9-ジオキソ-10-((2, 4, 6-トリフルオロベンジル)カルバモイル)-2, 3, 4, 5, 7, 9, 13, 13a-オクタヒドロ-2ナトリウム, 5-メタンピリド[1', 2', 4, 5]ピラジノ[2, 1-b][1, 3]オキサゼピン-8-オラート

背景/概要

本発明は、(2R, 5S, 13aR)-7, 9-ジオキソ-10-((2, 4, 6-トリフルオロベンジル)カルバモイル)-2, 3, 4, 5, 7, 9, 13, 13a-オクタヒドロ-2, 5メタノピリド[1', 2':4, 5]ピラジノ[2, 1-b][1, 3]オキサゼピン-8-オラートのナトリウム塩(式II)及びその関連結晶形態に関する。本発明はまた、HIVの治療に有用な、前記化合物及び結晶形態の医薬製剤並びに合成方法に関する。

所見された文言/クレーム

1. 式IIの化合物:



ここで、当該化合物は結晶であり、 $28.5^{\circ}2-\theta \pm 0.2^{\circ}$ を特徴づけられる。

所見: 結晶形の明確さ、簡潔さ及び裏付けに関して疑義はなかった。

例7

医薬組成物の例(明確性、達成すべき効果)

事例番号：EC IEPI-2014-19920/ECSP14019920

名称：フィプロニル及びペルメトリンからなる塗布薬並びにそれらの使用方法

背景/概要

ペルメトリン、フィプロニル、及びこれら2つの有効成分を可溶化し、フィプロニルのスルホンへの分解並びに動物及びその環境への塗布薬剤としての使用において、使用を制限するのに十分な溶媒系を含む、非常に効果的で安定な塗布薬剤。有用な製剤は、約30%～約55%(w/w)のペルメトリン及び約2%～約15%(w/w)のフィプロニルと、N-メチルピ

ロリド及びグリコール，グリコールエーテル，脂肪酸エステル又は中性油を含む溶媒系とを含み，溶媒系はN-メチルピロリドン1に対して，グリコール，グリコールエーテル，脂肪酸エステル又は中性油は約1:2.0～約1:3.5の重量比で存在する。上記有効成分が記載された量で組み合わせた製剤は，サシバエに対して予想外に改善された忌避活性を示す。本明細書に記載された製剤は，動物への適用後に相乗的な濃度を維持することを可能にする溶解力及び安定性を提供する。

所見された文言／クレーム

クレーム21「さらに，製剤化の約3月後に，HPLCによって測定されたフィプロニルのピーク面積に対して約3.5面積%未満のフィプロニルスルホンを含む。」

クレーム22「それはまた，フィプロニルスルホンを含み，処方の約3月後の前記フィプロニルスルホンの量は，処方の時点で存在する前記フィプロニルスルホンの元の量の50%を超えて増加していない。」

クレーム23「約2%(w/w)から約15%(w/w)のフィプロニルと，約30%(w/w)から約55%(w/w)のペルメトリンと，中性油と，N-メチルピロリドンと，フィプロニルスルホンとを含み，前記中性油は，処方の約3月後の前記フィプロニルスルホンの量が，処方の瞬間に存在する前記フィプロニルスルホンの元の量に対して50%を超えて増加しない量で存在することを特徴とする。」

上記クレームは，達成されるべき効果によって定義され，アンデス共同体特許審査便覧41ページに以下の記載に従い，クレームは認められない。

「クレームは，その本質的，構造的又は機能的特徴によって発明を定義しなければならない。達成されるべき効果（例えば，「99%の性能を有することを特徴とする蒸留装置」）によって発明を定義することは認められない。なぜなら，実際には，それは解決すべき技術課題を定義することと同等であり，クレームの範囲は，出願人によって提案された解決策のみならず，その結果に到達する現在又は将来のすべての代替案を含むからである。

達成されるべき効果は，発明の技術的特徴ではない。効果をクレームに記載することができるが，発明を技術的特徴で定義すると，常に明確性欠如を伴う。」

同様に，クレーム23において，用語「約」は，クレームの範囲を明確に定義することにならない，明確性を欠如するとして疑義を唱える必要がある。

したがって，クレーム21，22及び23は，アンデス共同体決議486第30条に適合しない。

2. 特許性あり及び特許性なしの事例

2.1 用途特許の例

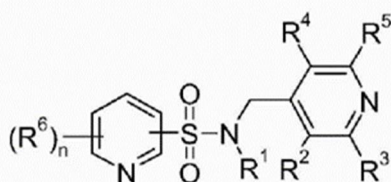
事例番号 1

化学分野 / 提起された異議の例：用途

事例番号：PE 000160-2007/OIN

名称：ピリジン-4-イルメタアミド

異議対象のクレーム：「クレーム1記載の式(I)で表されるピリジン 4-イルメチルアミド及びそのN-オキシド又は農業で許容されるそれら塩を使用した，植物病原菌の駆除」（クレーム13）。「植物病原菌の駆除方法であって，菌類又は菌類の攻撃から保護する材料，植物，土壌又は種子を，クレーム1記載の式(I)で表されるピリジン 4-イルメチルアミド化合物及び／又はN-オキシド若しくは農業で許容されるそれら塩からの1つで処理することを含む。」（クレーム16）



異議申立：

用途：クレーム13の内容は，式(I)で表される生成物の用途に対応する。クレーム16は，ピリジン-4-イルメチルアミド誘導体(I)を使用して植物病原菌又は節足動物害虫を駆除する方法を説明する際に，生成物（この場合は，式(I)で表されるピリジン4-イルメチルアミド誘導体の用途の例）の用途にも言及している。

法的根拠：アンデス共同体司法裁判所による決議486第14条の解釈（プロセス番号 89-AI-2000）

例2

治療方法(特許可能でない)の例

事例番号：EC IEPI-2015-11764 / ECSP15011764

非転移性去勢抵抗性前立腺がん

背景／概要

非転移性去勢抵抗性前立腺がんの処置において使用するための抗アンドロゲン剤が本発明において記載されている。

分析対象の文言／クレーム

1. 男性における非転移性去勢抵抗性前立腺がんを処置する方法であって、非転移性去勢抵抗性前立腺がんを有する男性に治療有効量の抗アンドロゲン剤を投与することを含む方法。

庁の意見：

「クレームは、処置方法を特徴付けている。治療方法は、アンデス共同体決議486第20条(d)に従って特許性を有するとはみなさない。」

出願人の意見：

「拒絶理由は、本発明の対象の客観的現実性に基づくものではない。なぜなら、本発明の対象は、主張されているように処置方法ではなく、むしろ、式及びその変更がクレームに挿入され、かつ、適用される共同体決議に規定された特許性要件を満たす化合物を構成するからである。

また、如何なる形であれ、特許がクレームされる発明の対象は、誤って記述されているように、診断方法を構成しない。(…)

答弁書には、化合物の非倫理的性質を実証しようとする哲学的推論はおろか技術的推論さえも存在しない。無意味な戯言は、権利抹消の根拠とはなり得ない。

同様に、研究から生じる新規な製品が、発明の対象となり、その結果、特許として登録を受け、当該登録に由来する保護を取得する可能性を欠くという主張に法的根拠は存在しない。詳細には、特許の分野における著名な法学者であるPhilip W. Grubb博士は、次のことを強調している。「新規な医薬組成物は、2種以上の医薬有効成分…を含む組合せ調製物、新規な薬物送達システム又は剤形、及び薬物として以前に使用されていない製品を従来の医薬担体又は賦形剤とともに含む組成物という3つの異なるタイプを有することができる。これらはすべて、技術水準にない場合は、特許性を有する。1988年に刊行されたGennaro R. Alfonsoによる「薬学」に関する著作、ALAFARは、特許に関する法律論文の一部ではないことが確実であり、それを引用することにより、化合物をその投与形態と混同しようとしており、これに、組成物に関するインターネット上で見出された定義を追加しているが、当該定義は、その特許性には一切言及していない。」

クレーム1～29は、前立腺がんを処置する方法を特徴とし、かつ、人間における薬物の用量及び投与経路を表示していることから、治療方法に言及しており、これらのクレームは、アンデス決議486第20条(d)に従って特許性を有さない。

例3

除草剤の例（特許性に影響を受けない用）

事例番号：EC IEPI-2015-16620/ECSP15016620

名称：アミノシクロピラクロール及びフルロキシピルの散布による雑草の相乗的防除

背景／概要

相乗的な除草有効量の (a) アミノシクロピラクロール又はその農業上許容される塩若しくはエステルと、 (b) フルロキシピル又はその農業上許容される塩若しくはエステルとを含む除草組成物が本明細書に記載される。また、望ましくない植生を制御する方法も本明細書に記載され、これには、植生への適用、植生に隣接する領域への適用又は土壌若しくは水への適用が含まれ、植生の発生又は成長を防止する (a) アミノシクロピラクロール又はその農業上許容される塩若しくはエステルと、 (b) フルロキシピル又はその農業上許容される塩若しくはエステルとであり、(a) 及び (b) はそれぞれ相乗的な除草効果を生じるのに十分な量で添加される。

所見された文言／クレーム

13. 望ましくない植生を制御する方法であって、植生への適用、植生に隣接する領域への適用又は土壌若しくは水への適用を含み、植生の発芽又は成長を防止する方法であって、(a) アミノシクロピラクロール又はその農業上許容される塩若しくはエステルと、(b) フルロキシピル又はその農業上許容される塩若しくはエステルとであり、(a) 及び (b) はそれぞれ、相乗的な除草効果を生じるのに十分な量で添加する方法。

クレーム13～33は、クレームされた除草剤組成物の適用方法に言及しており、それはその使用する際の指示である。その使用は、アンデス共同体決議486第14条に従って特許性に影響を及ぼさず、保護される。ここで、製品は、その立体配座又は組成によって正確に定義された製品であり、方式は、目的を追求する一連の段階によって正確に定義される方式である。その使用は、製品又は方法に対応するものではなく、単にそれらの製品又は方法の産業上の利用である。

したがって、クレーム13から33は、アンデス共同体決議486第14条に適合しない。

2.2 CIIの例

例1

CIIへの課題解決方法の適用例(経済的・商業的方法)

名称: モバイルデバイスでの購入を容易にする方法

背景／概要

分析対象の文言／クレーム

クレーム1:

モバイルデバイスでの購入を容易にする方法であって、

- (a) ユーザが購入すべき2つ以上の製品を選択し、
- (b) モバイルデバイスが選択された製品及びデバイスの位置のデータをサーバーに送信し、
- (c) サーバーがサプライヤーのデータベースにアクセスして、選択された製品の少なくとも1つを提供するサプライヤーを特定し、

- (d) サーバーが、デバイスの位置及び特定されたベンダーに基づいて、以前のリクエストに対して決定された最適な購入経路が保存されているキャッシュにアクセスすることにより、選択された製品を購入するための最適な購入経路を決定し、
- (e) サーバーが最適な購入経路をモバイルデバイスに送信して表示する方法。

審査の分析

ステップ(i)：技術的性能に貢献する特徴は、一見したところ、キャッシュメモリを有し、かつ、データベースに接続されているサーバーコンピュータに接続されたモバイルデバイスを含む分散システムとして特定される。

ステップ(ii)：文献D1は、モバイルデバイスでの購入を容易にする方法であって、ユーザが単一の製品を選択し、サーバーがユーザに最も近い選択された製品を販売する売手をデータベースから決定し、この情報をモバイルデバイスに送信する方法を開示しており、これが最も近い技術水準として選択される。

ステップ(iii)：クレーム1の対象とD1との間の相違点は、次のとおりである：

- (1) ユーザが購入すべき2つ以上の製品(単一の製品ではなく)を選択することができる。
- (2) ユーザに2つ以上の製品を購入するのに「最適な購入経路」が提供される。
- (3) サーバーが、以前のリクエストに対して決定された最適な購入経路が保存されているキャッシュにアクセスすることにより、最適な購入経路を決定する。

相違点(1)及び(2)は、これらの製品を販売する訪れるべき店舗の順序付き一覧の作成を定義していることから、基礎となる経済的・商業的概念の改変である。これらの相違点から技術的目的は果たされず、技術的效果を特定することはできない。したがって、これらの特徴は、D1に対する技術的貢献をしない。他方で、相違点(3)は、相違点(1)及び(2)の技術的実装の観点から技術的貢献をし、キャッシュに保存されている以前のリクエストにアクセスすることにより、最適な購入経路の迅速な決定を可能にするという技術的效果を有する。

ステップ(iii)(c)：客観的な技術的課題は、技術分野における専門家としての当該主題の専門家の視点から構築すべきである。かかる者は、当該ビジネス活動に関する事項の経験を有するとみなされない。この場合、当該技術の熟練者は、解決すべき技術的課題の構築の一部として、要求仕様の形で現実的な状況において当てはまるような、ビジネスに関する特徴(1)及び(2)の知識を獲得する情報技術の専門家と定義することができる。そこで、客観的な技術的課題は、D1の方法を、満たすべき制約として与えられる相違点(1)及び(2)により定義された非技術的なビジネス概念を技術的に効率的に実装するように改変する方法に関して構築される。

進歩性：相違点(1)の要件について、D1において使用されたモバイルデバイスを、ユーザが1つのみではなく2つ以上の製品を選択することを可能にするように適合させることは、専門家にとって当然のことであったと思われる。

D1において最も近いサプライヤーを同様に決定するサーバーとの類推により、最適な購

入経路を決定するというタスク(リクエスト(2)から発生する)をサーバーに割り当てることもまた、自明であったと思われる。対象となる技術的課題はまた、技術的に効率的な実装を必要とすることから、専門家は、経路決定の効率的な技術的実装を調査したと思われる。

第2の文献D2は、訪れるべき場所のセットを一覧にする、旅行の旅程を決定するための旅程計画システムを開示しており、この技術的課題に取り組んでいる：D2のシステムは、この目的のために以前のクエリの結果を保存するキャッシュにアクセスする。したがって、専門家は、D2の教示を考慮し、D1におけるサーバーを、D2において提案されたキャッシュにアクセスし、それを使用して、最適な購入経路の決定の技術的に効率的な実装、すなわち、相違点(3)を提供するように適合させたと思われる。したがって、クレーム1の発明は、進歩性を欠くとみなされる。

所見：この例は、COMVIK事件の審決において開発されたアプローチの典型的な適用を示す。ステップ(iii)において、最も近い先行技術との相違点が技術的貢献をする特徴を含むか否かを確かめるために、技術的効果の分析が詳細に実行される。この分析は、経路を決定するステップにおいて以前のリクエストの結果のキャッシュにアクセスするという特徴を技術的特徴として特定することにより、ステップ(i)からの最初の判断を精緻化する。ステップ(i)は、論拠に明示的に記述する必要はないことに留意すべきである。ステップ(iii)(c)において、ビジネス概念の非技術的改変は、満たさなければならない制約として専門家に与えられる。新規なビジネス概念が革新的であるか否かは、ここでは、進歩性の評価に無関係であり、評価は、その技術的実装の特徴に基づかなければならない。

例2

CIIへの課題解決方法の適用例(商業的・経済的方法)

名称：貨物輸送の分野における申出及び申込を仲介するためのコンピュータ実装方法

背景／概要

分析対象の文言／クレーム

クレーム1：

貨物輸送の分野における申出及び申込を仲介するためのコンピュータ実装方法であって、次のステップ：

- (a) 位置及び時間データを含む、ユーザからの輸送の申出／申込を受信するステップと、
- (b) ユーザが装備しているGPS端末からユーザの現在位置情報を受信するステップと、
- (c) 新たな申出／申込のリクエストを受信した後に、新たなリクエストに応答することができるまだ履行されていない以前の申出／申込が存在するか否かを確認するステップと、
- (d) 存在する場合は、両方のユーザの現在位置が最も近いものを選択するステップと、
- (e) そうでなければ、新たなリクエストを保存するステップと

を含むコンピュータ実装方法。

審査の分析

ステップ(i)：クレームされた方法の基礎となるのは、次の経済的・商業的方法である：

貨物輸送の分野における申出及び申込を仲介する方法であって、

- 位置及び時間データを含む、ユーザからの輸送の申出／申込を受信することと、
- ユーザの現在位置に関する情報を受信することと、
- 新たな申出／申込のリクエストを受信した後に、新たなリクエストに応答することができるまだ履行されていない以前の申出／申込が存在するか否かを確認することと、
- 存在する場合は、両方のユーザの現在位置が最も近いものを選択することと、
- そうでなければ、新たなリクエストを保存することと

を含む方法。

前記商業的方法は、それ自体では技術的でなく、決議486第15条(d)に基づいて除外される。申出及び申込の仲介は、典型的なビジネス活動である。ユーザの地理的位置を使用することは、運送代理店が非技術的なビジネス上の考慮のみに基づくビジネス方法の一部として指定し得る基準のタイプである。この商業的方法は、発明の状況において技術的目的を有さず、したがって、その技術的性能に貢献しない。

したがって、このビジネス方法の技術的実装に関する特徴のみを、発明の技術的性質に貢献する特徴として特定することができる：

- 取引方法のステップがコンピュータを使用して実施される。
- 現在位置情報がGPS端末から受信される。

ステップ(ii)：文献D1は、サーバーコンピュータがGPS端末から位置情報を受信する注文管理方法を記載しており、これが最も近い先行技術として選択される。

ステップ(iii)：したがって、クレーム1の対象とD1との間の相違点は、上記で定義されたビジネス方法のステップのコンピュータ実装である。この相違点の技術的效果は、単に、クレーム1の基礎となるビジネス方法の自動化である。ステップ(i)において到達した結論は有効であり、その理由は、技術的貢献をする唯一の際立った特徴が、このビジネス方法の技術的実装であるからである。

ステップ(iii)(c)：客観的な技術的課題は、D1の方法をユーザの現在位置に応じた見積り仲介取引方法を実装するように適合させる方法に関して構築される。当該技術の熟練者は、ソフトウェアプロジェクトチームであるとみなされ、要求仕様の形でビジネス方法の知識を備えている。

進歩性：進歩性：D1の方法をビジネス方法のステップを実行するように適合させることは、単純であり、日常的なプログラミングのみを必要とする。したがって、クレーム1

の発明は、進歩性を欠くとみなされる。

所見：この例では、クレームされた方法の基礎となるのは、それ自体は商業的方法である、見積り及び提案を交渉する方法であることがステップ(i)における最初の分析から明確であった。ビジネス方法を定義する特徴は、そのコンピュータ実装の技術的特徴から容易に分離可能であった。したがって、この例は、ステップ(i)において、発明の技術的性能に貢献するすべての特徴及び貢献しないすべての特徴を決定することが可能であった論法を説明している。この論法は、コンピュータ実装ビジネス方法の分野に属することが多く、他の分野ではあまり適切でない場合がある。

例3

CIIへの課題解決方法の適用例(技術的性能)

名称：データ接続を介して遠隔クライアントに放送媒体のチャンネルを送信するためのシステム

背景／概要

分析対象の文言／クレーム

クレーム1：

データ接続を介して遠隔クライアントに放送媒体のチャンネルを送信するためのシステムであって、

- (a) 遠隔クライアントの識別子及び遠隔クライアントへのデータ接続の利用可能なデータ速度の表示を保存するための手段であり、前記利用可能なデータ速度が遠隔クライアントへのデータ接続の最大データ速度未満である手段と、
- (b) データ接続の利用可能なデータ速度の表示に基づいて、データが送信される速度を決定するための手段と、
- (c) 前記遠隔クライアントに決定された速度でデータを送信するための手段とを含むシステム。

審査の分析

ステップ(i)：一見したところ、すべての特徴が、発明の技術的性能に貢献するように見える。

ステップ(ii)：文献D1は、xDSL接続を介して加入者のデコーダーにビデオを送信するためのシステムを記載しており、これが最も近い技術水準として選択される。このシステムは、加入者のコンピュータの識別子及びそれに関連して、各加入者のコンピュータへのデータ接続の最大データ速度の表示を保存するデータベースを含む。さらに、このシステムは、加入者のコンピュータに前記コンピュータについて保存された最大データ速度でビデオを送信するための手段を含む。

ステップ(iii)：クレーム1の対象とD1との間の相違点は、次のとおりである：(1) 遠隔クライアントへのデータ接続の利用可能なデータ速度の表示を保存し、前記利用可能な

データ速度が、遠隔クライアントへのデータ接続の最大データ速度未満である。

(2) 前記利用可能なデータ速度を使用して、データが遠隔クライアントに送信される速度を決定する(D1のように前記遠隔クライアントについて保存された最大データ速度でデータを送信するのではなく)。

遠隔クライアントへのデータ接続の最大データ速度未満である「利用可能なデータ速度」を使用する目的は、クレームから明確でない。したがって、明細書における関連情報が考慮される。

明細書において、顧客がいくつかのサービスレベルの中から選択することを可能にする価格設定モデルが提供され、各サービスレベルは、異なる価格を有する利用可能なデータ速度オプションに対応すると説明されている。ユーザは、支払を少なくするために、接続で可能な最大データ速度未満の利用可能なデータ速度を選択することができる。したがって、遠隔クライアントへの接続の最大データ速度未満である利用可能なデータ速度を使用することは、クライアントが当該データ速度価格モデルに従ってデータ速度サービスレベルを選択することを可能にするという目的に対処する。これは、技術的目的ではなく、むしろ、金融的、管理的又は商業的性質を有する目的であり、したがって、決議486第15条の経済的・商業的活動を実行するための計画、ルール及び方法の除外に該当する。したがって、これは、満たさなければならない制約として、客観的な技術的課題の構築に含めることができる。利用可能なデータ速度を保存し、それを使用して、データが送信される速度を決定するという特徴は、この非技術的目的を実装するという技術的效果を有する。

ステップ(iii)(c)：したがって、客観的な技術的課題は、顧客がデータ速度サービスレベルを選択することを可能にする価格設定モデルをD1のシステムに実装する方法として構築される。

進歩性：価格設定モデルに従うデータ速度サービスレベルのこの選択を実装するというタスクを考慮すると、加入者が購入するデータ速度(すなわち、クレーム1の「利用可能なデータ速度」)が、加入者のコンピュータ(すなわち、クレーム1の「遠隔クライアント」)へのデータ接続の最大データ速度以下のみとすることができ、加入者ごとに保存され、システムによりデータが加入者に送信される速度を決定するために使用される必要があることは、専門家にとって自明であると考えられる。したがって、クレーム1の発明は、進歩性を欠くとみなされる。

所見：この例は、技術的特徴と非技術的特徴の複雑な組合せを伴うクレームを説明している。ステップ(i)において一見したところ、すべての特徴が、発明の技術的性能に貢献するよう見えた。D1との比較の後に、ステップ(iii)において、本発明のD1に対する貢献の技術的性質の詳細な分析が可能であった。この詳細な分析により、差別化する特徴が非技術的目的を有することが明らかになった。したがって、この非技術的目標は、客観的な技術的課題の構築に組み込むこともできる。

例4

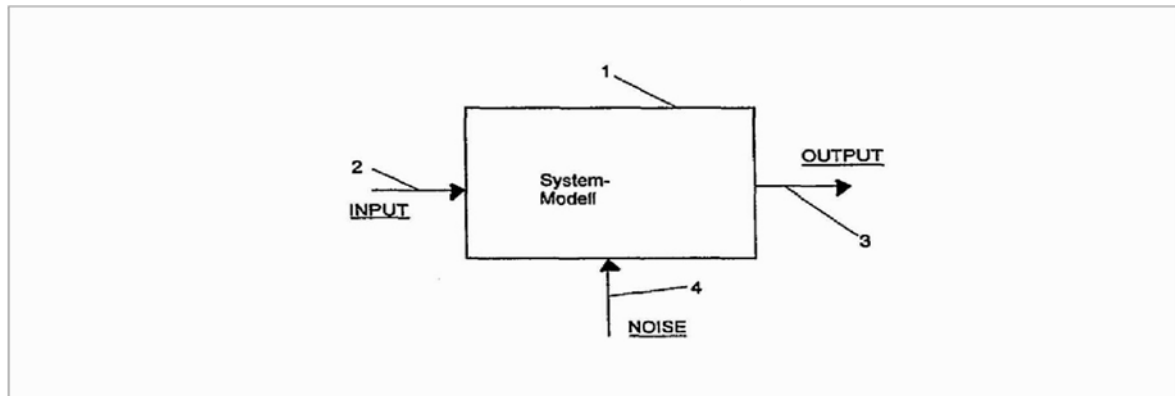
CIIへの課題解決方法の適用の例(数学的アルゴリズム)

事例番号：EP 1 257 904 / T 1227/05

名称：1/fノイズを受ける電子回路の性能の数値シミュレーションのためのコンピュータ実装方法

背景

クレームは、電子回路における主なノイズ源の1つである、1/fノイズを受ける電子回路の性能の数値シミュレーションのためのコンピュータベースの方法に言及している。特徴(a)～(c)は、数値シミュレーションにおいて使用される数学的モデルを指定している。これは、ノイズ及び1/f分布乱数、すなわち、実際の(物理的な)1/fノイズに特有の特定の統計的特性を有する乱数のベクトルである。ステップ(d1)～(d3)は、これらの乱数を生成するために使用される数学的アルゴリズムを定義している。明細書によれば、この数学的アルゴリズムは、シミュレーションに必要な乱数を生成するために必要とされる計算時間及びストレージリソースの観点から特に効率的である。



分析対象の文言／クレーム

クレーム1：

1/fノイズを受ける電子回路の性能の数値シミュレーションのためのコンピュータ実装方法であって、

- (a) 回路が、入力チャネル、ノイズ入力チャネル及び出力チャネルを含むモデルにより記載され、
- (b) 入力チャネル及び出力チャネルの演算が、連立確率微分方程式により記載され、
- (c) 入力チャネル中に存在する入力ベクトル並びにノイズ入力チャネル中に存在するノイズベクトル及び1/f分布乱数について出力ベクトルが計算され、
- (d) ノイズベクトルが、次のステップ：
 - (d1) 生成されるベクトルyの数nを設定するステップ、
 - (d2) 長さnのガウス分布乱数のベクトルxを生成するステップ、
 - (d3) ベクトルxに、式E1に従って定義される行列Lを乗算することによりベクトルyを生成するステップ

により生成されるコンピュータ実装方法。*

(*式E1は、クレームにおいて明示的に指定されていると仮定する。)

審査の分析

ステップ(i)：クレームされた方法を実施するためのコンピュータの使用は、明確に技術的な特徴である。問題は、他の特徴、特にステップ(d1)～(d3)の数学的アルゴリズムもまた、クレームされた対象の技術的性能に貢献するか否かである。別個に考えると、ステップ(d1)～(d3)は、非技術的な数学的方法である。しかし、クレームは、この数学的方法それ自体(決議486第15条に従って特許性から除外される)を対象とせず、この数学的方法が、技術的目的とみなされる1/fノイズを受ける電子回路の性能の数値シミュレーションに用いられる、コンピュータ実装方法に限定される。特徴(a)～(c)は、方法の課題の宣言とステップ(d1)～(d3)との間の関連性を確立するために、シミュレーションにおいて使用される数学的モデル及び生成されたノイズベクトルが前記モデルにおいて如何に使用されるかを指定することにより、クレームがこの技術的課題に機能的に限定されることを確保する。さらに、特徴(a)～(c)により指定される数学的モデルは、数値シミュレーションが如何に実行されるかを定義しており、したがって、これもまた、上記で言及された技術的目的に貢献する。結果として、数学的に表現されたクレームの特徴(d1)～(d3)を含む、回路シミュレーションに関連するすべてのステップは、回路シミュレーションに関連する限りにおいて、方法の技術的性能に貢献する。

ステップ(ii)：文献D1は、ステップ(a)～(c)を含むが、異なる数学的アルゴリズムを用いて1/fの分布乱数を生成する、1/fノイズを受ける電子回路の性能の数値シミュレーションのための方法を開示しているため、これが最も近い技術水準として選択される。

ステップ(iii)：クレーム1の方法とD1の方法との間の相違点は、1/f分布乱数のベクトルを生成するために使用される数学的アルゴリズム、すなわち、ステップ(d1)～(d3)である。ステップ(d1)～(d3)により定義されたアルゴリズムは、D1において使用されたものよりも少ないコンピューティングリソースを必要とする。クレームされた方法の状況において、これは、1/fノイズを受ける電子回路の性能の数値シミュレーションに必要とされるコンピューティングリソースの削減を直接もたらし、これは、D1に対して達成された技術的效果である。

ステップ(iii)(c)：D1に対して解決される客観的な技術的課題は、1/fノイズを受ける電子回路の性能の数値シミュレーションにおいて使用される1/f分布乱数を、より少ないコンピューティングリソースを必要とする方式により生成する方法として構築される。

進歩性：技術水準は、ステップ(d1)～(d3)により定義されたアルゴリズムを客観的な技術的課題の解決手段として示唆していない。したがって、クレームされた発明は、進歩性を伴うと考えられる。

所見：この例は、特徴が、別個に考えると、技術的でないが、クレームされた発明の状況において、技術的目的を果たす技術的效果を生じることには貢献する状況を説明している。当該特徴は、発明の技術的性能に貢献するとみなされ、したがって、進歩性の存在

を裏付けることができる。クレームが1/fノイズを受ける電子回路の数値シミュレーションに限定されなかった場合は、ステップ(d1)～(d3)により定義された数学的アルゴリズムは、技術的目的を有さず、したがって、クレームの技術的性質に貢献するとみなされない(このみでは、この点に関して十分でないことから、他の数学的アルゴリズムよりも少ないコンピューティングリソースを必要とする)ことに留意すべきである。

例5

人工知能のCIIについて記載の不十分性の例

事例番号：EP 1 955 228 / T 0161/18

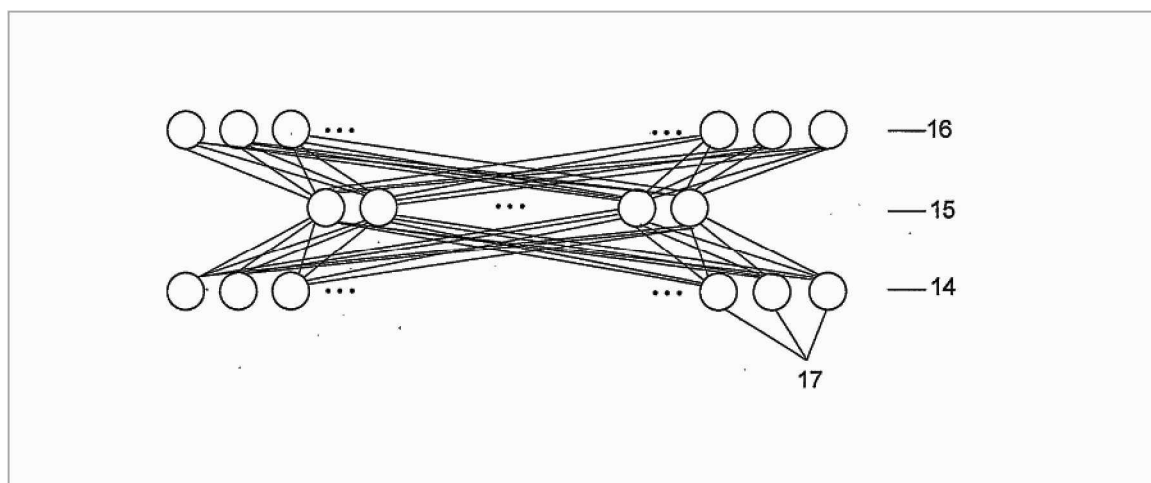
名称：心拍数を決定するための方法

背景

本発明は、一般に、心拍数を決定するための方法に関する。心拍数とは、単位時間当たりの心臓により送り出される血液量を表す心臓生理学において使用される用語である。本特許出願は、心拍数を決定する様々な公知の方法を記載しているが、これらはすべて、侵襲的であり、したがって、「高価であり、非実用的であり、集中治療医学用である」。

さらに、本発明は、心拍数の指標として末梢領域において非侵襲的に血圧測定を実行することが如何に知られているかを記載している。しかし、末梢で測定された動脈血圧は、大動脈圧と比較して歪んでおり、それにより、末梢血圧曲線を対応する中心血圧曲線、すなわち、同等の大動脈圧にマッピングすることが必要である。血圧曲線のかかる変換は、本特許出願によれば、極めて複雑である。

したがって、本特許出願は、末梢で測定された血圧曲線に基づいて、心拍数の正確な決定を可能にする、心拍数を決定するための方法を提供することを目的とし、その際、計算性能を合理的な限度内に維持して、そのモバイルデバイスへの統合を可能にしなければならない。



分析対象の文言／クレーム

クレーム1

末梢で測定された血圧曲線が同等の大動脈圧に算術的に変換され、同等の大動脈圧から心拍数が計算される、末梢で測定された血圧曲線から心拍数を決定するための方法であって、末梢で測定された血圧曲線から同等の大動脈圧への変換が、重み値が学習により決定される人工ニューラルネットワークの助けを借りて実施されることを特徴とする方法。

審査の分析

本出願は、人工ニューラルネットワークを使用して、末梢で測定された血圧曲線を同等の大動脈圧に変換する。本発明のニューラルネットワークの訓練に関して、明細書は、単に、ネットワークの特殊化を回避するために、入力データが異なる年齢、性別、体質、健康状態などを有する広範な患者を包含しなければならないことを明らかにしている。しかし、本出願は、如何なる入力データが本発明の人工ニューラルネットワークの訓練に適しているか、又は少なくとも基礎となる技術的課題の解決に適したデータレコードを明らかにしていない。したがって、人工ニューラルネットワークの訓練を当該技術の熟練者が再現することができないため、当該技術の熟練者は、本発明を実施することができない。

したがって、機械学習に基づく、特に人工ニューラルネットワークの状況における本発明は、開示の欠如に起因して本発明の訓練を再現することができないことを理由として、十分に記載されていない。進歩性に関して、クレーム1は、重み値が学習により決定される人工ニューラルネットワークの助けを借りて技術的課題を解決する。出願人は、人工ニューラルネットワークの使用は、大動脈と末梢との間の伝達経路の低周波数範囲における共鳴現象及び狭帯域の性質を考慮して、末梢で測定された動脈血曲線に基づく心拍数を確実かつ正確に決定することができ、その際、計算労力を合理的な限度内に保持し、モバイルデバイスへの統合を可能にするという技術的効果を有すると主張した。しかし、クレーム及び明細書は何れも人工ニューラルネットワークの訓練に関する詳細を含まないため、クレーム1の人工ニューラルネットワークは、大動脈と末梢との間の伝達経路の低周波数範囲における共鳴現象及び狭帯域の性質を考慮するとみなされない。

重み値が学習により決定される旨の単なる言及は、当該技術の熟練者による人工ニューラルネットワークの通常理解を超えるものではない。この場合、クレームされたニューラルネットワークは、クレームされた特定の用途のために調整されていない。重み値の不特定の適合のみが実施されると考えられ、これは、あらゆる人工ニューラルネットワークの性質の一部である。したがって、主張された技術的効果は、クレームされた方法において全範囲では達成されず、進歩性を評価する際に技術水準に対する改善という意味で考慮することはできない。

クレーム1の対象は、先行技術に対する改善につながらないことから、客観的課題は、

最も近い先行技術に記載された方法の代替手段を提供することである。この課題の解決手段(重み値が訓練によって決定される人工ニューラルネットワークを使用すること)は、進歩性を伴わない。人工ニューラルネットワークの使用は、一般的な技術動向に従うのみでなく、末梢で測定された血圧曲線から同等の大動脈圧への変換のためにも公知であった。

所見：この例では、欧州特許庁は、人工ニューラルネットワークの助けを借りて心拍数を決定する特許を付与しなかった。この決定は、ニューラルネットワーク及びその特定の使用事例への適合を如何に詳細に出願に記載すべきであるかに関して、いくつかの非常に重要な手掛かりを与える：

1. 機械学習に基づく、特に人工ニューラルネットワークに関連する本発明は、開示の欠如に起因して本発明による人工ニューラルネットワークの訓練を実施することができないことを理由として、十分に記載されていない。
2. この場合、クレームされた方法は、人工ニューラルネットワークのみにより技術水準とは異なり、その訓練が詳細に記載されていないことから、人工ニューラルネットワークの使用は、進歩性を正当化し得る人工ニューラルネットワークの特別な技術的效果につながらない。

例6

人工知能のCIIにおける技術的性質の例

事例番号：EP 1 418 509 / T 1286/09

名称：画像再構成を使用してシーン分類を改善する方法

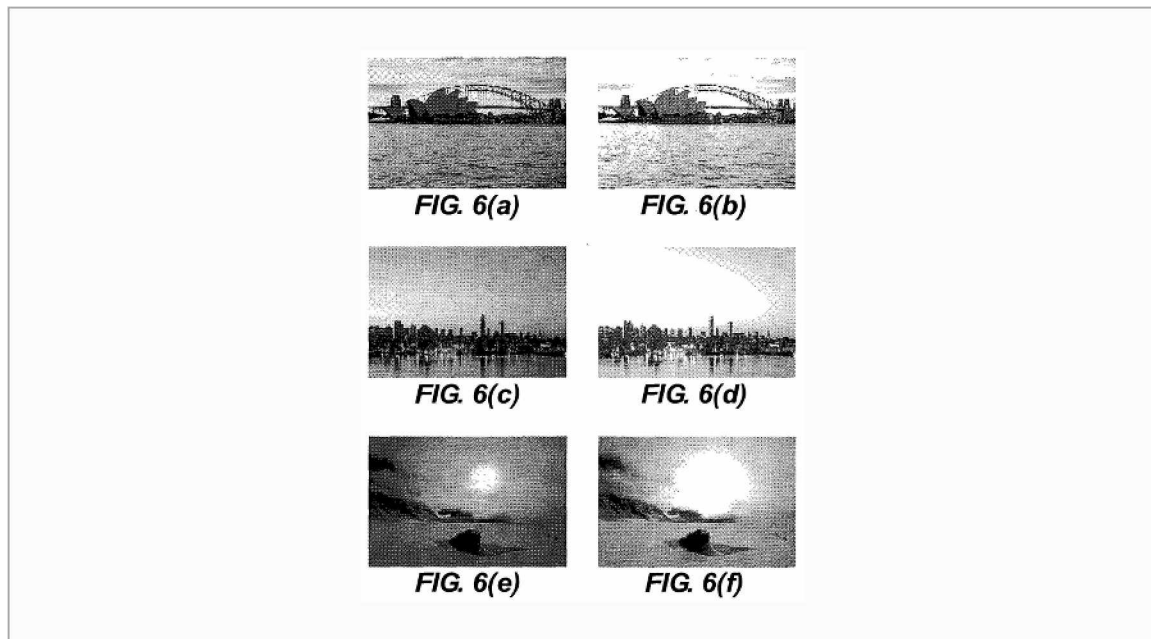
背景

本発明は、デジタル画像処理の分野に関する。特に、訓練見本の多様性を高めるために、画像見本の「再構成バージョン」であるカラー画像見本のセットを用いて意味分類器を訓練することにより画像分類を改善するための方法に関する。

明細書によれば、公知のシーン分類システムは、ほとんどの意味クラス内の画像の驚くべき多様性に起因して、制約のない画像セットに対しては限られた成功しか収めていない。例に基づくシステムは、その訓練セットにおいてこの変動を考慮すべきである。しかし、数百の見本画像でさえ、一部のクラスに内在する変動性のすべてを必ずしも捉えるわけではない。かかる変動性の例として、本出願は、日没の様々な段階でキャプチャすることができる日没画像のクラスを提供するため、多少明るい色を有し、地平線に対して異なる位置に太陽を示すことができる。

基本的には、本発明の本質は、見本カラー画像を系統的に変化させて、最初の見本画像と同一の主な特徴を有する画像の拡張されたセットを生成することにより、意味分類器を訓練するために使用される見本画像の多様性を高めることである。より詳細には、見本画像は、「空間的再構成」、すなわち、そのエッジを切り取ること又はそれを水平方

向にミラーリングすることによって変化させることができる。見本画像のセットを拡張する他の技法は、色分布を変更し、又は光源軸(すなわち、赤-青)に沿って色を変更することである。



分析対象の文言／クレーム

クレーム1

デジタル画像の画像分類を改善するためのコンピュータ実装方法であって、

(a) 見本カラー画像を用意するステップと、

(b) 見本カラー画像を系統的に変化させて、画像の拡張されたセットを生成するステップであり、

- 見本カラー画像を水平方向にミラーリングし、それにより、画像の拡張されたセット内の画像の数を倍増させること、又は
- 見本カラー画像のエッジを見本カラー画像の1つ又は複数の辺から系統的に切り取り、それにより、画像の拡張されたセット内の画像の数を増加させることを有する、
- 見本カラー画像を空間的に変化させて、空間的に変化した画像の拡張されたセットを生成するサブステップ、及び／又は
- 見本カラー画像の色分布を系統的に変更し、それにより、画像の拡張されたセット内の画像の数を増加させること、又は
- 見本カラー画像の光源品質を系統的に変更し、それにより、画像の拡張されたセット内の画像の数を増加させることを有する、
- 見本カラー画像を時間的に変化させて、時間的に変化した画像の拡張されたセットを生成し、それにより、拡張されたセット内の画像が時間的に前又は後の画像をキャプチャした外観をシミュレートするサブステップ

を含むステップと、

(c) 意味分類器及び画像の拡張されたセットを使用して、見本カラー画像の画像分類を決定するステップと

を備え、

- ステップ(c)において画像の拡張されたセットを使用して、分類器を訓練し、改善された分類器を提供する

コンピュータ実装方法。

審査の分析

本件では、カラー画像分類器の訓練が技術的であるか否かは問題とされなかった。単に、本発明のクレームされた特徴の組合せを利用可能な技術水準と比較して、進歩性を満たすことを特定した：

文書D3は、カラー画像分類器を訓練するという課題ではなく、むしろ、2レベルの劣化した画像のセットにより表される元の特色の認識を改善するという課題に取り組んでいる。さらに、これは、特色の多くの(劣化した)画像を処理して、元の特色に近似したものを提供することを明らかにする一方、本出願は、元の見本画像及び対応する見本画像のセットが所与の意味クラスの画像の何らかの主な特徴を共有するように、見本画像を処理して、見本画像のセットを生成する方法を教示する。

さらに、D3の背景で言及された画像分類器の自動訓練のための画像劣化モデルの使用もまた、本発明と同程度ではない。実際、D3において認識された技術水準は、単一の理想的なプロトタイプ画像から出発し、それを処理して、同一の特色の欠陥画像を認識するように分類器を訓練する多数の疑似ランダムに劣化した画像を生成する(D3、2ページ、35～37行目)。しかし、本発明は、現実世界の見本となる画像から出発し、それを「空間的に」又は「時間的に」変化させて、同一の画像カテゴリー内の他の可能な「現実世界の画像」をシミュレートする画像のセットを生成する。

したがって、文献D3の教示は、本発明に適した出発点とみなすことはできない。さらに、他の利用可能な先行技術は、クレームされた発明により関連するものを明らかにしなかった：

審査において引用された先行技術文献D1及びD2に関しては、文献D1は、データから知識を発見するための学習機の使用に言及している。したがって、これは、異なる技術分野に関するものであり、本発明に関連しない。一方、文献D2は、画像のデジタル表現を提供することが一般に知られていることの証拠としてのみ引用された。したがって、クレームされた発明は、進歩性を伴うと考えられる。

所見：本件では、欧州特許庁は、意味分類器を訓練することにより画像分類を改善する方法に関するCIIに特許を付与した。

例7

人工知能に関するCIIの技術的効果の例

事例番号：C0 NC2016/0002707

名称：自動化された補助装置をモニタリングするための方法、コンピュータ可読媒体及びシステム

背景／概要

本発明は、生体信号を収集する段階と、前記信号を調整する段階と、中枢神経系(CNS)及び自律神経系(ANS)の活動をモニタリングする段階と、麻酔深度のパターンを分類する段階とを含む、麻酔深度を分類するための方法に関する。事前に訓練されたニューラルネットワークの使用によって、患者が属している麻酔深度の状態が分類され、したがって、モニタリングされる。

分析対象の文言／クレーム

1. 生体信号を収集する段階と、前記信号を調整する段階と、中枢神経系(CNS)及び自律神経系(ANS)の活動をモニタリングする段階と、麻酔深度のパターンを分類する段階とを含む、麻酔深度を分類する方法であって、
生体信号を収集する段階が、脳波図(EEG)、心電図(ECG)及び平均非侵襲的動脈圧(NIBPm)の信号収集を含み、
これらの信号を調整する段階において、デジタルフィルター及びウェーブレット変換法を適用することにより患者の外部の人工物及び生体ノイズが排除され、
CNS及びANSの活動をモニタリングする段階において、外科手術中の臨床事象に応じて中枢神経系(CBI)及び自律神経系(CVI, CSI, NIBPm)に関連するパターンを類別するために信号処理が実施され、CBI指数(複雑性脳波指数)及びECG信号に由来する心拍変動(HRV)、CVI(心臓迷走神経指数)、CSI(心臓交感神経指数)の指数との統合を使用してEEG信号波形の複雑性を測定し、
次いで、事前に設計され、訓練されたニューラルネットワークの適用により患者の状態が麻酔の深度で分類される
方法。

所見：本件では、特定のデータセットにおける分類プロセスを実施して、状況又は条件における患者の状態を決定するために、数学的技法／アルゴリズムを適用することは、明らかである。従って、これらの技法の適用は、一般的又は抽象的な方法ではなく、特定のデータ群について実施され、特定の技術的効果を生じる。

例8

人工知能に関するCIIの技術的効果の例

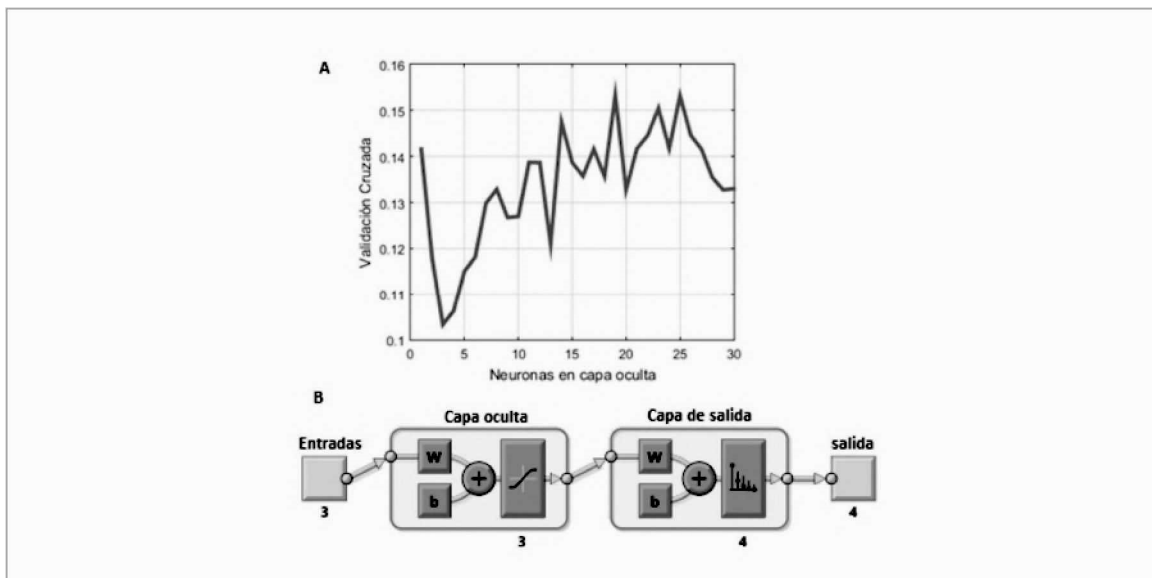
事例番号：C0 NC2017/0008056

名称：マラリア合併症を予測するためのニューラルネットワークに適用される人工知能方法

背景／概要

本発明は、マラリア合併症を予測するためのニューラルネットワークに適用される人工知能方法に相当し、統合開発環境内に10個以上の入力ノード (nodos de entrada) , 一連の隠れ層 (capas ocultas) 及び出力ノード (nodo de salida) が事前に入力された多層ニューラルネットワークを含むことを特徴とする。

交差検証 (validación cruzada) 技法を使用して、ネットワークは、患者データを訓練群及び検証群にグループ化する。ネットワークの効率を決定し、中間ニューロンの数及び検証技法を最適化した後に、合併症を伴うマラリアの早期診断が実施される。これは、このタイプの患者の特定について伝統的な方法により達成されるものよりも高い感



度、特異性及び効率を得ることから生じ、これは、寄生虫学的評価を含まない。

分析対象の文言／クレーム

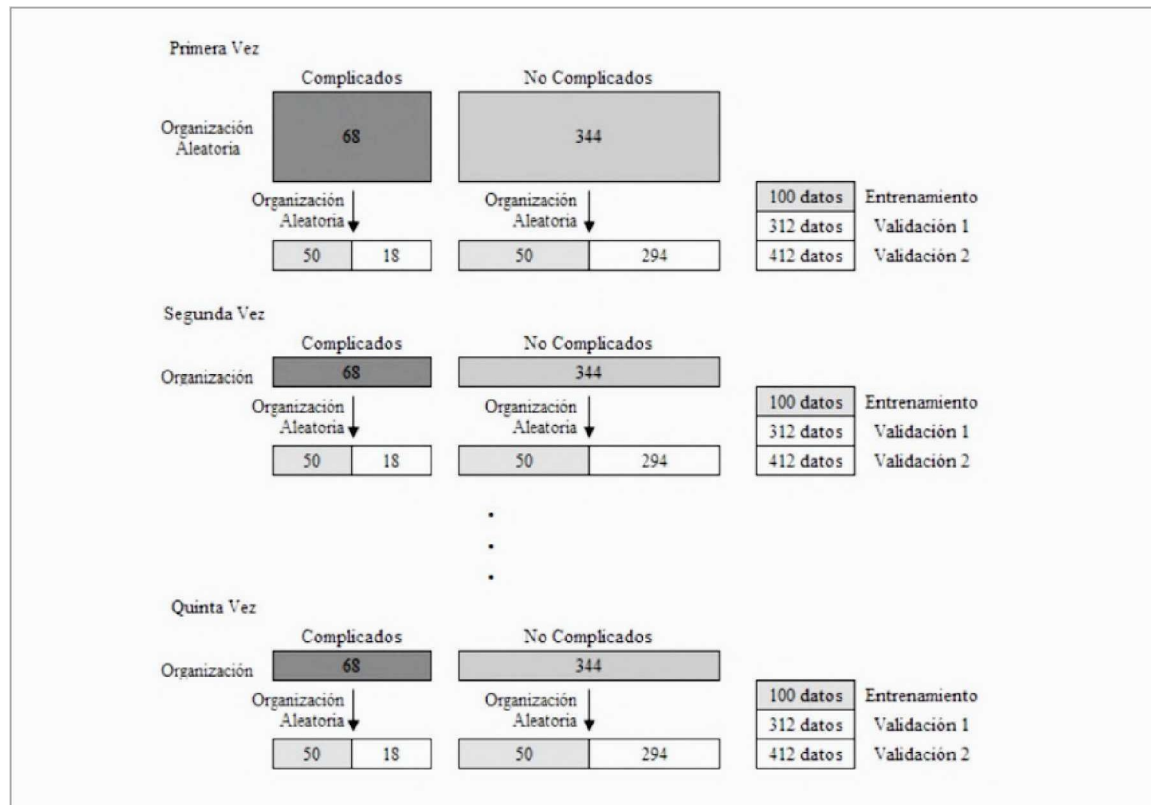
1. 人工知能技法を利用するマラリア合併症を予測するための方法であって、
 - 合併症を伴う又は合併症を伴わないマラリアの予想を行うように構成された、10個以上の入力ノード、隠れ層のセット及び出力ノードを含む多層ニューラルネットワークを用意する段階、
 - 次の式：

$$HN = \sqrt{nm}$$

- (式中、nは、入力数であり、mは、出力数であり、中間ニューロンの数は、得られた値 (HN) の倍数である) に従って、ピラミッド型の幾何学的ルールを使用してニューラルネットワークの隠れ層の最適な数を計算する段階、
- 入力ノードへの入力データとして、少なくとも、血圧、ヘモグロビン、白血球数、血小板数、総ビリルビン、呼吸困難、嘔吐、マラリア感染の既往歴、抗マラリア薬の以前の使用及び持続性発熱の有無を含む10以上の臨床変数を入力する段階、
 - 患者集団の訓練群を得るために、V交差検証、ランダムV交差検証、ホールドアウト及び百分率による比例サンプルから選択される交差検証ランダム化技法によって得られたニューラルネットワークを訓練する段階、

- 訓練されたニューラルネットワークを対象に適用して、マラリア合併症の予測を行う段階を含むことを特徴とする方法。

2. ニューラルネットワークが訓練群内の合併症を伴う患者と合併症を伴わない患者と



を判別することを学習し、それにより、その後一般集団における予測に使用される臨床変数を関連付ける、後続の学習段階が存在する、クレーム1に記載の人工知能方法。

審査の分析

本件では、クレーム1及び2は、発明が、合併症を伴う又は合併症を伴わないマラリアの予想を行うように構成された、10個以上の入力ノード、隠れ層のセット及び出力ノードを含む多層ニューラルネットワークを用意することと、次の式： $HN = \sqrt{nm}$ に従って幾何学的ピラミッドルールを使用してニューラルネットワークの隠れ層の最適な数を計算することと、患者集団の訓練群を得るために、V交差検証、ランダムV交差検証、ホールドアウト及び百分率による比例サンプルから選択される交差検証ランダム化技法によって得られたニューラルネットワークを訓練することと、訓練されたニューラルネットワークを対象に適用して、マラリア合併症の予測を行うこととを含むという点で最も近い技術水準である論文「ブラジルのアマゾンにおけるマラリア診断のための正確な試験に向けて：現場での顕微鏡検査、迅速診断試験、ネステッドPCR及び人工ニューラルネットワークに基づく計算エキスパートシステムの間の比較」とは異なる、人工知能技法を利用するマラリア合併症を予測するための方法に言及していることから、特許性要件を満たす。

加えて、これらの相違点は、技術水準において示唆されておらず、結果として、ニューラルネットワークの最適な発展という効果が明らかである。上記に加えて、クレームされたものは、産業上利用することができる。その結果、クレーム1及び2は、新規性、進歩性及び産業上の利用性の要件を満たす。

所見：本発明のこの方法は、患者が合併症を伴うマラリアを呈する確率の予測を改善する。その結果、本方法は、患者がマラリア合併症を有する時期を予測するという技術的效果に貢献することにより、技術的課題を解決する。

例9

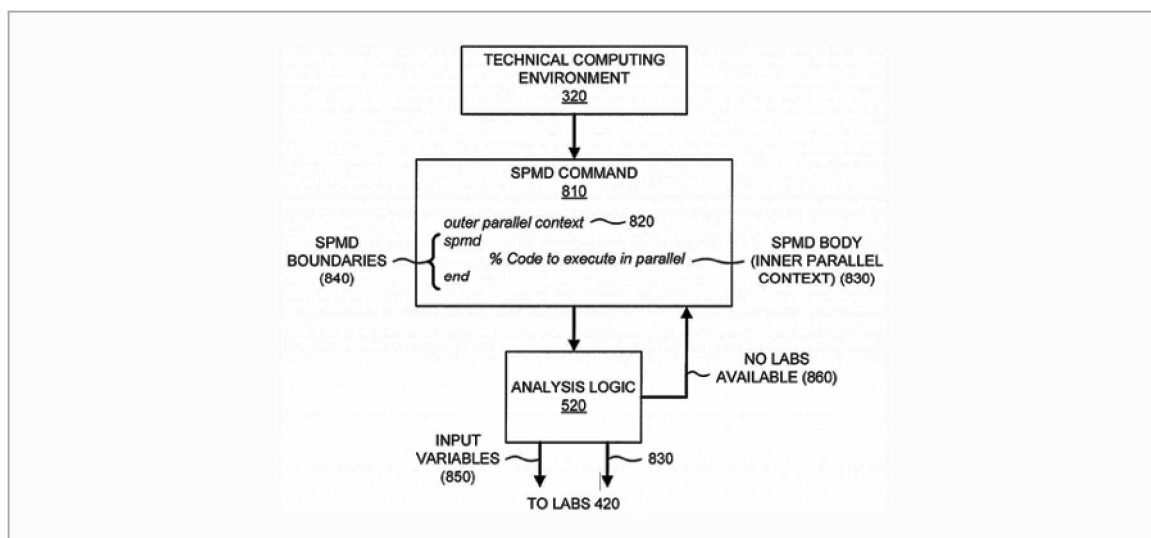
コンピュータプログラムのCIIにおける技術的性質の例

事例番号：WO 2009/143068 / T 0790/14

名称：並列処理構造を使用する方法

背景

本出願は、並列コンピューティングシステム上で如何に実行される予定であるかを含む、特定の並列SPMD(単一プログラム、複数データ)プログラミング言語構造の定義に関する。言語構造は、変数を研究所に転送する可能性を提供する。一実施形態によれば、クライアントから研究所に転送される変数が分散配列である場合は、変数は、すべての研究所に自動的に再分散することができる。クライアントから渡される変数が非分散配列である場合は、変数は、すべての研究所にわたって複製することができる。研究所からクライアントに転送される変数が複製された配列である場合は、複製された値は、何れかの研究所から受信することができる。



分析対象の文言／クレーム

クレーム1

並列処理を実行するためのコンピューティングデバイスに実装された方法であって、

- クライアント(500)から、プログラム(810)を受信するステップ(2210)であり、プログラム(810)が、SPMDコマンドを有するステップ(2210)と、
 - プログラム(810)を分析し(2220)、変換するステップと、
 - プログラム(810)の分析に基づいて、プログラム(810)の内部並列コンテキスト(830)及び外部並列コンテキスト(820)を決定するステップ(2230)であり、
 - 内部並列コンテキスト(830)及び外部並列コンテキスト(820)が、プログラム(810)の境界(840)を有し、
 - 境界(840)が、SPMDステートメント及び最終ステートメントを有し、
 - 内部並列コンテキスト(830)が、境界内コードブロック(840)を含み、外部並列コンテキスト(820)が、境界外コードブロック(840)を有するステップ(2230)と、
 - クライアント(500)により、プログラム(810)の外部並列コンテキスト(820)を順次実行するステップ(2240)と、
 - 内部並列コンテキスト(830)内で使用された入力変数及び出力変数を検出するステップであり、入力変数が、値を割り当てられる前に内部並列コンテキスト内で使用された変数を含むステップと、
 - プログラム(810)の内部並列コンテキスト(830)及び検出された入力変数を並列実行のために2つ以上の研究所(420)に割り当てるステップ(2270)であり、
 - 割当てが、大きいデータセットを複数の部分に分割し、各データ部分を異なる1つの研究所(420)に提供して、各研究所(420)がそのデータ断片に対して同一のプログラムを実行するようにすることを有し、
 - 研究所(420)の各々が、並列処理を実行するハードウェア、ソフトウェア又はハードウェアとソフトウェアの組合せを有し、
 - クライアント(500)と内部並列コンテキストを実行する研究所(420)との間の暗黙のデータ転送は存在せず、
 - クライアント(500)から研究所(420)に転送される入力変数が分散配列である場合は、変数が、研究所(420)に自動的に再分散され、
 - クライアント(500)から研究所(420)に転送される入力変数が非分散配列である場合は、2つ以上の研究所(420)において内部並列コンテキストの1つ又は複数の部分を実行することにより、変数が、研究所(420)において複製されるステップ(2270)と、
 - 2つ以上の研究所(420)の内部並列コンテキストの並列実行に関連する1つ又は複数の結果を受信するステップ(2280)であり、
 - 出力変数の名称が外部並列コンテキストに伝播されるが、出力変数に関連する値が外部並列コンテキストにコピーされないステップ(2280)と、
 - 1つ又は複数の結果をプログラム(810)の外部並列コンテキスト(820)に提供するステップ(2290)と
- を含む方法。

審査の分析

プログラミング言語構造は、プログラムそれ自体よりも抽象的とみなされ、これは、決議486第15条に従って特許性から除外される。さらに、プログラミング言語構造は、それ自体では技術的性能を欠くプログラマーの作業を可能とし、容易にするという本質的

目的を有する。

したがって、プログラミング言語構造の設計及び定義(操作的意味論、データフロー、エラー処理及び副作用を含む)は、当該主題の技術的性質に貢献するとみなされず、それについて、進歩性の存在を立証することはできない。この場合、クレームされた方法は、単に、SPMDコマンドの操作的定義である。

出願人は、クレームされたコンピュータ実装方法は、リソースを割り当てる効率的かつ柔軟な方法をもたらすと主張した。さらに、クレームされた方法は、遠隔参照を使用することにより、データ転送を最小限に抑えると想定される。しかし、プログラムを実行するコンピュータ実装方法は、プログラムを実行する間に、例えば、新規な方法が先行技術の方法よりも高速にプログラムを実行する場合は、技術的效果を生じる可能性がある。この効果を示すためには、新規な方法は、先行技術の方法と同一のプログラムを実行する必要がある。

この場合、人間のプログラマーは、新規な構造を含まず、先行技術の実行方法により実行することができる第1のプログラムと全く同一の機能を実行する(すなわち、同一の入出力挙動を有する)ために、新規なプログラミング言語構造(「SPMDコマンド」)を含む第2のプログラムを記述する必要がある。

しかし、2つの実行方法の各々により受け入れられるプログラミング言語が異なる場合は、既存の実行方法に対して新規な実行方法により技術的效果は達成されない。これは、新規なプログラミング言語が少なくとも1つの新規なコマンドを含む場合に当てはまる。

その結果、新規なプログラミング言語構造の場合、必要とされる比較が不可能である。したがって、新規な言語構造について技術的效果を示すことはできず、このCIIは、非技術的となる。

所見：欧州特許庁は、プログラミング言語構造のCIIについて特許を付与することを拒絶した。プログラミング言語構造については、技術的效果(対応するプログラムの実行の加速など)を表示することが不可能である。その結果、言語構造は、進歩性にも貢献することができない。

例10

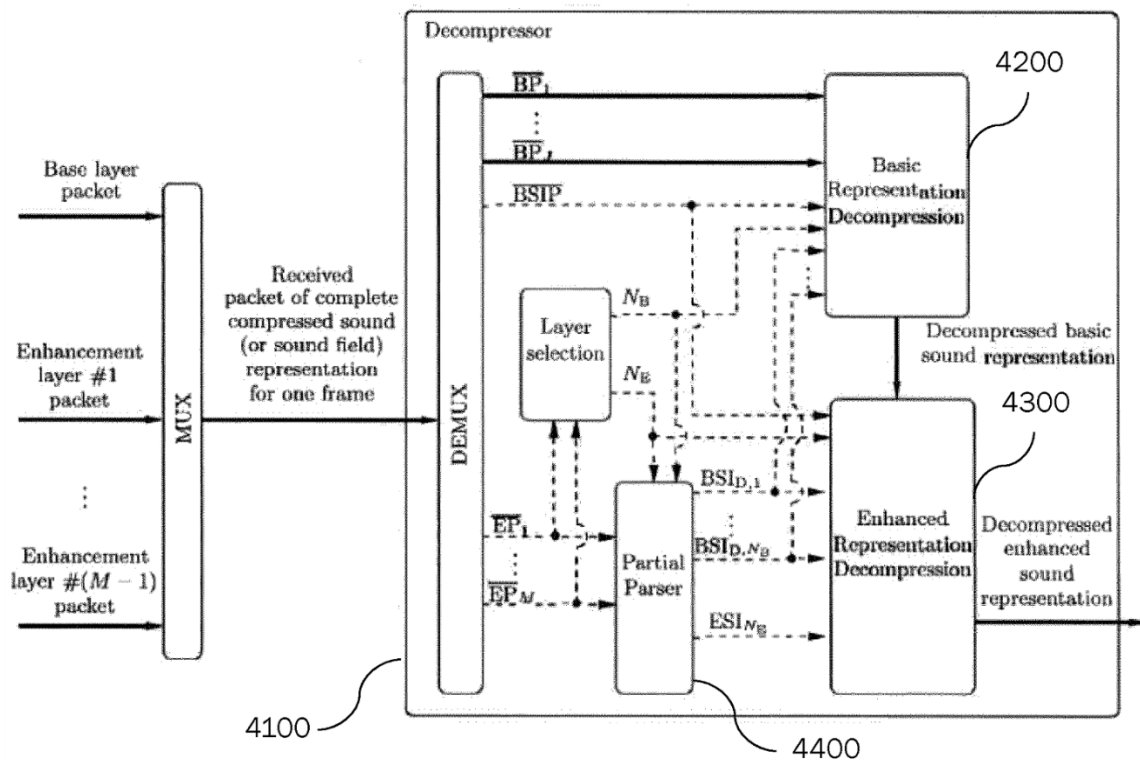
データ構造に関するCIIの技術的效果の例

事例番号：C0 NC2018/0004866

名称：圧縮された音又は音場表現を階層構造でデコードするための方法及び装置

背景／概要

本発明は、高次アンビソニックス(訳注：360° 球体の)音場の音表現の階層に音響符



号化するための方法及び装置に関する。上記の符号化は、望ましくない信号損失を回避するために、受信された音表現の品質を送信条件に適合させることを可能にする。階層構造の表現は、基本層と、1つ又は複数の階層型拡張層とを含み、各層は、音表現情報を含む。

分析対象の文言／クレーム

1. 階層構造の符号化を使用して複数の階層式の層において符号化されている音又は音場の高次アンビソニックス音H0Aの圧縮された表現をデコードする方法であって、
 - 基本層 (2200) 及び少なくとも2つの階層式拡張層 (2300) を含む複数の階層式層に対応する圧縮されたH0A表現を含むビットストリーム（訳注：デジタル信号の情報のまま）を受信するステップ(S3010)であり、複数の層が、音又は音場の基本的な圧縮された音表現の割り当てられた成分を有し、前記成分が、複数のモノラル信号に対応し、それぞれの成分群においてそれぞれの層に割り当てられるステップ(S3010)と、圧縮されたH0A表現を、基本層 (2200) に関連付けられている基本サイド情報 (2120) に基づいて及び少なくとも2つの階層式拡張層 (2300) に関連付けられている拡張サイド情報 (2140) に基づいてデコードするステップであり、基本サイド情報 (2120) が、複数のモノラル信号のうちの他のモノラル信号とは独立してデコードされる複数のモノラル信号のうちの第1の個別のモノラル信号に係する独立基本サイド情報 (2120) を含むステップとを含む方法。

11. 層構造の符号化により複数の階層式層において符号化されている音又は音場の圧縮された高次アンビソニックス音H0A表現をデコードするための装置 (6000) であって、

- 基本層(2200)及び少なくとも2つの階層式拡張層(2300)を含む複数の階層式層に対応する圧縮されたHOA表現を含むビットストリームを受信するための受信器(6010)であり、複数の層が、音又は音場の基本的な圧縮された音表現の割り当てられた成分を有し、前記成分が、複数のモノラル信号に対応し、それぞれの成分群においてそれぞれの層に割り当てられる受信器(6010)と、圧縮されたHOA表現を、基本層(2200)に関連付けられている基本サイド情報(2120)に基づいて及び少なくとも2つの階層式拡張層(2300)に関連付けられている拡張サイド情報(2140)に基づいてデコードするためのデコーダーであり、基本サイド情報(2120)が、複数のモノラル信号のうちの他のモノラル信号とは独立してデコードされる複数のモノラル信号のうちの第1の個別のモノラル信号に係る独立基本サイド情報(2120)を含むデコーダーとを含む装置(6000)。

審査の分析

本件では、クレーム1～15は、基本層に関連付けられている基本サイド情報に基づいて及び少なくとも2つの階層式拡張層に関連付けられている拡張サイド情報に基づいて圧縮されたHOS表現をデコードすることを可能にする方法及び音をデコードする装置に言及していない最も近い技術水準であるW02015140293とは異なる、音のアンビソニックス高次HOAの圧縮された表現をデコードするための方法及び装置に言及していることから、特許性要件を満たす。加えて、この相違点は、技術水準において示唆されておらず、結果として、時間条件が変動する送信チャネル内での音声信号の遷移中に望ましくない信号損失を回避するという効果が明らかである。上記に加えて、クレームされたものは、産業上利用することができる。

その結果、クレーム1～15は、新規性、進歩性及び産業上の利用性の要件を満たす。

所見：本件では、階層式の層における音響情報の符号化を使用して、音表現の品質を改善し、したがって、音響情報データセットの変換は、クレームされたデバイス及び方法に追加の技術的効果を生じることを可能にする。

例11

ゲームのCIIにおける技術的性質の例

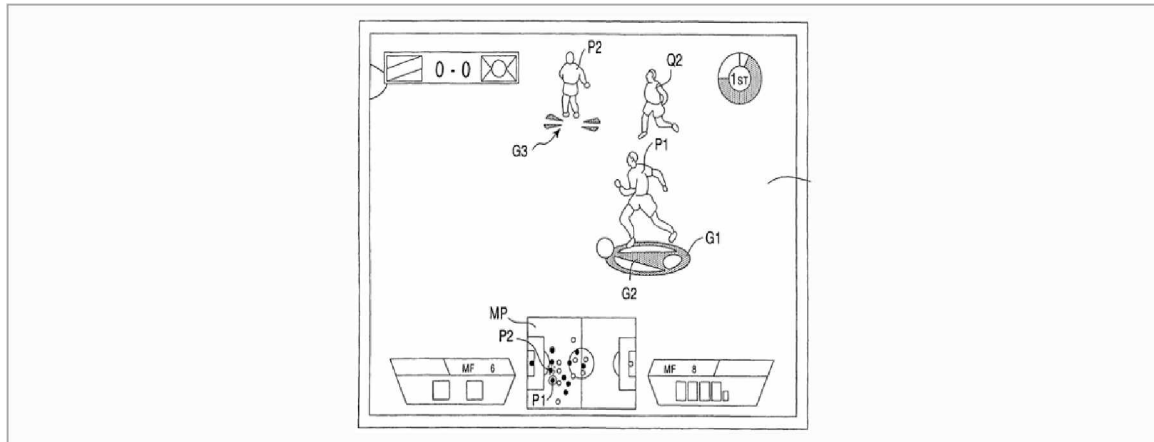
事例番号：EP 0 844 580 / T 0928/03

名称：ビデオゲームシステム及びビデオゲームシステム用プログラムを保存するための記憶媒体

背景

本発明は、ユーザがスクリーンに表示された少なくとも1人のプレイヤーキャラクターを制御するインタラクティブビデオゲーム(例えば、仮想サッカーゲーム)に関する。本発明の一態様は、リング状のガイドマーク(下記の画像中のG1を参照)をアクティブプレイヤーキャラクターの足の周囲に表示することである。加えて、アクティブプレイヤーキャラクターがボールをチームメイトに容易にパスすることができるように、アク

ティブプレイヤーのチームメートにパスガイドマーク (G3) が付される。中心的な態様は、他のプレイヤーキャラクター及びパスガイドマークがモニタースクリーンの表示領域から離れた場合でも、パスガイドマークが表示領域の端に表示されて、プレイヤーキャラクターがボールをパスしなければならない方向を正確に示すことである。



分析対象の文言／クレーム

クレーム1

複数のプレイヤーキャラクター (P1, P2, P3) がモニタ画面 (13) に表示される 2 つのチームが、対戦形式で対戦するタイプのビデオゲームシステムに使用されるガイド表示装置であって、単一のゲーム媒体 (b) で、前記装置の少なくとも一方が、コントローラー (8) を介してプレイヤーの制御下にあり、前記ガイド表示装置は以下を具備する、

- 前記ゲーム媒体 (b) を維持するプレイヤーキャラクター (P1) を特定する追跡手段と、
- 前記追跡手段により特定されたプレイヤーキャラクター (P1, P2, P3) に付され、前記ゲーム手段 (b) が前記追跡手段により特定された前記プレイヤーキャラクター (P1) により維持されていることを示すガイドマーク (G1, G2) を表示するためのガイド表示手段と

を含み、

- [a] 前記ガイドマーク (G1, G2) が、リング状であり、フィールド平面画像 (f) において、プレイヤーキャラクター (P1, P2, P3) の周囲に前記プレイヤーキャラクター (P1, P2, P3) の足に近い位置に示されることと、
- [b] 前記ガイド表示手段が、前記ゲーム手段 (b) を維持する前記プレイヤーキャラクター (P1) と同一のチームに属し、前記ゲーム媒体 (b) を維持することにより前記ゲーム媒体 (b) を前記プレイヤーキャラクター (P1) から最も容易に移動させることができる他のプレイヤーキャラクター (P2) に付されるパスガイドマーク (G3) をさらに表示することと、
- [c] 前記ガイド表示手段は、前記他のプレイヤーキャラクター (P2) に付随して前記パスガイドマーク (G3) を、前記他のプレイヤーキャラクターが前記他のプレイヤーキャラクター (P2) に付随して前記パスガイドマーク (G3) の一部が前記表示領域よりも端に表示されるように表示する。(P2) 及び前記通過ガイドマーク (G3) は、モニタ画面の表示領域から出ること、プレイヤーキャラクター (P1) が媒体ゲーム (b) で、通過すべき方向を正確に指示すること、

を特徴とするガイド表示デバイス。

審査の分析

最初に、この事件では、特許適格性は問題でなかった。クレーム1に記載のガイド表示デバイスは、特に、その性質上技術的性能を有する表示手段を含む物理的実体を有効に表す。

独立方法クレームの表示ステップは、方法に技術的性能を与える表示手段の使用を伴う。

進歩性に関して、頭上に小さい三角形を表示することによりアクティブプレイヤーキャラクターを示す最も近い先行技術との相違点は、ガイドマークがリング状であり、アクティブプレイヤーキャラクターの足の周囲に表示されることであった。

前述の相違点は、マークが隣接するプレイヤーキャラクターにより見えなくなるリスクを回避するガイドマークのサイズの拡大を伴う。隠される可能性のあるインジケータースクリーン上でインタラクティブビデオゲームのユーザに明確に視認できるようにすることは、専ら人間の精神的プロセスを扱うものではなく(すなわち、専ら提示される情報の認知的意味により決定されるものではなく)、むしろ、スクリーンに客観的な技術的機能を付与する。機能的品質は、表示された情報がまた、スクリーンに表示されたビデオゲームと相互作用する際のユーザの決定に係るという事実により取り消されない。

結論として、ガイドマークのサイズの拡大は、表示デバイス及び方法の進歩性に関する評価に係る。

しかし、分析中に、ガイドマークリングの形状及びプレイヤーキャラクターの足に近いその配置に関して異なる決定がなされた。ガイドマークの正確な幾何学的形状(リング)は、美的印象以外の効果を達成するとみなされない。ガイドマークの形態は、技術的とみなされないメニューデザインにおける単なるイラストを指す。その結果、ガイドマークの環状形状は、単に美的創作物であるため、進歩性に貢献することができない。

マークすべきプレイヤーキャラクターに対するガイドマーク(G1)の正確な位置(足に関連する)についても同様である。ビデオゲーム(サッカー)の好ましい態様を考慮して、プレイヤーキャラクターの足領域をマークすることはまた、ゲームの非技術的ルールにより管理することができ、当該貢献の非技術的性質が確認されると付け加えることができる。

最も近い先行技術との他の相違点は、アクティブプレイヤーキャラクターがゲーム媒体(例えば、ボール)をチームメートに容易にパスすることができるように、アクティブプレイヤーキャラクターのチームメートにパスガイドマークが付されることであった。す

なわち、ゲームの非技術的及びルールベースの側面をこの特徴から取り除くと、基礎となる技術的貢献は、ユーザの注意をスクリーン上の第2の地点に引き付けるために、アクティブプレイヤーキャラクターに加えて、ディスプレイスクリーン上の第2の関心地点を強調することに関する。それは、進歩性に関する検討において考慮しなければならない技術的貢献である。

最も近い先行技術との第3の相違点は、他のプレイヤーズキャラクター及びパスガイドマークがモニタースクリーンの表示領域から離れた場合でも、パスガイドマークが表示領域の端に表示されて、プレイヤーキャラクターがゲーム媒体(例えば、ボール)をパスすべき方向を正確に示すことであった。この特徴の基礎となる技術的課題は、一方では、画像の一部を比較的大きい縮尺(例えば、ズーム)で表示することが望まれ、他方では、スクリーンの表示領域が小さすぎて、全関心領域を示すことができない場合があるという相反する技術的要件に関する。技術的手段によるこの相反の解決は、進歩性に関する検討において考慮しなければならない技術的貢献を示す。

本件では、最初の2つの相違点は、技術的貢献であったが、自明とみなされた。第3の相違点である、アクティブプレイヤーキャラクターに加えて、スクリーン上の第2の関心地点を強調して、ユーザの注意をスクリーン上の第2の地点に引き付けることは、自明でないと判断された。

特徴[c]による技術的貢献は、画像の拡大部分(ユーザがズームインした場合がある)を表示すること及び表示領域よりも大きい関心領域の概観を維持することという相反する技術的要件に対処する。従来のビデオゲームGUIは、関心領域の縮小マップを画像の拡大部分に重ね合わせる(当該部分のかなりの部分が覆われる)又はズームアウトすること(詳細が失われる)又は視点を変更すること(焦点が失われる)により妥協している。

特徴[c]は、画像の拡大部分を表示し、画像の拡大部分の外見、詳細又は焦点を犠牲にすることなく、一般情報をユーザに提供することを可能にする。

したがって、これらは、ガイドマークを表示領域の端に表示して、モニタースクリーンの表示領域外にある第2の関心地点を示す表示デバイスへの明白な指示を明らかにしていないと考えられる。したがって、クレーム1の発明は、進歩性を伴うとみなされる。

所見：欧州特許庁は、機能的品質を改善したビデオゲームのグラフィックデザインの側面にCII特許を付与した。隠される可能性のあるインジケータースクリーン上でインタラクティブビデオゲームのユーザに明確に視認できるようにすることは、専ら人間の精神的プロセスを扱うものではなく(すなわち、専ら提示される情報の認知的意味により決定されるものではなく)、むしろ、スクリーンに客観的な技術的機能を付与する。アクティブプレイヤーキャラクターに加えて、ディスプレイスクリーン上の第2の関心地点を強調して、ユーザの注意をスクリーン上の第2の地点に引き付けることは、進歩性の検討において考慮すべき技術的貢献である。

例12

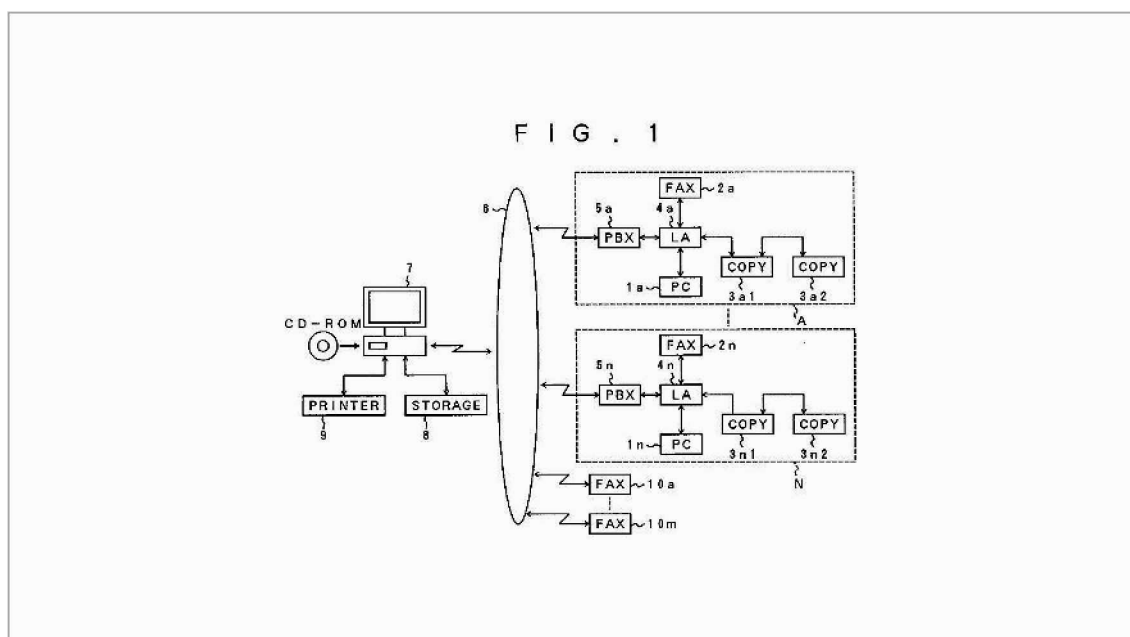
経済的・商業的方法のCIIにおける技術的性質の例

事例番号：EP 0 767 436 / T 0172/03. (RICOH事件)

名称：予算限度額を考慮した注文管理のシステム及び方法

背景

本発明は、システムのユーザの各部門又はセクションにより入力された注文情報に基づいて、特定の消耗品の注文を自動的に発行するための注文管理システム及び方法に関する。消耗品とは、オフィスで使用されるコピー用紙又はトナーカートリッジである。この解決手段の目的は、各部門又はセクションにより提供された注文情報に基づいて、注文プロセスを一元的かつ自動的に管理することができる注文管理システム及び方法を提供することである。



分析対象の文言／クレーム

クレーム1

1. 注文発行が複数のセクションを有するシステム環境において実行される、複数のサプライヤーのうちの1つに注文を自動的に発行するための注文管理システムであって、

それぞれのコンピュータに設けられた複数の端末ユニット (AN) であり、それぞれのセクションにあり、前記ユニット端末の各々に接続された通信ネットワーク (6) に送信される注文情報を入力するための手段を含み、前記注文情報が、注文者のセクションコードを含む端末ユニット (AN) と、
注文情報を受信するために前記通信ネットワーク (6) に接続された中央管理ユニット (7) を有し、

a)

- 各注文に関して、注文履歴情報及びセクション情報を管理し、及び

- 今回の注文者のセクションコードを含む、注文情報を送付するコンピュータの1つの注文履歴情報に基づくセクションの以前の注文と、コンピュータから送付された注文情報との合計費用に基づいて瞬間合計を計算する

ための収集処理手段(76)、及び

b) 瞬間合計が注文者のセクションの予算内である場合は、注文プロセスの実行を許可する注文許可手段

を有する中央管理ユニット(7)

とを備え、

前記注文管理システムが、前記注文履歴情報並びに各セクションのセクションコード(82a)及び予算(82d)を含む各セクションの前記セクション情報を含むセクションマスターファイル(82)を保存するように構成され、

前記収集処理手段(76)が、前記注文情報が複数の注文のうちの1つにより入力された場合において、注文プロセスが前記許可手段により許可されたときは、前記注文を自動的に発行するように構成されている

注文管理システム。

審査の分析

本出願は、最初に、進歩性の欠如に起因して拒絶されていた。最初の論拠によれば、特許可能な主題のレジームは、改善された注文発行機構を実装するためのコンピュータ化されたシステムの設計及びプログラミングによってのみ開始されたと考えられた。審査官は、関連する適格者がコンピュータサイエンスにおける専門家であることを考慮して、当該実装を自明とみなした。さらに、専門家は、実際には、改善された注文発行機構の経済的概念及び構造の知識を有するビジネス専門家及びプログラマーで構成されるチームであると考えられた。

審判請求において、進歩性が要件である発明の特許性は、技術的性質を有するように、技術的課題の技術的解決手段を推論することができる発明の特徴及び側面から発生しなければならないと考えられた。

混合型発明(非技術的側面を含む)の場合、特許性審査は、通常、予備的ステップとして、クレームの技術的内容を決定するために発明及びクレーム解釈の分析を必要とする。必要とされるクレームの特徴の分析は、事後的に、すなわち、特許出願及びそれが言及する発明の知識を用いてのみ可能である。

さらに、本件では、「当該技術の熟練者」という用語に定義が与えられた。COMVIK審決によれば、「技術的課題がビジネス、保険数理又は会計システムのコンピュータ実装に関係する場合は、当該技術の熟練者は、単に実業家、保険数理士又は会計士ではなく、データ処理の訓練を受けた者である」。本件では、関連する「当該技術の熟練者」は、ソフトウェアプロジェクトチームとして定義された。これは、ビジネスの専門家を含ま

ないが、解決すべき技術的課題の構築の一部としての要求仕様の形で、注文管理方法の特徴及びビジネスに関連する側面の知識を有する。

最も近い技術水準は、異なる位置にある複数の汎用コンピュータを含み、1995年の優先日のかなり前にオフィス自動化のために多数の会社において知られ、かつ、使用されている通信ネットワークにより接続された分散情報システムであるとみなされた。

要約すると、クレームされた発明は、注文管理方法の本質的に商業的な特徴を実装するための機能的特徴及びデータ構造の観点からのみ、通常分散情報システムと区別されるとみなされた。クレームされた技術的解決手段は、ビジネスに関連する側面により課された限定の単なる自動化の概念を超えるものではなく、その理由は、従来のハードウェア及びプログラミング方法を使用する当該自動化は、専門家にとって自明とみなされるからである。したがって、クレーム1は、進歩性を欠くと決定された。

所見： RICOH事件は、CIIの進歩性を評価するための客観的なアプローチを提供する。これは、最初に、発明の非技術的部分を定義するクレームされた特徴を特定し、次いで、明確に技術的であるクレームされた特徴を特定することを教示する。

例13

情報の提示のためのCIIにおける技術的性質の例

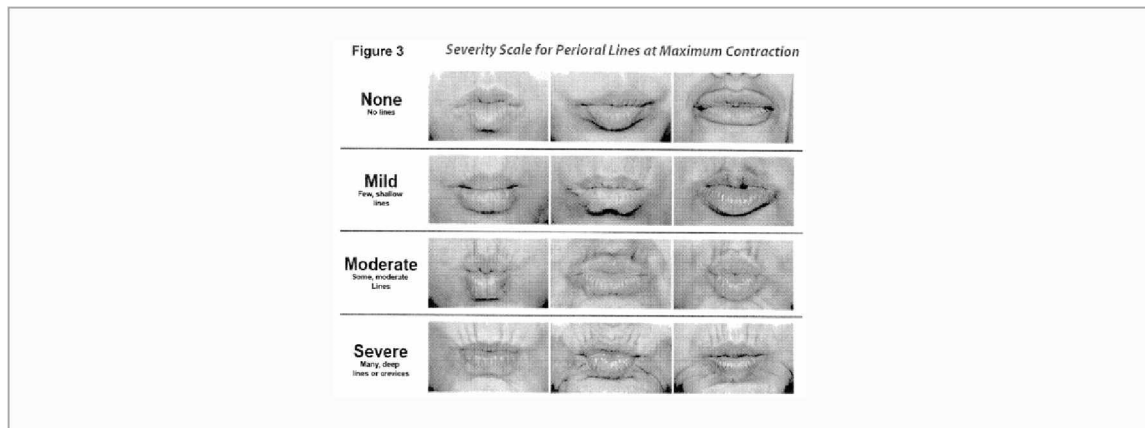
事例番号：EP 2369956 / T 0670/19

名称：尺度及び臨床評価方法

背景

本発明は、個体の臨床評価を実行するため、特に口唇の充足度又は口囲のしわ若しくは口腔交連の重症度を有効に評定するための尺度に関する。

本出願によれば、当該尺度は、臨床診療及び臨床試験研究の両方において有用である。特に、臨床試験研究においては、処置前の状態の重症度を処置後に測定された状態の重症度と比較することにより治験処置の有効性を測定するために、客観的定量化が不可欠である。新規な処置が規制当局の販売承認を達成するためには、その有効性を臨床試験において文書化しなければならない。有効かつ信頼性のある評価基準はまた、エビデンスに基づく医療において、文献における同様に設計された試験間の比較を提供するために重要である。



分析対象の文言／クレーム

クレーム1

- 個体の口領域の少なくとも1つの特徴を評価する尺度のシステムであって、
- 口唇充足度のレベルを表す異なるカテゴリーに整理されている、ヒト被験者の口領域のイラストを含む口唇充足度尺度を含み、
- 安静時の口囲のしわの重症度レベルを表す異なるカテゴリーに整理されている、ヒト被験者の口領域のイラストを含む安静時の口囲のしわの重症度尺度、
- 口腔交連重症度レベルを表す異なるカテゴリーに整理されている、ヒト被験者の口領域のイラストを含む口腔交連重症度尺度、及び
- 最大拘縮時の口囲のしわの重症度尺度をも含むことを特徴とするシステム。

審査の分析

クレーム1は、複数の尺度を含むシステムに関し、各尺度は口領域の特定の特徴と関連しており、各尺度は、疾患の重症度の異なるレベルを表す複数の図解を含む。それぞれの特徴。システムクレームの文脈において、「イラスト」という特徴は、イラストが保持され、イラストが見られたり表示されたりする特定の物理的支持体、例えば、紙の存在を意味すると考えられた。ホワイトボード、スクリーン又はコンピュータ若しくはタブレットの画面。したがって、物理的媒体の暗黙的な存在は、独立クレームの主題の少なくとも一部に技術的性質を付与し、これは、物理的媒体「それ自体」に保持又は表示されるイラストの認知的内容が非技術的性質とは無関係である。

所見：本件では、「イラスト」が、システムのクレームの状況において、イラストを保持する特定の物理的媒体の存在を示すか否かが評価された。したがって、物理的媒体の黙示的存在は、独立クレームの対象の少なくとも一部に技術的性能を与える。

例14

精神的行為のCIIにおける技術的性質の例

事例番号：EP2133836 / T 1150/13

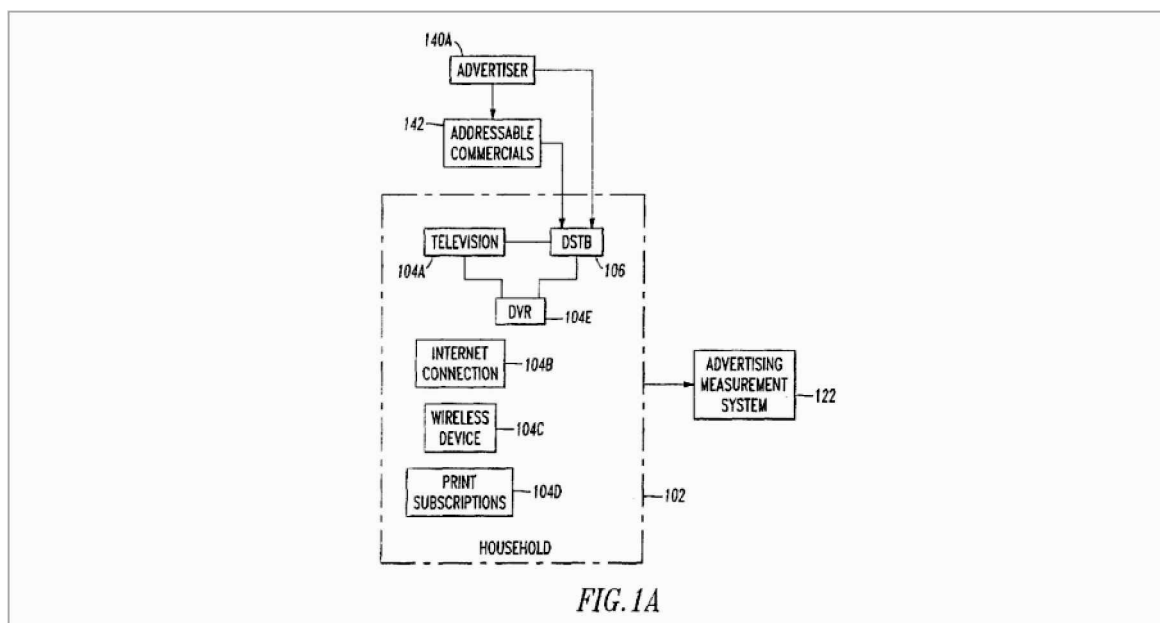
名称：複数のデータソースの相互相関による広告キャンペーンの投資利益率の分析

背景

本発明は、一般に、情報プライバシーの保護に関する。本発明は、データを受信するように構成された処理システムのレベルを含み、前記レベルは、例えば、市場調査会社を包含することができる。市場調査会社は、広告の有効性を測定するために世帯に関するデータを収集する。データは、クリックストリームデータ及び世帯の視聴習慣に関するその他のデータを提供するデジタルテレビセットトップボックス(DTSB)を含む、1つ又は複数のデータプロバイダーから受信される。

受信されたデータは、第1の識別子を含む。これは、データプロバイダーが世帯識別子として使用する顧客アカウント番号であり得る。異なるデータプロバイダーからの同一の世帯に関するデータをリンクさせるために、まさにそれを行うシソーラスが存在する。シソーラスは、個人を特定できる情報を委託されている第三者機関(リストコンパレーター)により生成されると思われる。リストマッチャーは、世帯住所を使用して、異なるデータプロバイダーからのアカウント番号(第1の識別子)をリンクさせ、各世帯にキー(TRA_KEY)を割り当てる。キーは、個人を特定できる情報(PII)を含まない。

市場調査会社は、第三者機関からシソーラスを入手し、それを使用して、同一の世帯に関する顧客アカウント番号をリンクさせる。顧客アカウント番号及びシソーラスは何れもPIIを含まないことから、プライバシーを保護することができる。



分析対象の文言／クレーム

クレーム1

データ処理のためのコンピュータシステムであって、

- 消費者の家庭102にある少なくとも1つのコンテンツ配信元104を含む1つ又は複数のデータプロバイダー136からデータを受信するように構成された処理システムのレベルであり、受信されたデータが、データプロバイダー136により割り当てられた世帯102に関連する第1の識別子を含む処理システムのレベルと、
- 世帯102に関連する各第1の識別子を、同一の世帯102に関連する個人を特定できる情報を含む第2の識別子と関連付けるシソーラス138を生成するための手段134であり、第2の識別子にキーを割り当てる手段134と、
- シソーラス138及びキーを使用して、世帯102に関連する第2の識別子を用いずに、世帯102に関連するデータを生成するように構成されたモジュール132とを含むコンピュータシステム。

審査の分析

本件では、クレーム1は、技術的特徴と非技術的特徴の組合せを含むとみなされた。実際、上記に要約した本発明の中心的な特徴は、技術的性能を欠く抽象的な管理的ステップであるとみなされた。

出願人は、本発明は、帯域幅を節約し、データセキュリティを改善したと主張した。帯域幅の節約は、中央機関を使用して、異なるソースからのデータ間のリンクを生成することから得られた。そうでなければ、市場調査会社は、多くの異なる顧客IDを取得し、保存する必要がある。

しかし、本発明は、帯域幅の節約をもたらすと思われない。クレーム1及び明細書は何れも、保存され、異なる組織間で送信されるデータの量を定義していない。実際、帯域幅の節約は、明細書の何れの場所でも問題として言及されていない。

データは、システム内の何れかの場所に保存しなければならず、中央データウェアハウスは、いくつかの利点を有することができるが、これはまた、間接費を生じる。しかし、本発明は、帯域幅の節約をもたらすと認められない。クレーム1及び明細書は何れも、保存され、異なる組織間で送信されるデータの量を定義していない。実際、帯域幅の節約は、明細書の何れの場所でも問題として言及されていない。データは、システム内の何れかの場所に保存しなければならず、中央データウェアハウスは、いくつかの利益を有することができるが、これはまた、間接費を生じる。

中央リストコンパレーターの役割は、ストレージ又は帯域幅に関するものではなく、委託に関するものである。何らかの理由により、リストマッチャーは、PIIにアクセスすることができ、異なるクライアントアカウント間のリンクを生成することが可能になる。これは、技術的課題ではなく管理的課題である。

さらに、PII(住所)を非PII(キー)に置き換えることによるプライバシー保護は、非技術的とみなされる。これは、管理上の計画又は精神的行為である。

したがって、本発明は、単に、コンピュータシステムへの非技術的方法の実装に相当すると結論付けられた。クレーム1は、進歩性を欠くと決定された。

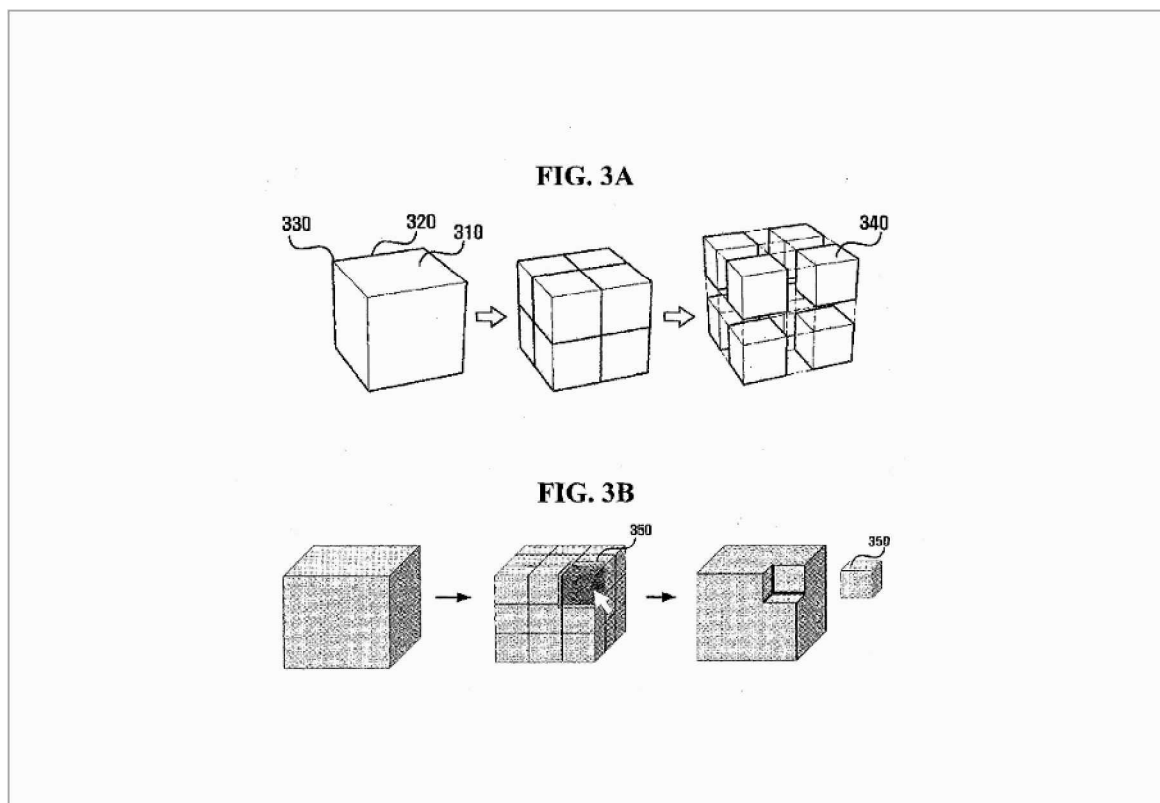
所見：本件では、欧州特許庁は、顧客データを、個人を特定できる情報ではなくキーとリンクさせて、プライバシー保護を改善するという概念に特許を付与しなかった。PII(住所)を非PII(キー)に置き換えることによりプライバシーを保護することは、技術的性能でない。これは、管理上の計画又は精神的行為である。

例15

GUIのCIIにおける技術的性質の例

事例番号：EP1624368 / T 1677/18

名称：三次元モーショングラフィックスユーザインターフェース並びにそれを提供するための方法及び装置



背景

本発明は、改善された三次元モーショングラフィックスユーザインターフェース(3D MGUI)を提供することを目的とする。一態様によれば、3D MGUIは、複数の面により形成される第1の多面体コンポーネントを含む。第1の多面体コンポーネントに従属する複数の面のうちの少なくとも1つは、所定の属性を有し、属性に応じて情報を表示する。第1

の多面体コンポーネントは、その面に対するユーザのアクションに基づいて複数の第2の多面体コンポーネントに分離される。メニュー及びサブメニューの階層がこれらの多面体コンポーネントの特定の面に割り当てられる。

分析対象の文言／クレーム

クレーム1

三次元モーショングラフィックスユーザインターフェースを提供するための装置(500)であって、

- 複数の面により形成される第1の多面体コンポーネント(240, 410, 1810)を作成する制御モジュール(530)であり、第1の多面体コンポーネントの複数の面のうちの少なくとも1つの面(310)が、所定の属性を有し、属性に応じてメニュー及びサブメニューを異なる方法を使用して階層的に保存されている情報の中から情報を表示し、第1の多面体コンポーネントが、前記面に対するユーザのアクションに応じて複数の第2の多面体コンポーネント(340, 1310, 1330)に分離可能であり、提示される情報が、第1の階層レベルを有し、所与のメニューに対応する制御モジュール(530)と、
- 制御モジュールにより作成された第1の多面体コンポーネントを保存するストレージモジュール(550)と、
- 第1の多面体コンポーネントに対するユーザのアクションに関するデータが入力される入力モジュール(510)と、
- 少なくとも1つの面に属性を割り当て、所定の属性に応じて少なくとも1つの面に表示された情報をマッピングし、入力モジュールを通じてユーザのアクションが入力されたときはデータに応じて第1の多面体コンポーネントの動きを処理し、第1の多面体コンポーネントの動きに応じて情報表示を変更するユーザインターフェースモジュール(520)と、
- ユーザインターフェースモジュールの処理結果を表示する出力モジュール(540)とを含み、
- 制御モジュールが、特定の面(310)に対する前記ユーザのアクションの後に、前記少なくとも1つの面のうちの前記特定の面に割り当てられた複数の前記第2の多面体コンポーネント(340, 1310, 1330)を作成するように構成され、ユーザインターフェースモジュール(520)が、保存された情報の中から、前記所与のメニューの複数のサブメニューに対応する情報を、第2の多面体コンポーネント(340, 1310, 1330)の情報面にマッピングし、前記情報が、第1のレベルとは異なる第2の階層レベルを有する前記複数のサブメニュー-メニューに対応し、出力モジュール(540)が、マッピングの結果を示し、
- 複数の第2の多面体コンポーネントが作成されると、第1の多面体コンポーネントが複数の第2の多面体コンポーネントに変化し、第1の多面体コンポーネントが削除される

装置(500)。

審査の分析

本件では、本出願の識別性を有する特徴は、非技術的であるとみなされた。出願人は、

主請求のクレーム1における第2の多面体のコンポーネントは、2つ以上の面にサブメニューを表示することができ、これらのサブメニューは、第1の多面体コンポーネントの選択された面上のメニューと何らかの形の関係を有することを示唆した。しかし、サブキューブがサブメニューを1つの面又は複数の面の何れに表示したか及びこれらのメニュー／サブメニュー間の関係は、技術的效果を特定することができないGUIデザインの非技術的相違点であるとみなされた。

出願人は、主請求のクレーム1の識別性を有する特徴は、かかる相反する「技術的要件」を解決し、つまり、スクリーンを散らかしすぎることなく、ユーザがあらゆる種類の詳細に容易にアクセスできるようにすると主張した。しかし、GUIにおいてスクリーンの散らかしを低減すること及びユーザにより多くの詳細を提供することは、技術的要件ではない。したがって、クレーム1は、進歩性を欠くと決定された。

所見：本件は、三次元モーショングラフィックスユーザインターフェース(MGUI)の欧州特許出願に関係する。しかし、際立った特徴は、非技術的であるとみなされた。

- GUIにおいてスクリーンの乱雑さを低減すること及びユーザにより多くの詳細を提供することは、技術的要件ではない。
- GUIの提示を改変することは、技術的效果を生じない。

例16

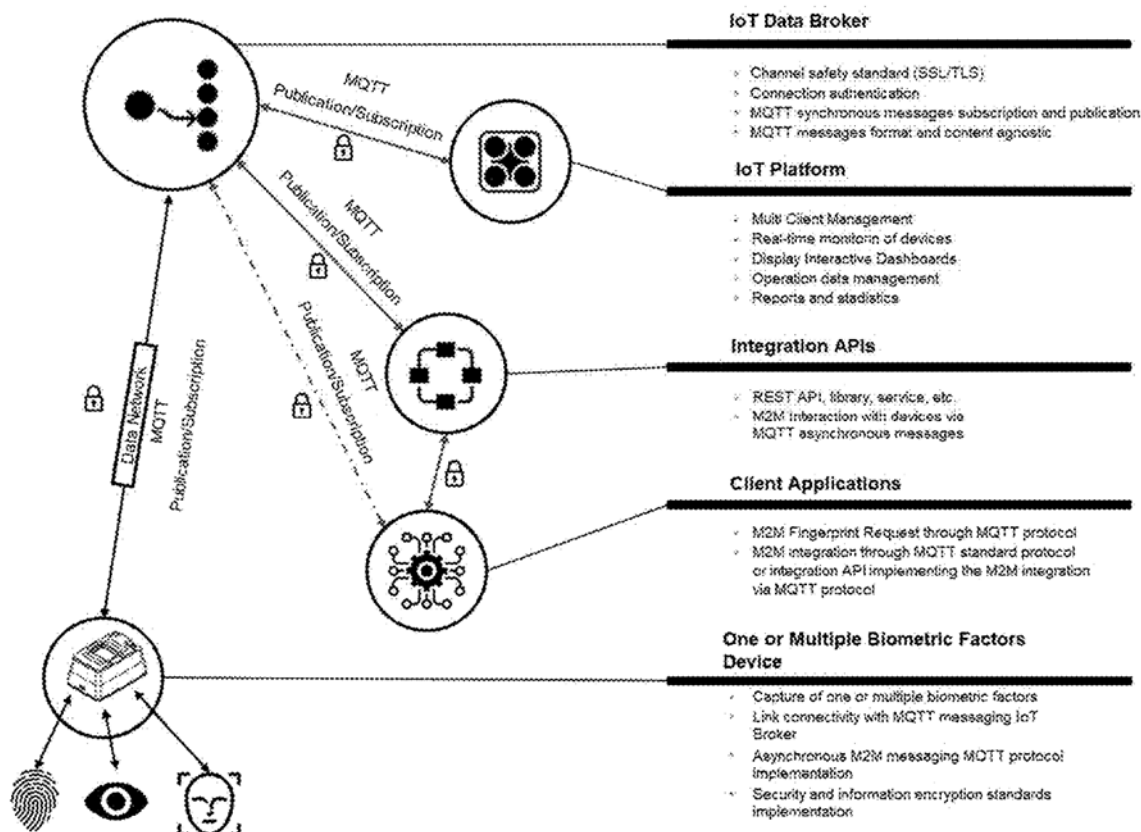
モノのインターネット(IoT)に関するCIIの適格性の例

文献番号：／C0 NC2018/0005389

名称：多数生体認証IoTブリッジ及び生体認証情報捕捉方法

背景／概要

本発明は、デバイス間の相互作用によるあらゆるタイプの生体認証又は多数の生体認証情報を捕捉するための、MQTTなどのアクセス及び実装が容易である標準通信プロトコルを利用する仕様を提供する。



分析対象の文言／クレーム

- 生体認証情報を捕捉するための手順であって、
 - MQTT通信プロトコルを、生体認証情報を捕捉するための1つ又は複数の周辺機器を管理するデバイスに実装し、1つ又は複数の生体認証因子を捕捉するための、デバイスと統合クライアント、例えばAPI、ソフトウェアアプリケーション、ウェブサービス、統合デバイスとの間のIoT(モノのインターネット)構造におけるM2M(マシン・ツー・マシン)通信モデルを可能とするステップと、
 - 非同期メッセージを公開し、認証するためにMQTTメッセージングブローカー(仲介者)を利用するステップと、
 - 通信チャネル暗号化、ユーザ/パスワード及び/又はデジタル証明書などであるがこれらに限定されない、個別に又は一緒に実装される様々なアクセス及びセキュリティ方法を使用して、統合クライアントとMQTTメッセージングブローカーとの接続を確立するステップと、
 - 生体認証情報の捕捉を必要とする統合クライアントを計算されたランダムMQTTメッセージング経路において認証し、それを、捕捉プロセスからの応答を受信するためのフィルターに実装されるステップと、
 - 統合クライアントにより、メッセージをMQTTメッセージング経路に公開して、対応するフィルターを実装する捕捉プロセスを要求するステップであり、フィルターの一部としてのメッセージング経路の動的識別子及び捕捉プロセスの構成情報をメッセージに含めるステップと、

- 統合クライアントにより捕捉要求に、実装されたフィルターで構成されるフィルターを実装するMQTTメッセージングルート内で、捕捉デバイスにおいて1つ又は複数の生体認証因子の捕捉要求メッセージの公開を受信するステップと、
 - 受信された構成を周辺機器に適用し、捕捉デバイスにより1つ又は複数の生体認証因子を捕捉するステップと、
 - 捕捉デバイスにより、ランダムメッセージング経路を計算し、1つ又は複数の生体認証因子の捕捉された情報を含むMQTTメッセージを公開するステップと、
 - 生体認証情報の捕捉要求した統合クライアントにより、最初に認証した捕捉生体認証情報に対する応答のために、計算されたランダムMQTTメッセージングルート内のデバイスにより公開された応答メッセージを受信するステップであり、受信される情報が、操作に応答する1つ又は複数のデバイスにより捕捉された1つ又は複数の生体認証因子に対応するステップと、
 - 情報が捕捉された時点で、統合クライアントによりMQTTメッセージングブローカーとの接続を切断するステップと
- を含むことを特徴とする方法。

審査の分析

本件では、クレーム1～6は、ランダムメッセージング経路が捕捉デバイスにより計算され、生体認証情報の捕捉を必要とする統合クライアントが計算されたランダムMQTTメッセージング経路に認証され、生体認証情報の捕捉を要求した統合クライアントが計算されたランダムMQTTメッセージングルート内のデバイスにより投稿された応答メッセージを受信するという点で最も近い技術水準であるUS 2016/294614とは異なる、MQTTに基づく多数の生体認証情報を捕捉する方法に言及していることから、先の検討に示された要件を満たす。加えて、これらの相違点は、技術水準において示唆されておらず、結果として追加のセキュリティを提供するという効果が明らかである。ここでは前記計算を知っている関係者のみがメッセージを受信し、関係者が完全に自立しており、互いを知らないことを考慮して、メッセージは非同期イベントに基づいて処理され、IoTブローカーが特定のメッセージング経路において認証されている1つ又は多くのクライアントに非同期的にMQTTメッセージを配信する。上記に加えて、クレームされたものは、産業上利用することができる。

その結果、クレーム1～6は、新規性、進歩性及び産業上の利用性の要件を満たす。

本件では、生体認証情報を捕捉する周辺機器の管理に使用される分散型IoT構造が提供される。当該構造においては、生体認証情報の捕捉及び送信を管理するためにMQTT(Message Queuing Telemetry Transport)通信プロトコルが実装され、前記プロトコルは、プロトコルにより定義された一定の情報を知っている関係者のみがメッセージを受信するように、追加のセキュリティを提供する。したがって、本件では、発明は、IoT構造におけるセキュリティを高める情報通信管理方法に該当し、したがって、それを検討のために考慮することが有効である。

例17

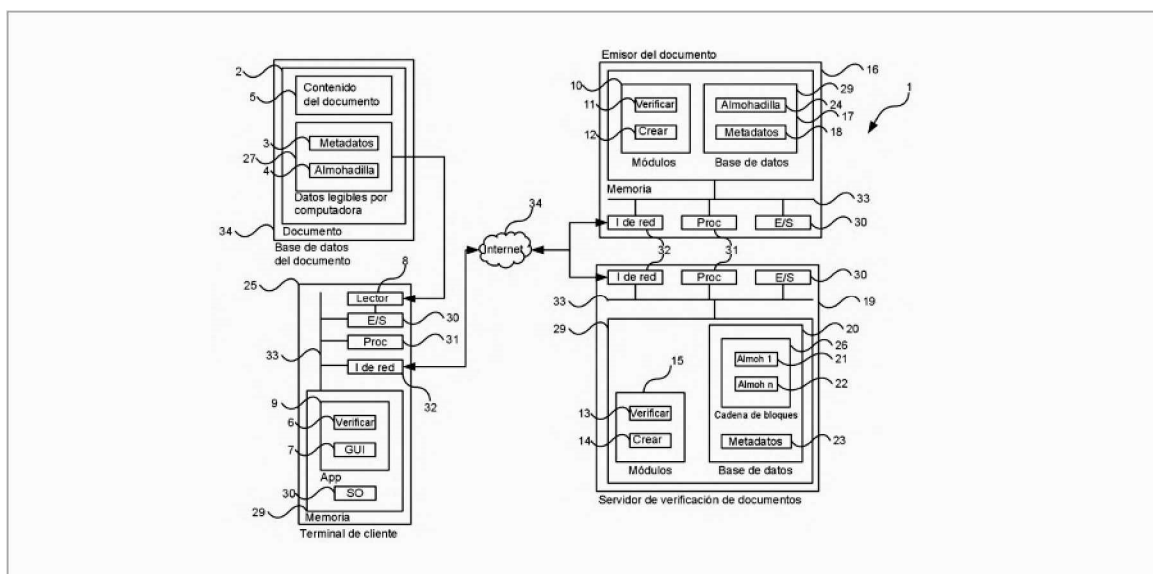
ブロックチェーンに関するCIIの適格性の例

事例番号：C0 NC2018/0009397

名称：文書情報の真正性を検証するための方法

背景／概要

登録訓練組織により発行されたコース終了文書の記述情報の真正性を検証すること，旅券，及び法律事務所，会計事務所，政府機関などにより発行された文書などの真正性の検証を必要とするその他の機密文書を検証することを含む用途のための，文書情報の真正性を検証するためのシステム及び方法を提供する。本方法は，検証レコードを作成するステップであり，文書から文書内容のメタデータ（書誌情報）を受信すること，文書内容のメタデータを使用することによりメタデータパッド（書誌情報集成）を生成すること，メタデータパッドを含むブロックチェーントランザクション（ブロックチェーンの紀要）を作成すること，及びメタデータパッドを符号化する機械可読データを生成すること，文書をコンピュータ可読データで更新することを含むステップと，文書を検証するステップであり，文書を受信すること，機械可読データからメタデータパッドを抽出すること，及びブロックチェーントランザクション内のメタデータパッドを識別して文書メタデータの真正性を検証することを含むステップとを含む。



分析対象の文言／クレーム

1. 文書情報の真正性を検証するための方法であって，

- 検証レコードを作成する段階であり，

- ・ 文書から文書内容のメタデータを受信すること，
- ・ 文書内容のメタデータを使用することによりメタデータパッドを生成すること，
- ・ メタデータパッドを使用するブロックチェーントランザクションを作成すること，
- ・ メタデータパッドを符号化する機械可読データを生成すること，及び

- ・ 文書をコンピュータ可読データで更新することを含むステップと、
- 文書内容を更新するステップであって、
 - ・ 文書のための更新された文書内容のメタデータを受信すること、
 - ・ 更新された文書内容のメタデータを使用して追加のメタデータパッドを生成すること、
 - ・ 追加のメタデータパッドを使用して追加のブロックチェーントランザクションを作成することを含むステップと、
- 文書を検証するステップであって、
 - ・ 文書を受信すること、
 - ・ 機械可読データからメタデータパッドを抽出すること、
 - ・ ブロックチェーンからのブロックチェーントランザクションを識別して、文書メタデータの真正性を検証することを含み、
 - ・ 追加のブロックチェーントランザクション2を識別するためにブロックチェーンを逆時系列順に検査して、文書内容のメタデータが更新された文書内容のメタデータに置き換えることを特定することを含むステップと

を含む方法。

審査の分析

本件では、クレーム1～16は、メタデータパッドを含むブロックチェーンを作成すること並びに文書内容を更新するステップ及びブロックチェーンの逆時系列順での検査を実施することにおいて最も近い技術水準であるUS20110161674とは異なる、文書情報の真正性を検証するための方法に言及していることから、特許性要件を満たす。加えて、これらの相違点は、技術水準において示唆されておらず、結果として、文書のメタデータの真正性を検証するという技術的効果が、文書の内容のメタデータが事前に更新されたものに対応しなければならないブロックチェーンの検査又は識別から明らかである。上記に加えて、クレームされたものは、産業上利用することができる。

所見：本件では、提案された解決手段は、ブロックチェーンを作成する技術を伴い、これが、機密文書を検証することを目的として文書情報の真正性を検証するために使用されることを理由として、本出願は、検討に適格である。

2.3 植物抽出物の例

例1

遺伝子改変植物からの植物抽出物(植物脂質)の特許性及び抽出植物脂質を製造する方法のクレームの例

事例番号：PE 002445-2014/DIN / 審決003502-2019/DIN-INDECOPI

名称：植物細胞における長鎖多価不飽和脂肪酸の産生

背景／概要

本発明は、組換え植物細胞における長鎖多価不飽和脂肪酸、特にドコサヘキサエン酸に関する。

分析対象の文言／クレーム

1. エステル化形態の脂肪酸を含む抽出植物脂質であって、脂肪酸が、オレイン酸、パルミチン酸、リノール酸(LA)を含む ω 6脂肪酸、 α -リノレン酸(ALA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)を含む ω 3脂肪酸並びに任意選択で、ステアリドン酸(SDA)、エイコサペンタエン酸(EPA)、ドコサペンタエン酸(DPA)及びエイコサテトラエン酸(ETA)の1つ又は複数を含み、抽出脂質の総脂肪酸含有量中のDHAのレベルが、7%~20%の間であり、抽出脂質の総脂肪酸含有量中のパルミチン酸のレベルが、2%~16%の間であり、抽出脂質の総脂肪酸含有量中のミリスチン酸(C14:0)のレベルが、1%未満である抽出植物脂質。

9. 抽出植物脂質を製造する方法であって、次のステップ：

i) 脂質を含む植物の部分を得るステップであり、脂質が、エステル化形態の脂肪酸を含み、脂肪酸が、オレイン酸、パルミチン酸、リノール酸(LA)及び γ -リノレン酸(GLA)を含む ω 6脂肪酸、 α -リノレン酸(ALA)、ステアリドン酸(SDA)、ドコサペンタエン酸(DPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)を含む ω 3脂肪酸並びに任意選択で、エイコサペンタエン酸(EPA)及びエイコサテトラエン酸(ETA)の1つ又は複数を含み、植物部分における抽出性脂質の総脂肪酸含有量中のDHAのレベルが、7%~20%の間であり、抽出性脂質の総脂肪酸含有量中のパルミチン酸のレベルが、2%~16%の間であり、抽出性脂質の総脂肪酸含有量中のミリスチン酸(C14:0)のレベルが、1%未満であるステップと、

ii) 植物部分から脂質を抽出するステップであり、抽出性脂質の総脂肪酸含有量中のDHAのレベルが、7%~20%の間であり、抽出性脂質の総脂肪酸含有量中のパルミチン酸のレベルが、2%~16%の間であり、抽出性脂質の総脂肪酸含有量中のミリスチン酸(C14:0)のレベルが、1%未満であるステップとを含む方法。

審査の分析

明細書において確認されている事項によれば、抽出植物脂質は、とりわけ、 Δ 12-デサチュラーゼ、 Δ 3-デサチュラーゼなどの酵素をコードする方法によりDNA分子に共有結合している外因性ポリヌクレオチドを含む植物から得られる。したがって、クレーム1で定義された植物脂質は、遺伝子改変植物から生じ、この意味で、クレーム1の植物脂質は、特許可能であり、遺伝子改変されていない植物が、7%~20%の間の抽出脂質の総脂肪酸含有量中のDHAのレベルを含まず、抽出脂質の総脂肪酸含有量中のパルミチン酸

のレベルが、2%～16%の間であり、抽出脂質の総脂肪酸含有量中のミリスチン酸(C14:0)のレベルが、1%未満であることを考慮すると、決議486第15条(b)に基づき拒絶することはできない。

新規性：クレーム1に記載された抽出植物脂質は、背景技術に開示されていない。なぜなら、当該脂質には特定の脂肪酸を、それぞれの割合で含むことから技術水準の文献に開示されておらず、同様に、天然植物はDHAを産生しないことも開示されていない。

所見：明細書は、遺伝子改変が何であるか及びそれが植物において如何に実施されるかを詳細に開示して、遺伝子改変植物であることが明確にしなければならず、そうでなければ、植物抽出物は、「自然界に存在する生物の全部又は一部」が発明とみなされないと規定する、決議486第15条(b)に基づき、拒絶しなければならない。

2.4 バイオテクノロジーの例

例1

幹細胞(特許性がないもの)の例

事例番号：C0 NC2017/0013359

名称：胎盤由来幹細胞を培養するための方法及びそれを含む組成物

背景／概要

本発明は、部分的には、老化の影響を軽減し、例えば、再生原動力を回復し、成熟した被験者の寿命を延ばすための幹細胞、例えば胎盤由来幹細胞(PDSC)の使用に関する。例えば、被験者の組織中の幹細胞数と分化細胞数との比を経時的に維持し、又は増加させる方法であって、被験者に有効量の幹細胞集団(例えば、PDSC)を投与することを含み、その比が、経時的な対照被験者からの組織中の幹細胞数と分化細胞数との比と比較して経時的に維持され、又は増加する方法が本明細書で提供される。加えて、被験者の組織中の幹細胞数を経時的に維持し、又は増加させるための方法であって、被験者に有効量の幹細胞集団(例えば、PDSC)を投与することを含み、被験者の組織中の幹細胞数が、対照被験者の同一の組織中の幹細胞数と比較して経時的に維持され、又は増加する方法を提供する。

被験者の組織中に存在する老化幹細胞の表現型又はプロテオームを変化させる方法であって、被験者に有効量の幹細胞集団(例えば、PDSC)を投与することを含み、その量が、幹細胞の表現型又はプロテオームが対照被験者の組織に存在する幹細胞の表現型と比較して変化するように、老化した幹細胞の環境ニッチを変化させるために有効である方法もまた、本明細書で提供される。

分析対象の文言／クレーム

13. クレーム1～12に記載の方法に従って製造される、PDSCの単離された集団。

審査の分析

生物又はその成分の単離は、製品又は手順の発明に匹敵する知的及び実験的作業の結果であるが、自然界にすでに存在する生物学材料、細胞又はその成分は、単離された場合でも、これらは、発明とみなされない。したがって、出願人が言及した一連のステップは、単離方法に相当し、細胞が保持される人工培地は、その生存を可能にするためのものであるが、これらの手順は、その生物学的特性に影響を与えず、それを自然界に存在する細胞と区別することを可能にしない。

所見

クレーム13の対象は、自然界から単離された生物学的物質とみなされる胎盤由来幹細胞(PDSC)の単離された集団をクレームしていることから、決議486第15条(b)に従って発明とみなされない。

2.5 キット・オブ・パーツの例

例1

証明された相乗効果を有するキット・オブ・パーツの形でクレームされた医薬化合物の組合せの発明の例

事例番号：W02009064738

名称：PARP阻害剤の単独又は抗腫瘍剤との組み合わせを用いた乳がんの処置

本出願に開示された技術的課題は、乳がん罹患している患者において、ゲムシタビン及びカルボプラチン療法が適用される場合に、抗腫瘍療法により引き起こされる副作用を軽減することからなる。

技術的課題の解決手段は、ゲムシタビン／カルボプラチン療法と比較して患者における疾患無増悪生存(PFS)プロファイルを改良するという利点を有する、低減された投与レジメンにおいて化合物4-ヨード-3-ニトロベンズアミドをゲムシタビン及びカルボプラチンと組み合わせて適用することからなる。

本件では、4-ヨード-3-ニトロベンズアミド／ゲムシタビン／カルボプラチン療法に対するゲムシタビン／カルボプラチン療法の適用の結果としての有害作用の発生に基づく薬物療法モニタリング及び疾患の進行の評価に従って、患者の群に対して実施された試験の結果が提示されている。

クレーム：

クレーム1：バイアルの組合せを含むキット・オブ・パーツであって、第1のバイアルが、4-ヨード-3-ニトロベンズアミド又はその薬学的に許容される塩を含み、第2のバイアルが、ゲムシタビンを含み、第3のバイアルが、カルボプラチンを含む、キット・オブ・パーツ。

クレーム2：4-ヨード-3-ニトロベンズアミド又はその薬学的に許容される塩の投与量が、3mg～20mgである、クレーム1記載のキット。

クレーム3：ゲムシタビンの投与量が、18mg～16,050mgであるクレーム1記載のキット。

クレーム4：カルボプラチンの投与量が、1,800mg～1,284mgであるクレーム1記載のキット。

技術水準(ET)の評価：最も近い技術水準(ET)の調査に基づいて、ゲムシタビン／カルボプラチンの組合せを乳がんと闘うための第2選択処置として適用することの利点が評価されている、2004年に公開された文献XP002633901が見出された。しかし、この文献は、ベンズアミドタイプの第3の抗がん剤を含める可能性又は抗腫瘍効果及びより高い疾患無増悪生存率を達成するための用量の低減の可能性を示唆も開示もしていないため、3種の抗腫瘍剤を組み合わせることを当該技術の熟練者に示唆し、又は動機付ける近い技術水準が存在しない限り、予想外の技術的效果の証拠を考慮して、クレームされたものは、組合せが3つのバイアル又は機能単位を含むキット・オブ・パーツの形で販売される限りにおいて、新規性、進歩性及び産業上の利用性の要件を満たすと結論付けられた。

例2

相乗効果を有するキット・オブ・パーツの形でクレームされた農薬化合物の組合せの発明の例

事例番号：CO 14260412

名称：Bacillus subtilis AQ713と、ジメトモルフ、イプロバリカルブ及びマンジプロパミドから選択される殺菌剤とを含む組成物

本出願において提起された技術的課題は、低い施用量を必要とし、かつ、広範な活性を有する、昆虫、ダニ、線虫及び／又は植物病原性物質に対して活性を有する新規な植物治療剤の必要性からなる。

この技術的課題を解決するために、検討中の出願は、相乗的有效量の生物学的防除剤と、合成殺虫剤とを含む組成物を提供する。

本出願の明細書において、実施された試験の結果が提示されており、それによれば、本発明の活性成分の組合せの観察された活性は、以前に計算された活性よりも大きく、これは、相乗効果が存在することを示す。

クレーム：

1. 相乗的有效量のBacillus subtilis AQ713(NRRL受託番号B-21661)及びBacillus subtilis AQ30002(NRRL受託番号B-50421)からなる群から選択される生物学的防除剤と、ジメトモルフ、イプロバリカルブ及びマンジプロパミドからなる群から選択される殺菌剤(I)とを含む組成物であって、生物学的防除剤と殺菌剤の比が、1:0.001～1:0.25の間である組成物。

2. 希釈剤、溶媒、自発性促進剤、ビヒクル、乳化剤、分散剤、凍結防止剤、増粘剤及びアジュバントからなる群から選択される助剤を更に含むクレーム1記載の組成物。

3. 相乗的有効量の *Bacillus subtilis* AQ713 (NRRL受託番号B-21661) 及び *Bacillus subtilis* AQ30002 (NRRL受託番号B-50421) からなる群から選択される生物学的防除剤と、ジメトモルフ、イプロバリカルブ及びマンジプロパミドからなる群から選択される殺菌剤(I)とを、空間的に分離された配置で含むキット・オブ・パーツであって、生物学的防除剤と殺菌剤が、1:0.001~1:0.25の間の比で前記キット・オブ・パーツ中に存在する、キット・オブ・パーツ。

技術水準(ET)の評価：最も近い技術水準(ET)である2000年に公開されたUS 6060051は、生物学的防除株である *Bacillus subtilis* AQ713 (NRRL受託番号B-21661) と、化学的殺菌剤とを含む、相乗効果のある組成物を開示している。加えて、生物学的防除株は、昆虫、真菌及び細菌などの植物害虫に対して広範な活性を有することが教示されている。

しかし、この文献は、*Bacillus subtilis*株と、ジメトモルフ、イプロバリカルブ及びマンジプロパミドからなる群から選択される殺菌剤との組合せが、以前に計算された活性よりも高い観察された活性を示すことを開示も示唆もしておらず、これは、予想外の相乗効果が存在し、したがって、その組合せが進歩性を有することを示す。

この思考順序で、*Bacillus subtilis*株を殺菌剤(ジメトモルフ、イプロバリカルブ及びマンジプロパミドから選択される)とともに含有するクレーム3の部品のキットは、進歩性を有するとみなされる。加えて、これは、産業上利用することができる。

例3

認識された薬理活性を有する化合物の並置又は単純な寄せ集め(特許性を有さない)に相当するキット・オブ・パーツの例

文献番号：EP1793830

名称：ポリ(ADP-リボース)ポリメラーゼ阻害剤を含む治療用組合せ

本出願に開示された技術的課題は、薬物療法代替手段を設計することにより抗腫瘍療法の有効性を改善することからなる。この技術的課題を解決するために、本出願は、第1の抗腫瘍剤が、他の細胞毒性剤の薬理学的有効性を高めることが可能であるアゼピンに由来するポリ(ADP-リボース)ポリメラーゼ酵素の化学増感剤タイプの阻害剤である、抗腫瘍剤の組合せを提供する。

技術的試験は、患者が放射線療法を受ける際のアゼピン誘導体の化学増感効果を実証することを目的とする。

クレーム：

クレーム12. 哺乳動物におけるがんを処置するためのキットであって、

- a) 第1の調製及び単位剤形中のある量の化合物8-フルオロ-2-{4-[(メチルアミノ)メチル]フェニル}-1,3,4,5-テトラヒドロ-6H-アゼピノ[5,4,3-cd]インドール-6-オンに対応する式1の化合物及び薬学的に許容される担体、

- b) 少なくとも第2の調製単位及び剤形中のある量の少なくとも1種の抗がん剤及び薬学的に許容される担体,
- c) 第1及び少なくとも第2の剤形を収容するための容器を含むキット。

クレームされたキット・オブ・パーツは、技術水準において、式1の化合物と、多様な性質及び起源を有する他の抗がん剤との組合せ又は組成物が開示されている文献、特に技術水準文献であるW00042040が存在することから、新規かつ進歩性を有するという条件を満たさず、他方で、技術的試験が、放射線療法を受けることになる患者に投与された際にアゼピンにより引き起こされる化学増感効果を実証することを目的とすることを理由として、化合物又は機能単位の真の組合せの技術的証拠は存在しない。

例4

治療的処置方法(特許可能でない)に相当するキット・オブ・パーツの例

事例番号：EP2073814

名称：男性受精能低下を処置する新規な方法

技術的課題は、前立腺機能不全の結果としての男性受精能低下の発生率を低減することである。この課題を解決するために、研究者は、精漿中の高レベルのインターロイキン8(IL8)が、受精能低下個体の精液パラメータと相関することを見出したため、IL-8の診断及びビタミンDの投与に基づく処置方法及びキット・オブ・パーツを設計した。臨床試験は、処置を受ける患者の精子の形態、運動性、精液中の白血球レベル及び受胎率などの精液パラメータに対するビタミンDの効果を決定することを目的とする。

クレーム：

クレーム1：ビタミンDを適用することからなる、男性受精能低下を処置する方法。

クレーム2：ビタミンDの投与形態と、指示書及び所与の時期に投与される剤形の量及び包装、受器又は容器からなる処置方法。

クレーム3：男性受精能低下の処置を必要とする患者を特定することを更に含むことを特徴とするクレーム2記載の方法。

クレーム4：ビタミンD化合物を得るステップをも含むことを特徴とするクレーム2又は3記載の方法。

クレーム5：患者が哺乳動物であり、患者がヒトであるクレーム2～4記載の方法。

クレーム6：i) 精漿中のインターロイキン8(IL8)のレベルを決定することと、ii) ビタミンDを投与することと、iii) 投与指示書とを含むキット・オブ・パーツ。

本出願により開示された対象は、処置方法に関係し、クレームの1つは、患者に投与される化合物及びIL-8レベルの診断試験を含むキット・オブ・パーツを対象とする。本件では、キット・オブ・パーツは、診断及び処置の方法であると理解され、そのため、決議486第20条(d)に従って特許性は有さず、その結果、特許性審査に適格でない。

3. 新規性の例

例1

新規性評価の例，クレームと技術水準の比較（化学）

事例番号：PE 000572-2007/OIN

名称：硫化銅鉱から銅を回収する方法

クレーム1

反応器内で硫化銅鉱石から銅を回収する方法において，溶存酸素の存在下，鉱石表面の電位を600 mV (vs. SHE) 未満に維持しながら，酸性塩化物スラリー又は塩化物/硫酸塩の混合スラリー中に硫化銅鉱石を浸出させ，当該浸出物から硫化銅を溶解させる工程を含む方法。

関連する技術水準：

文献D1：US 4,571,387/BRUYNESTEIN, Albert and others/公開日02/18/1986.

"Biological-acid leaching process."

この文献には，硫化銅を含む鉱石，特にカルコパイライトを含む鉱石銅から銅を浸出する方法が記載されている。この文献に記載されている方法は，カルコパイライトを浸出する工程を含み，温度を10℃から40℃の間に維持し，媒体の酸化電位を540 mVから660 mV (vs SHE) の間に維持する。この方法は溶存酸素の存在下で行われる。この文献の例の1つは，この工程が，硫酸塩と塩化物を含む酸性浸出媒体中で，プラスチック製邪魔板を備えたタンク内で行われることを示している。

クレーム1	文献D1
以下の工程を含む，反応器内で硫化銅鉱石から銅を回収する方法	硫化銅を含む鉱石からの銅浸出方法であって
溶存酸素の存在下で，酸性塩化物パルプ又は塩化物/硫酸塩混合物スラリー中の鉱物を浸出させる工程	溶存酸素の存在下，硫酸塩及び塩化物の混合物を含有する酸性水性浸出媒体中からカルコパイライトを浸出させる工程
金属表面電位を600 mV (vs. SHE) 以下に維持し，硫酸銅を溶解させる工程。	媒体の酸化電位を540 mVから660 mV (vs. SHE) の間に維持する工程

所見：比較表に見られるように，クレームのすべての本質的な特徴が文献D1に存在するので，クレーム1の内容は文献D1に記載されている。

結論：クレーム1の内容はD1の内容によって予測されるので，クレーム1は新規ではない。

例2

新規性評価の例，クレームと技術水準の比較（化学）

事例番号：PE 000614-2006/OIN

名称：シアン化水素酸塩の製造方法

クレーム1

「以下の工程を含むことを特徴とするシアン化物塩溶液の調製方法：a)シアン化水素酸を含む粗ガスを，ホルムアミドの転化率が97%を超えるまでホルムアミドの脱水により調製する工程；b)工程aで得られた原料ガスを酸で洗浄する工程；c)工程a)で得られた原料ガス又は適切であれば工程b)で得られた原料ガスを水酸化物 $M(OH)_x$ の水溶液と反応させる工程。ここで，Mはアルカリ金属及びアルカリ土類金属からなる群から選択され，xはMの酸化状態に依存し，1又は2である。」

関連する技術水準：

文献D1:US 3,619,132/MANN BRILON AND OTHERS/公開日11/09/1971 "Process for the production of alkaline cyanides".

この文献には，シアン化水素酸(HCN)をアルカリ水酸化物で中和してシアン化アルカリを生成することが知られており，シアン化水素酸は気体及び液体の形で添加され，アルカリ水酸化物は水溶液中で添加されると記載されている。

クレーム1	文献D1
シアン化物塩の溶液の調製方法	アルカリ性シアン化物の製造方法
a)ホルムアミドを脱水してホルムアミド転化率>97%にすることにより，HCNを含む原料ガスを調製する工程	a)ホルムアミドからHCNを製造する工程。転化率%は記載されていない。
b)得られたガスを酸で洗浄する工程。	b)硫酸又はリン酸洗浄でHCNを精製する工程。

所見：実施された比較から，クレーム1と文献D1との間の相違は，ホルムアミドの転化率が>97%であり，HCNと反応する水酸化物 $M(OH)_x$ において，Mがアルカリ金属又はアルカリ土類金属であることが見られる。文献D1では，ホルムアミドの転化率は記載されておらず，HCNと反応する水酸化物がアルカリ性であることのみが記載されている。

結論：クレーム1は新規である。

例3

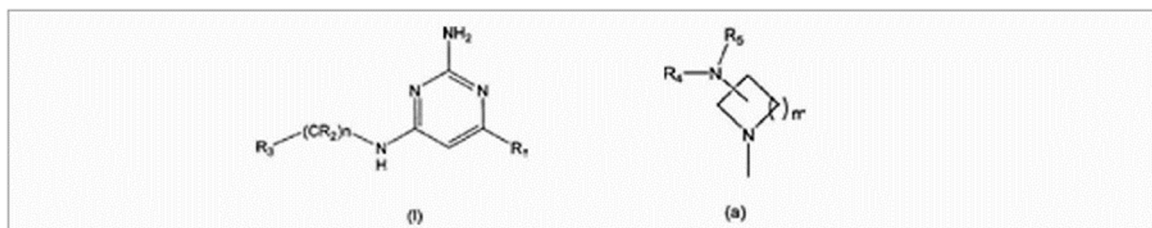
新規性評価の例，クレームと技術水準の比較(化学)

事例番号：PE 001110-2006/OIN

名称：ヒスタミンH-4受容体活性の修飾物質としての2-アミノピリミジン誘導体

クレーム1

式(I)で表される化合物。式中、R1は式(a)の基を表し、

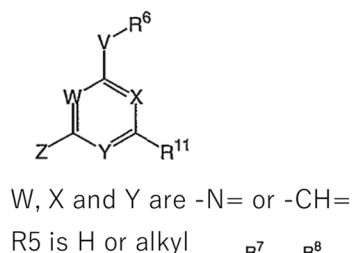


R2 は、水素原子又は炭素数 1-4 のアルキル基を表す。; R3 は、芳香族、飽和若しくは部分不飽和の 5 員環又は 6 員環に任意に縮合したフェニル基を表し、当該フェニル基は窒素原子、酸素原子及び硫黄原子から選択される 1 若しくは 2 のヘテロ原子を含む炭素環式又は複素環式であり、R3 は 1 以上の置換基 R8 で任意に置換されていてもよい。; R4 は、水素原子又は炭素数 1-4 のアルキル基を表す。; R5 は、水素原子又は炭素数 1-4 のアルキル基を表す。; 置換基 R8 は、それぞれ独立に、炭素数 1-4 のアルキル基、ハロゲン原子、水酸基、炭素数 1-4 のアルコキシ基、炭素数 1-4 のアルキルチオ基、炭素数 1-4 のハロアルコキシ基、-COR9、-CO2R9、-CONR9R9、-NR9R9、-NHCOR10、-CN、炭素数 2-4 のアルキニル基又は-CH2OH を表し、さらに、置換基 R8 の 1 つは、炭素数 1-4 のアルキル基、ハロゲン原子、水酸基、炭素数 1-4 のアルコキシ基、炭素数 1-4 のアルキルチオ基、炭素数 1-4 のハロアルコキシ基、-COR9、-CO2R9、-CONR9R9、-NR9R9、-NHCOR10、-CN、炭素数 2-4 のアルキニル基又は-CH2OH から選択される 1 つ以上の基によって任意に置換されたフェニル基を有してもよい。; R9 は、水素原子又は炭素数 1-4 のアルキル基を表す; R10 は炭素数 1-4 のアルキル基を表す。; m は 1 若しくは 2 を表し; n は 0 若しくは 1 を表す。当該化合物はこれらの塩であってもよい。

関連する技術水準：

文献D1：WO 01/47897/PHARMACOPEIA, INC. and BRISTOL-MYERS SQUIBB COMPANY/公開日：07/05/2001：「サイトカイン阻害剤、特にTNF-ALFA」。この文献には、p38キナーゼを阻害することによってサイトカインの産生を阻害し、慢性関節リウマチ、乾癬、喘息、クローン病などの治療に有用な複素環式化合物が記載されている。

Some specific compounds are:



R6 is

R7 is H, etc

R8 is H, etc

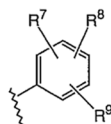
R9 is Nitro, carboxy, etc

R11 is chosen from NR12R13

R12 is H, etc

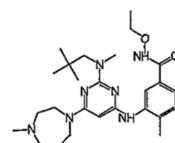
R13 is -(CH2)mR14, m=0 and R14 is H, etc

Z is chosen from -NR1R2, R1 and R2 take together may form a hetrocycle optionally substituted

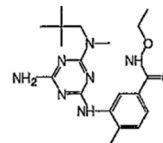


Compound

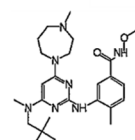
362



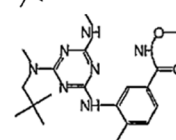
358



350



336



クレームと技術水準との比較：クレームと文献D1との比較から、式(I)の化合物は文献D1の化合物(A)の範囲内にあるが、(A)のW及びYがN;XがC;ZがNH₂;R11がアゼチジン、ピロリジン、ピペリジン、ピペラジン、1,4-ジアゼパン又はオクタヒドロ-1 H-ピロール[3,4-b]ピリジン;VがNR₅;R₅がH及びR₆が置換フェニルである場合、クレームの化合物は選択発明に該当するので、クレームの内容は文献D1に対して新規であることが認められる。クレームに特定の表示があり、これが技術水準に開示された一般的な記載の範囲内にある場合、クレームの内容は新規であると考えられることに留意されたい。

結論：クレームに定義された化合物は新規である。

例4

新規性の評価例、クレームと技術水準との比較（医薬）

事例番号：PE 000062-2007/OIN

名称：タキサンの医薬製剤、固体タキサン組成物、前記固体タキサン組成物の調製方法、前記固体タキサン組成物の可溶化組成物、及びタキサンの注射用製剤のための一組の要素(キット)

クレーム1

以下を含むタキサン医薬製剤：

a) 界面活性剤を含まず、ジオキサン、酢酸、ジメチルスルホキシド又はこれらと前記タキサンとの混合物からなる群から選択される有機凍結乾燥溶媒を含む溶液の凍結乾燥によって得られる固体凍結乾燥タキサン組成物；及び

b)マクロゴールヒドロキシステアレート，ポロキサマー，ポリビニルピロリドン又はそれらの混合物からなる群から選択される少なくとも1種のポリマー界面活性剤を含む，前記固体凍結乾燥タキサン組成物の可溶化組成物。

関連する技術水準：

文献D1:US 20003009967/ANDREW. X. CHEN/公開日：05/29/2003.

「パクリタキセル又は他のタキソイド薬物を含有する凍結乾燥注射用製剤」

この文献は，油，界面活性剤，アルコール及びスクロースの如き抗付着剤に加えて，パクリタキセル又は他の水不溶性タキソイドを含む凍結乾燥製剤を記載する。

クレーム1	文献D1
タキサンの製剤。	パクリタキセル又は別のタキソイドを含む凍結乾燥製剤。
タキサンが界面活性剤を含まない組成物。	パクリタキセル凍結乾燥物は，界面活性剤を含む。

所見：実施した比較から，クレームに係る発明は界面活性剤を含まないタキサンであるが，文献D1はそうではない。なぜなら，パクリタキセルは対応する界面活性剤を含む。

結論：クレーム1記載の製剤は新規である。

例5

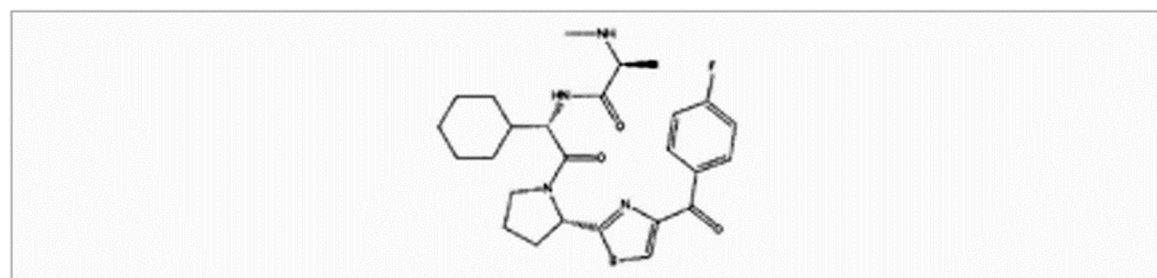
新規性評価の例，クレームと技術水準の比較（化学）

事例番号：PE 000978-2007/OIN

名称：アポトーシスタンパク質阻害剤に結合するsmacタンパク質阻害剤としての2-オキソ-エチル-アミノ-プロピオンアミド-ピロリジン-2-イル置換基誘導体

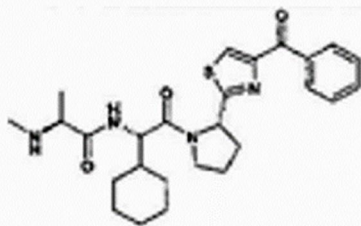
審査されたクレーム：

(S)-N-((S)-1-シクロヘキシル-2-((S)-2-[4-(4-フルオロベンゾイル)-チアゾール-2-イル]-ピロリジン-1-イル)-2-オキソエチル)-2-メチル-アミノ-プロピオンアミドである化合物又は医薬上許容される当該化合物の塩。



関連する技術水準：

文献D1:W0 2005/097791 A1/NOVARTIS AG/発行日：2005年10月20日/「IAP阻害剤」。この文書は，次の式で表される化合物130を記載する。



所見：クレーム1の化合物と文献D1との比較から、クレーム1に記載された化合物は、フェニル基の代わりに4-フルオロフェニルラジカル基を有するので、文献D1に記載された化合物130とは異なる。

結論：クレーム1は新規である。

例 6

幹細胞の例（新規性の欠如）

事例番号：CO NC2017/0013359

名称：胎盤由来幹細胞を培養する方法及び当該幹細胞を含む組成物

背景／概要

本発明は、部分的には、加齢の影響を低減し、例えば、再生運動を回復させ、成熟した被験体の寿命を延長するため、胎盤由来幹細胞（PDSC）などの幹細胞の使用に関する。本明細書では、例えば、被験体の組織中の幹細胞の数と分化した細胞の数との比を経時的に維持又は増加させる方法であって、有効量の幹細胞集団（例えば、PDSC）を被験体に投与することを含み、この比は、対照被験体からの組織中の幹細胞の数と分化した細胞の数との比と比較して、経時的に維持又は増加する方法が提供される。さらに、被験体の組織中の幹細胞の数を経時的に維持又は増加させる方法が提供され、これには、有効量の幹細胞集団（例えば、PDSC）を被験体に投与することが含まれ、この場合、被験体の組織中の幹細胞の数は、対照被験体の同じ組織中の幹細胞の数と比較して、経時的に維持又は増加する。また、本明細書では、被験体の組織中に存在する老化した幹細胞の表現型又はプロテオームを変化させる方法であって、有効量の幹細胞集団（例えば、PDSC）を被験体に投与することを含み、この量は、老化した幹細胞の環境の適所を変化させるのに有効であり、その結果、幹細胞の表現型又はプロテオームは、対照被験体の組織中に存在する幹細胞の表現型と比較して変化する方法も提供される。

所見された文言／クレーム

1. 若い幹細胞、若い前駆細胞又は若い前駆体細胞の存在下に幹細胞集団を培養又は増殖させるためのインビトロ方法であって、若い幹細胞、若い前駆細胞又は若い前駆体細胞から単離された追加因子の存在下で幹細胞集団を培養又は増殖させることを含む方法。

審査時の所見

出願人は、「序によって引用された文献は、サイトカイン、ホルモン、プロモーター、リプレッサー、タンパク質、核酸、ウイルス、免疫原、血管新生因子、成長因子、抗アポトーシス因子及び「本発明において請求されるような若い幹細胞、若い前駆細胞又は若い前駆体細胞から単離された抗酸化剤」の存在下で幹細胞集団を培養することを意図していない」と述べている。

本質的な特徴	D1 US20070292910
幹細胞、前駆細胞又は前駆体細胞の存在下で幹細胞集団を培養又は増殖させるためのインビトロ方法であって、	胎盤由来幹細胞を臍帯血に由来しない幹細胞と共に増殖させる幹細胞の培養方法(第19頁、段落[0158])
幹細胞、前駆細胞又は前駆体細胞から単離された追加因子の存在下で、幹細胞集団を培養又は増殖させる。	一緒に増殖させる場合、培地は、胎盤幹細胞に由来する生体分子を含む(第8頁及び第9頁、段落[0067])
本質的な特徴	D2 US8057788
幹細胞、前駆細胞又は前駆体細胞の存在下に幹細胞集団を培養又は増殖させるためのインビトロ方法であって	胎盤由来幹細胞を非胎盤由来幹細胞と共に培養する幹細胞の培養方法(第48欄第49行～第56行)
幹細胞、前駆細胞又は前駆体細胞から単離された追加因子の存在下で、幹細胞集団を培養又は増殖させる。	胎盤幹細胞に由来する因子を含む培地での培養(Col. 48, Line 49～56)
本質的な特徴	D3 US2008213228
幹細胞、前駆細胞又は前駆体細胞の存在下に幹細胞集団を培養又は増殖させるためのインビトロ方法であって	胎盤由来幹細胞を非胎盤由来幹細胞と共に培養する幹細胞の培養方法(第30頁、段落[0265])
幹細胞、前駆細胞又は前駆体細胞から単離された追加因子の存在下で、幹細胞集団を培養又は増殖させる。	胎盤幹細胞に由来する因子を含む培地での培養(第30頁、段落[0265])
本質的な特徴	D4 US2010260727
幹細胞、前駆細胞又は前駆体細胞の存在下に幹細胞集団を培養又は増殖させるためのインビトロ方法であって	胎盤を幹細胞の供給源として用いる幹細胞の培養方法(第8頁、段落[0086]) 間葉系幹細胞を心臓前駆細胞(CPC)と共に培養する方法(第7頁、段落[0074])
幹細胞、前駆細胞又は前駆体細胞から単離された追加因子の存在下で、幹細胞集団を培養又は増殖させる。	間葉系幹細胞に由来する因子を含む培地を用いた培養(第7頁[0074]、第8頁[0089])

結論：従って、これらの文献は、クレームに係る発明の新規性に影響を及ぼす。

例7

新規性評価の例，クレームと技術水準との比較(機械)

文献番号：PE 001137-2007/OIN

名称：携帯用円筒形投与容器

クレーム1

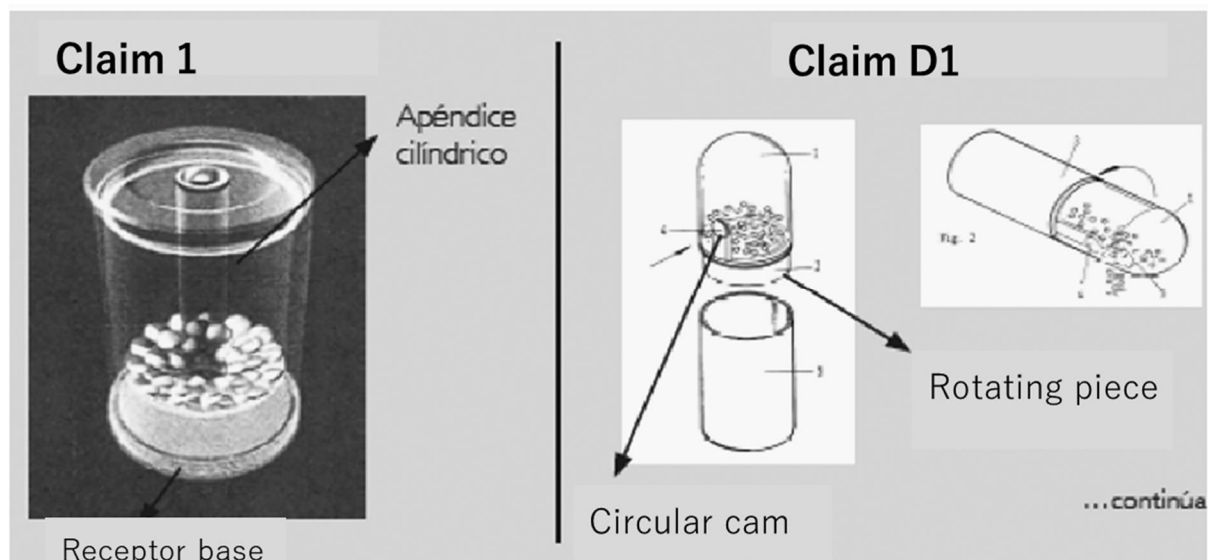
1. 内側に球形，立方体，円筒形又はその他の形状を具備する，製品を取り出すための取り出し容器であって，
 - 上部が開いており，底部が基底受器（ベースレセプタクー）により閉じられている円筒形外部容器であり，前記ベースの中心部から，外部容器の長手軸の方向に延び，高さが前記容器の口の高さにより決定される円筒形付属物が出るようになっており，前記付属物が，その上部に，製品を保持するための凹状の空洞又は尖頭を有する円筒形外部容器と，
 - 外部円筒形容器の内側に収容され，投与される製品を収容することを意図している内部円筒形容器であり，その上部が開いており，ねじ切りされている一方，その基底が穴を形成する逆円錐台により形成され，その結果，内部容器と外部容器との間の連結が円筒形付属物及び前記穴によって行われる内部円筒形容器と，
 - 内側にそのためのねじ切り面を有する円筒形内部容器の上端と係合するカバーであり，抽出器が使用位置にあるときに尖頭を収容するための中心穴を有するカバーと，
 - 分注された製品が抽出器から滑り落ちることを防止するための凹状受器とを含むことを特徴とする抽出器。

関連する技術水準：

文献D1：ES 1 046 633 / MARTÍNEZ LÓPEZ, Ma. Salud / 公開日：2001/01/01 「キャンディ取り出し器」

これは，基底の一方が回転部品(2)により閉じられ，側面の穴(5)を通して送達される嵩のある製品を内側に含有する容器(1)を備えたキャンディ取り出し器が記載されている。回転部品(2)は，前記穴に挿入されて，それを閉じる円形突起を有する内部カム(4)を有するが，これは，適切な方向に回転すると，前記穴から出て，製品を送達する。

クレームの技術水準との比較：



クレームの技術水準との比較：

R1とD1との比較：両方の文献の比較から、これらは取り出し器に言及しているが、R1において請求されているものは、外部円筒形容器がベースレセプタクルにより閉じられ、そこから円筒形付属物が出てくる一方、D1においては、容器が円形突起を有する円形カムを有する回転部品により閉じられているという点で異なることが明らかである。

結論：クレームR1は、新規性を有する。

例8

新規性評価の例、クレームと技術水準との比較(機械)

事例番号：PE 001156-2006/OIN

名称：形状を保持する容器から製品を分注するための方法及びアセンブリ

クレーム10

少なくとも1つの製品(8)を分注するためのアセンブリ(1)であって、少なくとも1つの製品(8)を受け入れるための形状を保持する容器(2)を具備し、流出口用の少なくとも1つの開口部(6)を有する容器(2)と、

薬剤(15)を導入して、容器(2)に分注される少なくとも1つの製品(8)を置換するための手段(9)とを含み、当該手段(9)が、少なくとも1つの製品(8)に流出口用の開口部(6)に向かう力のみを実質的に及ぼす方法により、薬剤(15)を容器(2)に導入する構成を有することを特徴とするアセンブリ(1)。

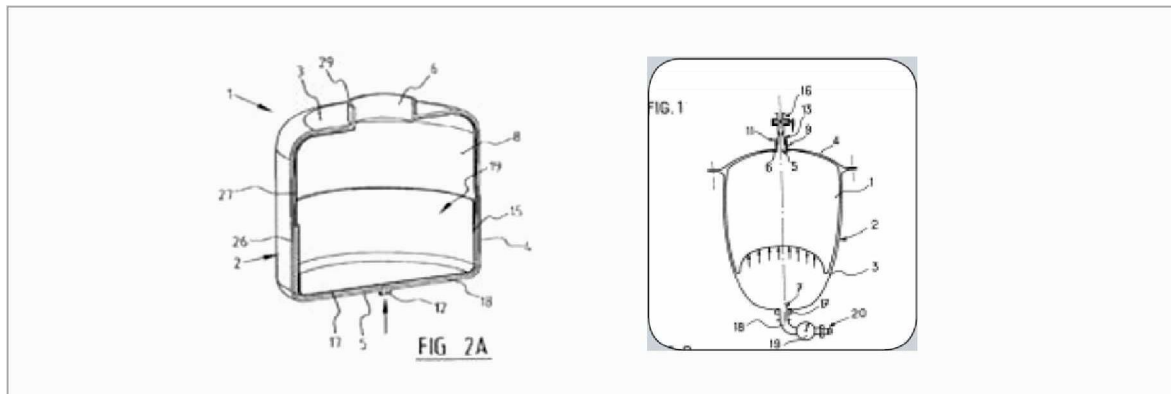
関連する技術水準：

文献D1：FR 2593799 / CHEVAL BENOITら / 公開日：1987/08/07 / 「圧力を使用して製品を分注するための容器」

これは、分注される製品を含有するバッグの形態の可撓性包装材を含む硬質容器(2)を

含む、圧力を使用して製品を分注するための装置を言及している。容器(2)は、その下部に、容器及び可撓性小袋の両方に共通する分注穴(5)を含み、首部(9)及び蓋(16)を備えている一方、容器(2)の下部は、加圧流体の分配ネットワークに接続された入口穴(7)を有する。

クレーム10と技術水準との比較



分析：クレーム10と文献D1との比較から、両方のデバイスが次のものを提供することから、後者に記載されたデバイスにより、クレームの内容は先に示されていると認められる：

- 少なくとも1つの製品を分注するためのデバイス
- 製品を受け入れるためのその形状を維持する容器
- 流出口開口部
- 分注される製品を移動させるための手段を容器に導入するための手段。容器内にはそこから、置換手段を導入するための手段が配置され、製品に流出開口部に向かう直接的な力を及ぼす。

結論：クレーム10の内容は、新規性を有さない。

例9

新規性の評価の例、クレームと技術水準との比較(電気)

事例番号：PE 000114-2008/OIN

名称：ガス放電ランプ照明システム用電気エネルギー節約機器

クレーム1

・・・ガス放電ランプ照明システム用電気エネルギー節約機器であって、各強制コンタクタが単巻変圧器の電圧出力に接続されている、必要とされる各独立した負荷制御のための少なくとも3つの強制コンタクタと、各強制コンタクタがそれぞれの照明負荷に接続されている、必要とされる各独立した負荷制御のための少なくとも1つの強制コンタクタと、機器の動作モード(オン、オフ、「バイパス」)を決定するネットワーク入力に接続された3点スイッチとを含むことを特徴とする電気エネルギー節約機器。

関連する技術水準：

文献D1：WO 2007/123387 / QUINTERO DE LA GARZA, Raúl / 公開日：2007/11/01 「照明システムにおいて使用される高輝度ガス放電ランプにおける電力を制御し、エネルギーを節約する方法及び装置」。この文献は、ガス放電ランプを使用する照明システムにおける電力を制御するための方法及び装置に関する。これは、照明器具の入力により低い電圧供給を供給することにより、照明器具を一定の時間に低減された電力で動作させることによりエネルギーを節約することを可能にする。これは、主巻線に電圧タップを備えた特別に構築された単巻変圧器を使用する。これは、照明器具の電力を測定し、照明器具に所望の電力が与えられるまでインピーダンスを接続し、又は切断する複数の電子式又は電気機械式のスイッチを操作するコントローラードバイスを提供する。

クレーム1	文献D1
これは、電圧低減デバイスとして単巻変圧器を有する。	これは、電圧低減デバイスとして単巻変圧器を有する。
電圧選択デバイスとして、これは、インテリジェントリレー及びコンタクタ(単巻変圧器の電圧出力に接続された少なくとも3つの強制コンタクタ及び照明負荷に接続された少なくとも1つの強制コンタクタ)を有する。	電圧選択デバイスとして、これは、いくつかの要素の中でも、電気機械式リレー及びコンタクタを含む制御デバイスを提供する。
これは、ネットワーク入力に接続された3ポジションスイッチを有する。	

分析：比較表から分かるとおり、クレーム1の内容は、次のものを提供するという点で文献D1とは異なる：

単巻変圧器の電圧出力に接続された少なくとも3つの強制コンタクタ
それぞれの電力照明負荷に接続された少なくとも1つのコンタクタ、及び
機器の動作モードを決定する3点スイッチ

結論：クレーム1は、新規性を有する。

例10

新規性の評価の例、クレームと技術水準との比較(電子工学)

事例番号：PE 000728-2006/OIN

名称：ゲーム機

クレーム1

- プレイヤーがゲームに勝利した場合に取得したゲームのプロセスを実行し、取得したゲーム媒体をプレイヤーが所有するゲーム媒体に追加するための制御手段であり、取得したゲーム媒体が、勝利の詳細に応じてプレイヤーに支払われる取得した媒体の量である、制御手段と、

- 取得したゲーム媒体の自身のゲーム媒体への転送を表示する表示媒体と、
 - 取得したゲーム媒体に応じて、第1の転送速度で又は第1の転送速度よりも遅い第2の転送速度でゲーム媒体の転送表示を実行するように表示を制御するための表示制御手段と
- を含むゲーム機。

関連する技術水準：

文献D1：US 6,729,955 /NICHOLAS LUKE BENNETら/公開日：2004/04/05。「支払カウンター及びアニメーション支払表示を備えたゲーム機」

この文献は、ゲーム中に発生するランダムイベントに応じてスクリーンに表示される画像を制御するように構成されたゲームコントローラーを有するゲーム機を記載している。事前に定義されたイベントの結果として勝利が得られた場合は、ゲーム機は、賞金を与え、それが賞金の支払を示すカウンターに表示される。カウンターの値を増加させることに加えて、コントローラーは、勝利イベントの結果としての賞金の支払に関する一連の出力を生成する。出力は、賞金の支払中に、賞金の額に依存し、それに応じて変動する変化率で変化する場合がある。

クレームと技術水準との比較：

クレーム1	文献D1
ゲーム制御媒体：ゲームを提供し、プレイヤーがゲームに勝利した場合のプレイ手段を決定し、プレイヤーの残高を更新する。	ゲーム制御媒体：ゲームをプログラムによって実装し、支払機構を決定し、カウンターの値を増加させる。
表示媒体：取得したゲーム媒体を自身のゲームの支払媒体に転送する。	表示手段：これは、針の動き又は火山の爆発によって行われると実施例に表示されている。
表示制御媒体：取得したゲーム媒体に応じてゲーム媒体の転送を制御する。	表示制御手段：これは、取得した賞金の額に応じてタコメーターの針が動く速度又は火山の状態によって与えられると実施例に表示されている。

結論：クレームR1は、新規性を有する。

例11

ナノテクノロジー分野における新規性の例

事例番号：EP0389179/T-0547/99

名称：付加重合体粒子

要約

コア（中心核）及びシェル（外殻）を有し、イオンとして安定化されていない、小サイ

ズ（最大100 nm）の付加重合体粒子。中心核は付加重合体であり、シェルのポリオキシアルキレン鎖は、少なくとも一部がコアに結合し、かつ、十分にコア中に存在しており、コアとシェルとの質量比は98:2～60:40の範囲である。当該粒子は、40℃未満の温度で開始される水性媒体中での重合によって製造される。好ましくは、気泡供給プロセスが使用される。分散液は優れた流動特性を有し、例えば、コーティング組成物のフィルム形成剤として非常に有用である。

所見するための文言／クレーム

独立クレーム

1. 最大平均粒径が100 nmであり、かつ、コアが付加重合体を含み、シェルが1鎖中に平均6～40個のオキシアルキレン単位を含む親水性ポリオキシアルキレン鎖を含むコア—シェル構造を有する、安定な水分散体を形成することができる、極小の水不溶性ポリマー粒子であって：

—ポリオキシアルキレン鎖の少なくとも20重量%が共有結合によってコアの付加重合体に結合していること；及び

—シェルは、コアとシェルとの重量比が98:2から60:40の間になるように十分なポリオキシアルキレン鎖を含む。

10. コアが付加重合体と両親媒性物質の疎水性部分とを含むコア—シェル構造を有し、シェルが両親媒性物質から溶媒和された親水性ポリオキシアルキレン鎖を含み、ポリオキシアルキレン鎖が鎖当たり平均6～40個のオキシアルキレン単位を有する、安定な水不溶性ポリマー粒子の水性分散液の調製方法であって：

—エチレン性不飽和単量体は、両親媒性物質の存在下に水性媒体中で重合される；

—両親媒性物質の疎水性半分は、少なくとも1つのエチレン性二重結合を含む；

—コアとシェルとの重量比が98:2から60:40の間であることを保証するのに十分なポリオキシアルキレン鎖が水性媒体中に存在すること；及び

—重合は40° 未満で開始する。

14. クレーム1～9の何れか記載の粒子を含む又はクレーム10～13の何れか記載の方法により調製されたことを特徴とする、安定な水不溶性重合体粒子の水性分散液。

15. 膜形成材料を含む塗料組成物であって、前記膜形成材料が、クレーム14記載の水分散体を含むことを特徴とする塗料組成物。

先行技術：

D2: EP-A-0 013 478

D3: US-A-4 587 290

新規性の所見

前記所見において、特に、引用文献の何れにも、最大平均直径100 nmを有する粒子が立体的に安定化された分散体及び／又は40℃未満の重合開始温度を含む製造方法が記載さ

れていなかったため、異議申立の対象特許は新規であると判示された。

(i) 文献D2には、最大直径が100 nmの重合体粒子を含む水性分散体が記載されておらず、また、粒子のシェル部分が、1鎖当たり平均6～40個のオキシアルキレン単位を含むポリオキシアルキレン鎖を含むことも開示されていないため、クレーム1の新規性を否定できない。

(ii) 同様に、文献D3に開示されている最小粒子サイズは111 nmであり、D3の例に従って使用された重合開始温度が、対象特許のクレーム10で許容されている最大40℃よりも高かったため、新規性は否定されなかった。粒子のシェル部分の鎖あたりのオキシアルキレン単位の数に関して、被申立人は、D3のクレーム1で最大500の分子量を有するポリエチレングリコール鎖に言及していることから、分子量が2000から4000の範囲にあるポリエチレングリコールについて説明している本文献の説明と一致している疑問であると表明した。

当該クレームの対象は、D2に関して新規である。なぜなら、この文献には、最大平均直径が100 nmであり、当該クレームで請求される他のすべての特性を有する重合体粒子は記載されていないためである。

たとえ、最大粒子の直径が最小粒子の直径の10倍までになる可能性があるとのD2の情報と、この文献のクレーム1による粒子サイズの下限值0.01 μm (10 nm) とを組み合わせることができる（これにより、サイズ範囲が10～100 nmになる）との主張が受け入れられたとしても、かかる開示は、粒子のシェル部分が平均6～40個のオキシアルキレン単位を含むとのクレームに追加された特徴を含まないため、現在のクレーム1の新規性を否定することはできない。

文献D3における最大平均直径が100 nmの粒子について説明していないため、クレーム1は本文献に関しても新規である。D3に明示的に説明されている最小粒子サイズは111 nmである。

所見：本ケースでは、111 nmを超えるナノ粒子重合体が開示された以前の特許に基づいて、100 nm未満のナノ粒子に関するその後の出願の新規性を無効にすることはできない、とEPOは述べた。以前の特許で保護された大きな粒子と比較して、より小さな粒子は技術的特性が大幅に改善されており、より明るい表面層をもたらした。特性の相違は、新規性を付与するのに十分であると見なされた。

4. 進歩性の例

例1

「課題解決」アプローチを使用する進歩性分析の例

事例番号：PE 001638-2006/OIN

名称：家庭においてオーディオビデオシステムを設置するための事前構築されたシステム

出願の概要：

a) 一連のスピーカー又は衛星放送装置と、 b) 少なくとも1つのスピーカーと、 c) システムに接続された少なくとも1つの音源とを含む、家庭におけるオーディオビデオシステムの設置のための事前構築システムの出願が提出される。構成要素a), b)及びc)は、システムの優先的設置の事前構築に従って、セレクト手段を備えた第1及び第2のオスプラグによって、建物の少なくとも1つの部屋の周囲の壁に配置されたそれぞれのコンセントに接続される。このように、あらかじめ部屋のシステム及び備品を事前構築し、次いで、その中でディフューザーが配置される位置を決定することが可能である。

進歩性分析：

A) 最も近い技術水準の決定：

－ 文献D1：US 2,798,172 / DRAMIN DANIEL JONES / 登録日：1957年7月02日 / 「携帯用配電システム」：システムが一定の環境に配置された場合、かつ、部品がパターンに従って配置された場合に柔軟性を有するように、オーディオプログラムを送信するためのシステムに言及している。これは、ケーブルが通過する細片からなり、両端にコネクタを有するため、他の細片とともに折り畳んで、その到達範囲を拡大することができる。加えて、各細片は、いくつかの差込口を有し、その中に、セレクトがそのオスコネクタによって接続され、セレクトは、その位置に応じて、選択されたプログラムの信号のみを、イヤホンの出力を介して送信する。

1) 最も近い技術水準が何であるか？：D1

B) 解決すべき技術的課題の決定：

2) クレームされた発明と最も近い技術水準との間の相違点は何であるか？：ケーブル及びコンセントが壁に配置され、スピーカー又はディフューザーが使用される。

3) この相違点から如何なる技術的効果が導出されるか？：ケーブル及びスピーカーの数を減らすことにより、家庭におけるオーディオビデオシステムの設置を改善する。

4) クレームされた発明における技術的課題が何であるか？：多数のケーブル及びスピーカーがオーディオビデオシステム内に存在することに起因して家庭におけるこれらのシステムの設置が困難であること。

C) 技術水準に基づく発明の証拠の有無の分析：

5) 当該分野における専門家が、特定された技術水準の知識に基づいて、発明能力を使用することなく、当該課題を認識したか？：はい

それを表示された方法により解決したか？：はい。次の理由による：

発明が解決しようとする技術的課題は、多数のケーブル及びスピーカーの存在に起因して家庭におけるオーディオビデオシステムの設置が困難であることである。

発明者により提案された解決手段は、いくつかのコンセントが前記部屋の全体にわたって配置されるように、異なるオーディオ出力に対応する配線を周囲の壁に配置することからなる。したがって、オーディオ出力デバイスに対応する配線を選択するためのセレクタも有するオスコネクタによって、オーディオ出力デバイスを環境内の所望の位置に配置することが可能である。

本出願と最も近い先行技術(文献D1)との間の相違点は、同業者が、発明的努力を使用することなく、状況に応じて選択するいくつかの可能性のうちの1つである。

結論：進歩性を有しない。

例2

「問題解決」型アプローチを使用した進歩性の所見例

事例番号：PE 000614-2006/0IN

名称：シアン化水素酸塩の製造方法

出願の要約：

シアン化水素酸塩の溶液を製造する方法について出願されており、当該方法は、次の工程から構成される。a) 反応器内で空気又は酸素の存在下、300℃～650℃の温度でホルムアミドを脱水し、ホルムアミドへの変換率が97%を超えて、シアン化水素酸（HCN）を含む原料ガスを調製する工程。b) 適切な場合は、工程a)で得られた原料ガスを硫酸で洗浄する工程。及びc) 工程a)で得られた又は適切な場合には工程b)で得られた原料ガスを水酸化物M（OH）_xの水溶液と反応させる工程。ここで、Mはアルカリ金属及びアルカリ土類金属（Li、Na及びK）からなる群から選択され、「x」はMの酸化状態に依存し、1又は2である。

進歩性の所見：

A) 最も近い先行技術の判定：

—文献 D1：US 3,619,132 / MANN BRILON, HANS-JOACHIM 他 / 公開日：1971年9月11日 / 「アルカリ性シアン化物の製造方法」：アルカリ性シアン化物は、アルカリ性水酸化物によるHCNの中和によって生成されることが知られていると記載されている。HCNはガス及び液体の形で添加され、アルカリ性水酸化物は水溶液で添加されます。このプロセスは、蒸発中に固体のアルカリ性シアン化物結晶が形成されるか、水溶液から沈殿するように実行できます。

—文献 D2：WO 2004/050587 / BASSLER PETER 他 / 発行日：2004/06/17 / 「ホルムアミドからなるシアン化水素酸」：反応器の内面を有する反応器内でガス状ホルムアミド

を触媒脱水して CN 製造する方法について記載しています。例の1つでは、管状反応器を600℃に加熱し、200 g/hのガス状ホルムアミドの流体 (FA) を230 mbarの圧力で通過させ、FA 1 kgあたり 24 標準Lの空気を加えると記載されている。これにより、HCN選択率は 90%、FA 変換率は 97%になる。

—文献 D3: ULLMANN'S ENCYCLOPEDIA OF INDUSTRIAL CHEMISTRY / GERHARTZ, WOLFGANG 他 / 第A8巻, 1987年: 本文献では、水素、窒素、炭素の元素を含むシステムに十分なエネルギーを供給すると、シアン化水素を生成することができると述べている。一般に、炭化水素とアンモニウムから始まるプロセスは経済的に重要である。HCNガスは、未反応のアンモニアを除去するために希硫酸で洗浄される。この洗浄は、HCN 重合を防ぐために必要である。カストナー法は、水酸化ナトリウム又はカリウムの溶液と、液体又は気体の青酸 (HCN) との化学量論的反応に基づいている。

1) 最も近い先行技術は何か?

D1, D2及びD3である。

A) 解決すべき技術的課題の決定:

1) クレームされた発明と最も近い先行技術との相違は何か?

HCNは、300℃から650℃の温度で空気又は酸素の存在下でホルムアミドを脱水することにより得られ、ホルムアミドからの変換率は 97% を超える。

2) 上記相違点から如何なる技術的効果を奏するか?

HCN製造方法の改善。

3) クレームされた発明の技術的課題は何か?

HCN製造中のコストが生じること及び不便な精製工程の削減。

B) 先行技術に基づく発明であることの証拠/非証拠の所見:

5) 特定された先行技術の知識に基づき、発明の内容を一切使用せず、当該分野の専門家は、発明の課題を認識したか? はい

示された方法で課題を解決したか?はい、以下の理由により可能とした:

本発明が解決しようとしている技術的課題は、シアン化物塩の製造中に生じる、費用がかかり不便な精製工程である。提案されている解決策は、アルカリ金属水酸化物又はアルカリ土類金属水酸化物とHCNとの反応からシアン化物塩の溶液を調製する工程を提供することである。この場合、必要なHCNは、ホルムアミドの脱水によって得られ、ホルムアミド変換率は97%を超える。そのため、塩の着色は最小限になる。

審査官は、上記の先行技術を出発点として、それら教示の組み合わせに基づいて、当該分野の専門家が本発明で提案された解決策に到達することは明らかであると考ええる。実際、提案された解決策は、D2 (97% ホルムアミド変換) 及び D3 (未反応アンモニアで希釈した硫酸によるHCNの洗浄) に記載されていることと、D1 (ホルムアミドの脱水から得られた HCN) を組み合わせることによって実現できる。

結論：進歩性を有しない。

例3

「問題解決」型アプローチを使用した進歩性の所見例

事例番号：PE 001616-2006/OIN

名称：亜鉛浸出手順でインジウム及び／又はガリウムを回収する方法

出願の概要：

本件は、亜鉛浸出工程でインジウム及び／又はガリウムを回収する方法であり、a) 硫化亜鉛濃縮物の浸出に関連して生成され、Fe並びにIn及び／又はGaなどの希金属を含む硫酸亜鉛溶液を中和及び沈殿工程に移し、そこで溶液をpH 2.5～3.5に中和して溶液中の三価のFeを沈殿させ、Feとともに少なくとも1つの希少金属を沈殿させる工程を含む。b) 硫酸を含む溶液を用いて、三価のFeと少なくとも1種の希金属とから形成された鉱床を浸出させ、希少金属を浸出させ、硫化亜鉛濃縮物、硫化水素、硫化ナトリウムなどの還元剤を使用して三価のFeの一部を二価に還元する。次いで、c) b)で得られた溶液を抽出し、少なくとも1種の希金属を回収する。

関連する先行技術：

進歩性の所見：

A) 最も近い先行技術の決定：

—文献 D1: WO 03/056042 & PE 001170-2002/OIN / LAHTINEN, MARKO 他 / 公開日：2003年10月7日 / 「硫酸鉄亜鉛溶液から錯体の形で鉄を沈殿させる方法」：

Feを沈殿させる方法について説明しており、使用する工程に応じて、硫酸亜鉛溶液中の三価のFe量を1リットルあたり数グラムから数十グラムまで変化すると記載されている。また、硫酸亜鉛溶液中のFeの量は 20～35 g/lであることも示されている。同様に、針鉄鉱 ($\text{Fe}^{3+}\text{O}(\text{OH})$) に鉄が沈殿することにより、硫酸亜鉛溶液中の遊離酸の量は4～8 g/lとなり、鉄イオンの量は1～2 g/lであると規定されている。酸素と焼成物が溶液に供給され、鉄は針鉄鉱の形で沈殿する。

—文献 D2: WO 02/46481 / FUGLEBERG, Sigmund / 公開日：2002年6月13日

1) / 「鉄の加水分解沈殿法」：亜鉛濃縮物に少量含まれるガリウム、インジウム、ゲルマニウムなどの金属は、フェライトの浸出中に溶解し、常に鉄イオンとともに沈殿すると記載されている。鉄が常に鉄イオンの形で残っている場合、これらの分離は非常に困難である。予備中和に供される溶液中の鉄は二価であるため、例えば、中和工程を実行する前に溶液を別途中和することにより、前記金属の回収することができる。この場合、溶液はpH 4に中和され、ガリウム、インジウム、ゲルマニウムを含み、鉄は含まない沈殿物が得られる。

1) 最も近い最新技術は何か？

D1及びD2である。

B) 解決すべき技術的課題の決定：

2) クレームされた発明と最も近い先行技術の相違点は何か？

—D1 に関して：硫酸亜鉛溶液にIn及びGaを5%～10%の鉄イオンとともに沈殿させる。

—D2 に関して：D2では、硫酸亜鉛溶液に含まれるGa及びInはフェライトの浸出中に溶解し、常に鉄イオンとともに沈殿するため、鉄が鉄イオンの形で保持されているとこれらの金属の分離は困難であり、そのため、2価の鉄とは別にpH 4で中和して、Ga及びInを沈殿させる必要がある。

3) 上記相違点は如何なる技術的効果を奏するか？

インジウム及び／又はガリウムの回収工程で鉄などの不純物が過剰に沈殿しない。

4) クレームされた発明の技術的課題は何か？

純粋なインジウムの製造中において、硫黄亜鉛濃縮物中に存在する三価鉄の量により、障害が発生する。

C) 先行技術に基づく発明であることの証拠/非証拠の所見：

5) 当該分野の専門家は、特定された先行技術の知識に基づき、発明の内容を一切使用せずに、その課題を認識したか？

はい

示された方法で解決されたか？

いいえ、その理由は次のとおり：

発明者が提案した解決策は、硫酸亜鉛溶液中の三価の鉄の量を、溶液中の鉄の量の5～10%に調整することであり、溶液から沈殿する希土類金属のうち少なくとも1つを沈殿させるのに必要な量に相当する。溶液のpHを2.5～3.5に調整し、中和及び沈殿段階を適切な範囲に調整することで、これらの工程で得られる鉄などの不純物を過剰に沈殿させない。亜鉛についても同様である。

先行技術の教示から、溶液中の5～10%の三価鉄である Fe^{+3} を Fe^{+2} に中和するために、pHを2.5～3.5に調整することは当該技術の熟練者にとって自明ではないと考えられる。

結論：進歩性を有する。

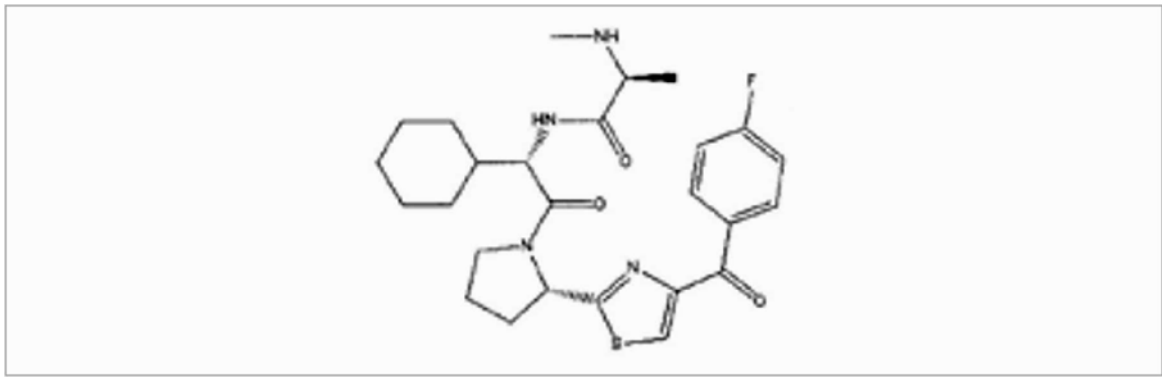
例4

「問題解決」型アプローチを使用した進歩性の所見例

事例番号：PE 000978-2007/0IN

名称：アポトーシスタンパク質阻害剤に結合するsmacタンパク質阻害剤としての2-オキソ-エチル-アミノ-プロピオンアミド-ピロリジン-2-イル置換基誘導体

出願の概要：(S)-N-((S)-1-シクロヘキシル-2-((S)-2-[4-(4-フルオロベンゾイル)-チアゾール-2-イル]-ピロリジン-1-イル)-2-オキソエチル)-2-メチル-アミノ-プロピオンアミドである化合物又は医薬上許容される当該化合物の塩及び当該化合物を含む組成物。当該化合物は、哺乳類の癌などの増殖性疾患の治療に有用である。

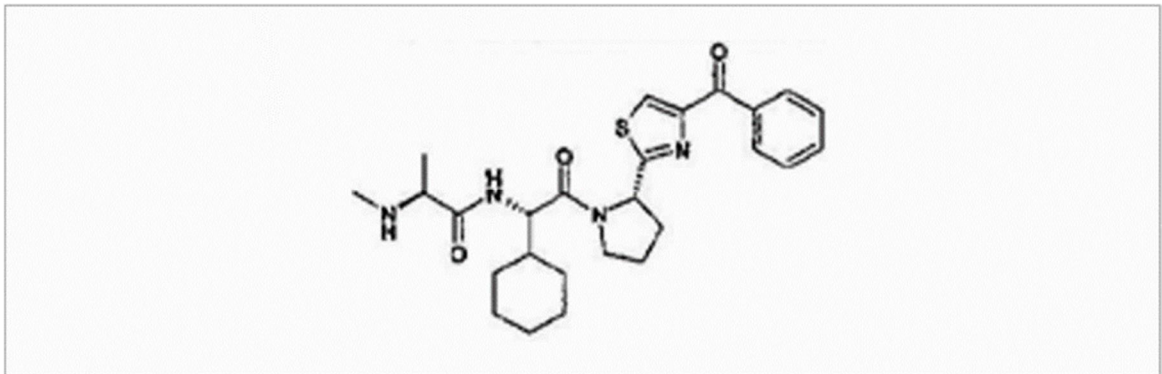


出願人は、2つのin vitroテストと1つのin vivoテストの結果を提示した。これらのテストでは、出願の化合物を、最も近い先行技術として特定された化合物（以下に示す文献D1の化合物130）と比較し、先行技術で示された化合物と比較して、効力（約16倍）、代謝プロセスに対する高い安定性、血流中における化合物の長時間滞留性及び化合物の半減期が最も長いことが実証されている。

進歩性の所見：

A) 最も近い先行技術の決定：

—文献D1：WO 2005/097791 A1 / NOVARTIS AG / 公開日：2005年10月20日 - 「IAP 阻害剤」：当該文献は、化合物130について次に説明する。



1) 最も近い先行技術は何か? : D1

B) 解決すべき技術的課題の決定：

2) クレームされた発明と最も近い先行技術との相違点は何か? : 4-フルオロフェニルラジカルの存在（D1のフェニルの代替）

3) 当該相違点が如何なる技術的効果を奏するか? : 既知の化合物と比較して効果が向上する。

4) クレームされた発明の技術的課題は何か? : 既知の化合物は増殖性疾患の治療において効力が限られており、安定性及び半減期も低い。

C) 先行技術に基づく発明であることの証拠/非証拠の所見：

5) 当該分野の専門家は、特定された先行技術の知識に基づき、発明の内容を一切使用

せずに、その課題を認識したか? : はい

示された方法で解決したか? : いいえ、その理由は次のとおり:

発明者が提案した解決策は、癌の治療に有用な、最新技術に関して化合物及び改善された組成物を提供することである。

最も近い先行技術(文献 D1 の化合物130)に基づいて、出願で提案された化合物に想到することは、専門家にとって自明ではなかったと考えられる。なぜなら、クレームされた化合物は化合物130よりも16倍の活性があり、肝臓における代謝が低く、半減期が長く、従って代謝安定性が高いため、4-フルオロフェニルラジカルが存在が最も近い先行技術と比較して格別な効果を奏すると考える理由は何もない。

結論: 進歩性を有する。

例5

「課題解決」アプローチを使用する進歩性分析の例

文献番号: PE 000485-2006/OIN

名称: 電気コネクタ

出願の概要:

導体接続端子を含む少なくとも1列の開口部を有するコネクタのストリップと、コネクタストリップ端子に押し付ける又は押し込むことができる少なくとも1つの係留導体挿入ツールとを含み、電気接続を確立するために導体を備える電気コネクタ、特に電話対を接続するための電気コネクタに言及している。各挿入ツールは、コネクタストリップに対して係留状態でスライドして、ツールを導体接続が行われる選択された開口部と位置合わせするように取り付けられる。

進歩性分析:

A) 最も近い技術水準の決定:

- 文献D1: US 5820420 / BECHAZ, Bernardら / 公開日: 1998/10/13 / 「端子モジュール用のリンク接続アクセサリ及びそれに組み込まれたモジュラー取付端子」:

取付端子における電氣的及び/又は光学的リンクの接続のための端子モジュール及び/又は1列の同一の若しくは類似したモジュール用のリンクアクセサリの接続及び/又は切断を記載しており、これらのモジュールは、1つ又は複数の接続部品を含み、リンクにおける各開口部について少なくとも1つ並びにリンクと接続部品との間の接続及び/又は切断を確立するように設計された挿入ツールを含み、そのために、前記ツールを、モジュールと位置合わせしなければならない。

1) 最も近い技術水準が何であるか? : D1

B) 解決すべき技術的課題の決定:

2) クレームされた発明と最も近い技術水準との間の相違点が何であるか? :

- 接続ツールが、導体を端子に押し付ける又は押し込む他の追加のツールを必要としな

い。

- ツールが停止手段を有する。

3) この相違点から如何なる技術的效果が導出されるか? : 導体を端子内に手動で接続する必要を回避する。

4) クレームされた発明の技術的課題が何であるか? : 公知のツールは、電気接続を行うために必要とされる場合にいつでも利用可能であるコネクタのストリップ用の導体挿入ツールを有さない。

C) 技術水準に基づく発明の証拠の有無の分析 :

5) 当該分野における専門家が、特定された技術水準の知識に基づいて、発明能力を使用することなく、当該課題を認識したか? : はい

それを表示された方法により解決したか? : いいえ。次の理由による : 提案された解決手段は、導体を端子に押し付ける又は押し込むことにより導体の接続を容易にするスライド挿入ツールを提供することからなる。

最も近い技術水準(文献D1)から出発して、提案された解決手段に到達すること、すなわち、接続端子を含む少なくとも1列の開口部を有するコネクタのストリップを含み、コネクタを端子内に接続するために必要なすべての手段を恒久的に有し、押し付け手段を開口部と位置合わせすることを可能にする停止手段を有し、それにより、手動での接続を回避する、電気コネクタを提供することは、当該技術の熟練者にとって自明でなかったと考えられる。

結論 : 進歩性が存在する。

例6

「課題解決」アプローチを使用する進歩性分析の例

事例番号 : PE 001048-2006/OIN

名称 : 円形ベーカリー製品スライサー

出願の概要 :

これは、長手方向の往復運動を伝達する駆動手段を備えたスライドベースプレートの支持構造を含む、ベーカリー製品用の自動円形スライサーに言及している。このプレートは、回転駆動手段を下方に含むプレートを上方に支持する。スライスされるベーカリー製品は、回転プレート上に置かれる。これはまた、製品の直径方向の切断を行うための、回転プレート上に配置されているモーターにより駆動されるスライス媒体を含む。スライドプレートは、スライス媒体を介してベーカリー製品を通過し、その運動中に直径方向の切断を行う。ターンテーブルは、静止状態で保持され、各端で長手方向の動きの終わりに、ターンテーブルが一定の角度、回転する。

進歩性分析：

A) 最も近い技術水準の決定：

－ 文献D1：US 4,565,053 / BROWNEら / 公開日：1986/01/21 / 「ペストリー製品を分割し，セパレーターを挿入するためのプロセッサ」：ベース構造と，この構造の周りに取り付けられたターンテーブルとを有するペストリープロセッサに言及している。主柱もまた，前記構造上に取り付けられ，垂直ブレードトラックがその上に取り付けられる。さらに，ブレードホルダー及びブレードは，回転プレート及び前記プレート上にあるペストリー製品に対して上下にスライド可能であるように，トラック上に相互に取り付けられる。この装置は，製品を位置的に正確なスライスに分割又は切断し，セパレーター，例えば1枚のコート紙を使用してそれらを分離する。このデバイスは，製品の取扱い及び切断部分に生じる損傷を低減する。

1) 最も近い技術水準が何であるか？：D1

B) 解決すべき技術的課題の決定：

2) クレームされた発明と最も近い技術水準との間の相違点は何であるか？：製品を支持する回転プレートがブレードホルダーの方向にスライドし，その場で静止するたびに，ブレードの回転運動のみにより，製品の切断が実施される(D1においては，製品がブレードの下第2の固定位置にあるとき，ブレードカッターの動作により切断される)。

3) この相違点から如何なる技術的効果が導出されるか？：放射状の切断を効率的かつ自動的にを行い，手作業の介入を最小限に抑え，優れた外観を有する正確な切断を得る。

4) クレームされた発明の技術的課題が何であるか？：既存の自動スライス機は，スライスが類似したサイズ及び重量を有する適切なスライスを可能にしない。

C) 技術水準に基づく発明の証拠の有無の分析：

1) 当該分野における専門家が，特定された技術水準の知識に基づいて，発明能力を使用することなく，当該課題を認識したか？：はい

それが表示された方法により解決されたか？：はい。次の理由による：最も近い技術水準，すなわち，文献D1は，それ自体で，本出願において提起された課題を解決し，その理由は，前記文献に記載された機械は，円形状のペストリー製品に対する放射状の切断を得，オペレーターによる操作を回避し，類似したサイズ及び重量を有するスライスの達成を可能にする正確な切断を行うことを可能にするからである。

したがって，請求された事項は，当該分野における専門家にとって自明であったと考えられる。

例 7

ナノテクノロジー分野における進歩性の例

事例番号：EP0689454/ T 0552/00

名称：3-O-脱アシル化モノホスホリル脂質 A を含むワクチン組成物。

要約

3-O-脱アシル化モノホスホリル脂質 A の小粒子を含む新しいワクチン組成物が提示される。特に、粒子サイズは 120 nm未満である。かかるワクチン組成物は、優れた免疫学的特性を有する。

所見対象テキスト

クレーム

1. 抗原と 3-O-脱アシル化モノホスホリル脂質 A (3D MPL) 及び3D-MPLの粒子サイズが 120 nmを超えない適切な担体とを組み合わせたワクチン組成物。
2. 3-O-脱アシル化モノホスホリル脂質 A の粒子サイズが60～120 nmの範囲であるクレーム1記載のワクチン組成物。
3. 3-O-脱アシル化モノホスホリル脂質 A の粒子サイズが 100 nm 未満であるクレーム1記載のワクチン組成物。

先行技術：

- (5) WO 92/11291
- (6) WO 92/16231
- (7) WO 92/06113

進歩性所見：

A) 最も近い先行技術の決定：

文献(5)，(6)，又は(7)は、本質的に同一である。つまりワクチン組成物を製造するためのアジュバント（補助剤）として 3D-MPL を使用することを教示しているため、最も近い先行技術とみなすことができる。文献(5)は、29頁（20行目から35行目）で「サブミクロン粒子」が使用されていることを立証し、文献(7)は、9頁（19行目と20行目）で、100から 400 nmのサイズのサブミクロン粒子を定義する。文献(6)では、3D-MPL 粒子のサイズについては何も述べられていない。

B) 解決すべき技術的課題の決定：

これらの各文献から見て、解決すべき技術的課題は、3D-MPL のアジュバント特性の改善と定義できる。

クレーム1～3でそれぞれ示されている解決策は、3D-MPL 粒子のサイズを120 nm未満、60～120 nmの範囲又は100 nm 未満に縮小することである。

進歩性評価に関する最初の問題は、前述の先行技術によって専門家がこの解決策に自明に至ったか否かである。2 番目の問題は、この課題が解決されたか否か、つまり、係争中の特許によって、サイズが縮小された 3D-MPL 粒子のアジュバント特性が改善されていることが実証されているか否かである。

C) 先行技術からの本発明の証拠/非証拠の所見：文献(5)、(6)、(7)の何れも、3D-MPL 粒子サイズの縮小が何らかの利点をもたらすことを示唆していない。これらの文献では、ガウス曲線に従うサイズ分布を有する粒子のみを使用しており、その極値は100 nmと400 nmで表され、したがって平均サイズは約 250 nmに集中しています。

所見：この場合、ワクチンアジュバントは、予期せぬ効果の向上と、当該技術の熟練者がそれらの結果を達成するために粒子のサイズを縮小することを検討することを示唆する先行技術がなかったという事実により、進歩性を有すると考えられた。

例8

バイオマーカーの例（進歩性の欠如）

事例番号：CO NC2018/0006126

名称：多発性嚢胞腎のバイオマーカーとその用途。

背景／要約

本明細書では、患者の多発性嚢胞腎（PRD）の治療の有効性を判定する方法、当該患者のPRDを診断する方法、患者のPRDの進行度判定法及び患者のEPRを監視する方法が提供される。これらの方法には、AMBPの単一又は複数のレベル判定を含む。また、AMBPタンパク質に特異的に結合する抗体と、追加のRPEマーカーに特異的に結合する少なくとも1つの抗体とを含むキットも提供する。

所見される文言／クレーム

1. 患者の多発性嚢胞腎（RPD）の治療の有効性を判定するためのインビトロ方法であって、（a）RPEの患者から第1の時点で得られた生体液を含む第1サンプルを提供する工程；（b）第1サンプル中の α -1-ミクログロブリン／ビクニン前駆体（AMBP）のレベルを判定する工程；（c）第1の時点後の第2の時点でEPR患者から得られた生体液を含む第2サンプルを提供する工程（EPR患者は第1の時点と第2の時点との間にEPR治療を受けていること）。時間経過後、第2サンプル中のAMBPレベルを判定する工程；及び（d）第2サンプル中のレベルが第1サンプル中のレベルよりも低い場合、治療が有効であると判定する工程。

審査における所見

本質的な特徴	D1 EP2160478
患者における多発性嚢胞腎（RPD）の治療の有効性を判定するためのインビトロ方法であって、	腎臓疾患を判定する方法であって、以下の（項1～10）を含む方法：
(a) RPE患者から第1の時点で採取した生体液を含む第1サンプルを提供する工程。 (b) 第1サンプル中の α -1-ミクログロブリン／ビクニン前駆体（AMBP）のレベルを判定する工程。 (c) 第1の時点後の第2の時点でEPR患者から採取した生体液を含む第2サンプルを提供し、EPR患者は第1の時点と第2の時点の間にEPR治療を受け、第2サンプル中のAMBPレベルを判定する工程。 (d) 第2サンプル中のレベルが第1サンプル中のレベルよりも低い場合、治療が有効であると判定する工程。	最初の時点で、被験者から採取した尿サンプル中のビクニンのレベルを測定し、2番目の時点で、被験者から採取した尿サンプル中のビクニンのレベルを測定し、最初の測定値と2番目の測定値を比較して、腎臓疾患の有無、疾患のない個人の正常値と比較した進行又は回復を判定する（項1～10）。

文献D1は、腎臓病を判定する方法（項1～10）を開示しているため、クレーム1で定義された発明に最も近い先行技術であると考えられており、当該文献では、本方法を他の検査と組み合わせることができることも開示されている。腎臓病の特定の治療の有効性の診断又は判定につながる（段落[0076]）。また、腎臓病の進行を確定することもできる（例1～3、表2）。

クレーム1で定義された発明とD1で開示された方法の相違は、EPR患者がEPRの有効性を判断するためにEPRの治療を受けた第2の時点で第2のサンプルを採取することが出願で言及されているか否かである。

従って、本発明が解決しようとする客観的な技術的課題は、以下に定式化することができる。患者における多発性嚢胞腎（RPD）の治療の有効性を判断するために、D1で知られている方法を如何に修正するか？

しかし、患者がEPR治療を受けた後、その有効性を測定するためにビクニンレベルの2回目の測定を含めることは、本方法を他の検査と組み合わせて腎臓病の治療の有効性の判定又は判定に導くことができると記載されており、文献D1ですでに開示されている（段落[0076]）。

所見：従って、かかる課題に通常精通している人は、クレーム1の目的を達成するために、患者がEPRの治療を受けた後のビクニンレベルの2回目の測定することは、文献D1から適用方法に含める動機付けとなるだろう。よって、本発明は自明であると考えられる。

例9

結晶多形の例（進歩性）

事例番号：CO NC2016/0005523

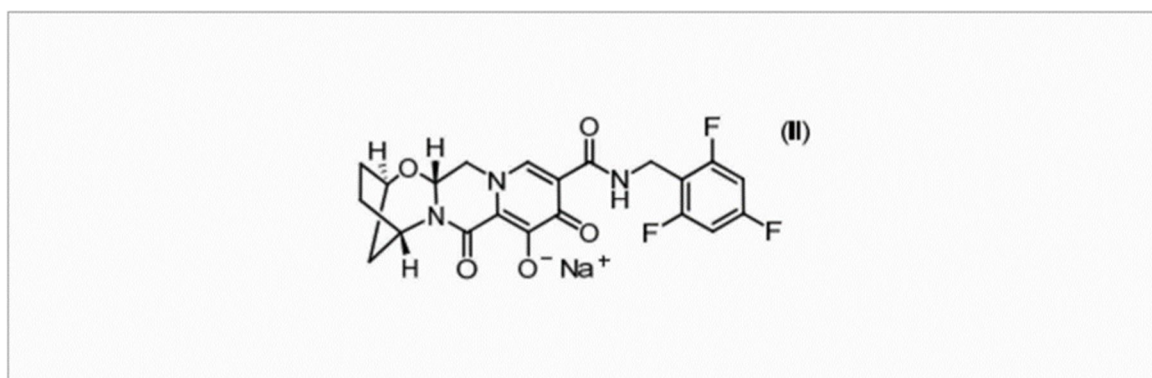
名称：化合物（2r, 5s, 13ar）-7, 9-ジオキソ-10-（（2, 4, 6-トリフルオロベンジル）カルバモイル）-2, 3, 4, 5, 7, 9, 13, 13a-オクタヒドロ-2, 5-メタノピリド[1', 2':4, 5]ピラジノ[2, 1-b][1, 3]オキサゼピン-8-オレート ナトリウム塩の無水結晶

背景／要約

本発明は、(2R, 5S, 13aR)-7, 9-ジオキソ-10-((2, 4, 6-トリフルオロベンジル)カルバモイル)-2, 3, 4, 5, 7, 9, 13, 13a-オクタヒドロ-2, 5-メタノピリド[1', 2':4, 5]ピラジノ[2, 1-b][1, 3]オキサゼピン-8-オレートのナトリウム塩(式II)及びその関連結晶形に関する。また、HIVの治療に有用な前記化合物及び結晶形の医薬製剤並びにその合成方法にも関する。

所見される文言／クレーム

1. 式IIで表される化合物の結晶形：



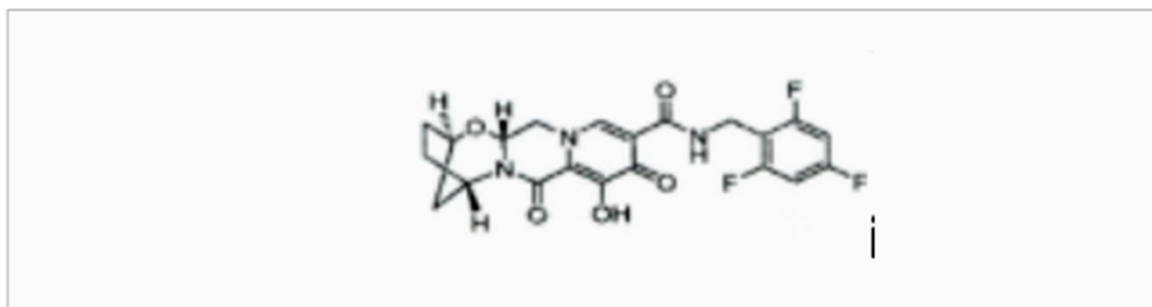
粉末X線回折(XRPD)では、約 5.5° 、 16.1° 、 17.9° 、 19.5° 、 23.3° 、 22.1° 、 22.5° 、 26.6° 及び 28.5° の $2\theta \pm 0.2^\circ$ パターンを示し、示差走査熱量測定(DSC)では、 $25^\circ\text{C} \pm 0.5^\circ\text{C}$ を開始温度とする吸熱パターンを示し、動的蒸気収着(DVS)では、90%RH、 25°C での重量増加率 $1.025\% \pm 0.05\%$ 未満を示す特徴を有する。

審査における所見

本発明は、進歩性の要件を満たしていない。

技術水準：W02014100323, W02010068253, EP2495580, 及びW02015138933。

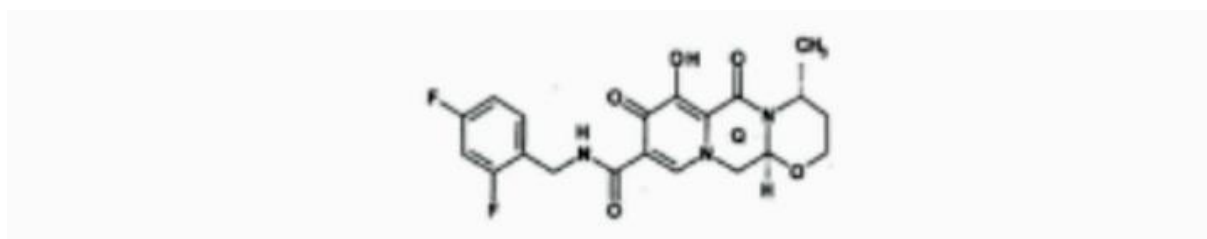
文書W02014100323（2014年6月26日）は、以下の式を示す。



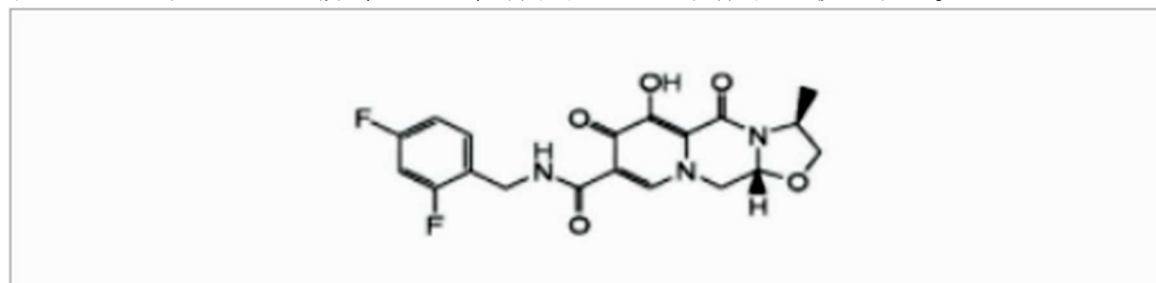
他の抗HIV活性薬剤をさらに含む医薬組成物中に組み込まれる。本明細書の教示に基づき、本出願は進歩性を欠く。

W02010068253（2010年6月17日）： 本明細書は、式AAの化合物のナトリウム結晶塩及びその調製方法を開示する。

本書に記載された教示によれば、本出願は進歩性を欠く。



EP2465580（2012年6月20日）： 本明細書は、多環式カルバモイルピリドン由来の化合物のナトリウム塩から誘導される化合物及びその組成物を教示する。



本文献に記載されている教示によれば、この出願には進歩性が欠けている。

W02015138933（2015年9月17日）： 本文献は、ドルテグラビルナトリウムの結晶形X及びそれを含む組成物を開示している。本文献に記載されている教示によれば、この出願には進歩性が欠けている。

しかしながら、これらの文献は何れも本発明の対象の特許性に異議を唱えていない。なぜなら、文献W02014100323 は化合物（2R, 5S, 13AR）-7, 9-ジオキソ-10-((2, 4, 6-トリフルオロベンジル)カルバモイル)-2, 3, 4, 5, 7, 9, 13, 13A オクタヒドロ-2, 5-メタノピリド[1', 2':4, 5]ピラジノ [2, 1-B][1, 3]オキサゼピン-8-オラートのナトリウム塩を明らかにしているが、この文献の公開日（2014年6月26日）は出願の優先日（2014年6月20日）より後に公開されたからである。文献W02015138933に関しては、その公開日は2015年9月27日である。さらに、この文献は、クレームされた化合物とは構造がかけ離れた抗HIV化合物を提示している。

文献W02010068253及びEP2495580 については、HIV複製を阻害する化合物を提示していることは事実であるが、これらは化合物 (2R, 5S, 13AR)-7, 9-ジオキソ-10-((2, 4, 6-トリフルオロベンジル)カルバモイル)-2, 3, 4, 5, 7, 9, 13, 13a-オクタヒドロ-2, 5-メタノピリド[1', 2':4, 5]ピラジノ[2, 1-B][1, 3]オキサゼピン-8-オレートに構造的に近くないことも同様に事実である。

所見：結晶形を先行技術において開示されているものと区別する議論（塩の相違）が認められており，安定性及び不純物の除去に関して予期しない効果があると認められている。

例10

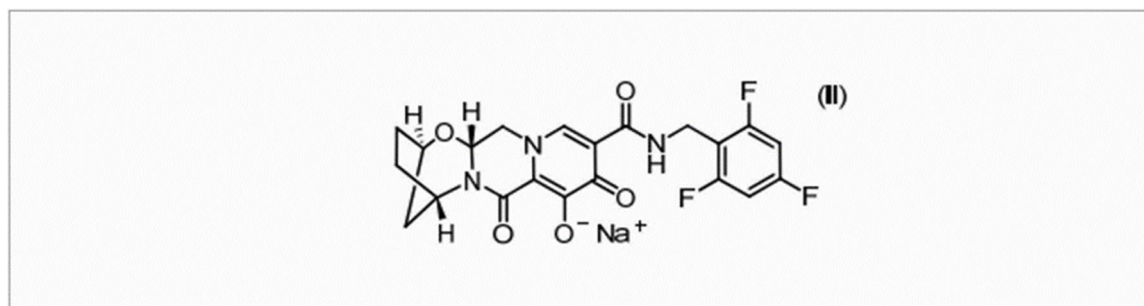
結晶多形の例（進歩性）

事例番号：PE 206-2014/DIN

名称：テノホビル アラフェナミド結晶性ヘミフマル酸塩

背景／要約

これは，XRPDパターンの 2θ 値が $6.9\pm0.2^\circ$ ， $8.6\pm0.2^\circ$ ， $11.0\pm0.2^\circ$ ， $15.9\pm0.2^\circ$ 及び



$20.2\pm0.2^\circ$ であり，示差走査熱量測定（DSC）が $131\pm2^\circ\text{C}$ の初期吸熱を有するテノホビルアラフェナミドヘミのフマル酸塩化合物を示す。ここで，フマル酸とテノホビルアラフェナミドの比は 0.5 ± 0.1 である。また，調製方法及び医薬組成物に関する。前記化合物は，ヒト免疫不全ウイルス（HIV），B型肝炎ウイルス感染の治療に有用である。

所見される文言／クレーム

1. 9-[(R)-2-[[[(S)-[(S)-2-(イソプロポキシカルボニル)エチル]アミノ]フェノキシホスフィニル]メトキシ]プロピル]アデニンヘミ (tenofovir alafenamide hemifumarate) のフマル酸塩の結晶形である化合物であって， $6.9\pm0.2^\circ$ ， $8.6\pm0.2^\circ$ ， $11.0\pm0.2^\circ$ ， $15.9\pm0.2^\circ$ ， $20.2\pm0.2^\circ$ の 2θ 値からなる粉末X線回折パターン(XRPD)を有する化合物。

所見：クレームされた結晶形と先行技術の開示との間の相違があるとする議論，並びに化学的，熱的安定性及び不純物を除去する能力に関して予期しない技術的效果が認識される。

例11

マーカッシュ型の例（進歩性）

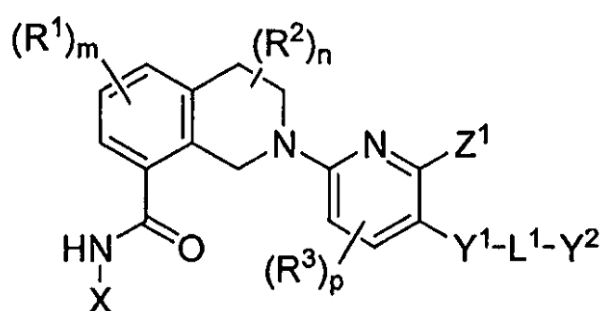
事例番号：EC IEPI-2014-357 / ECSP14000357

名称：癌，免疫疾患及び自己免疫疾患の治療用アポトーシス誘導剤としての 8-カルバモイル-2-(2, 3-ピリド-6-イル二置換)-1, 2, 3, 4-テトラヒドロイソキノリン誘導体

背景／要約

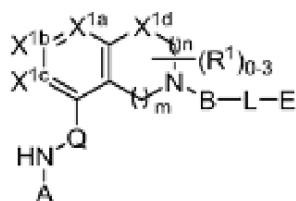
Bcl-xL 抗アポトーシスタンパク質の活性を阻害する化合物，前記化合物を含む組成物及びBcl-xL 抗アポトーシスタンパク質が発現する疾患の治療方法。

分析された文言／クレーム

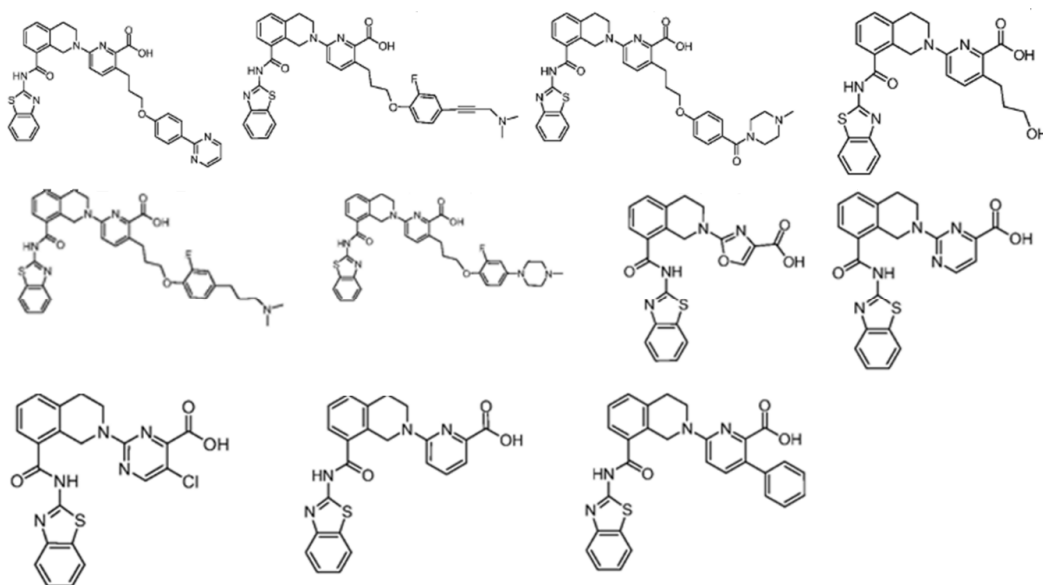


詳細はW02013055897A1参照。

引例1：W02010080503

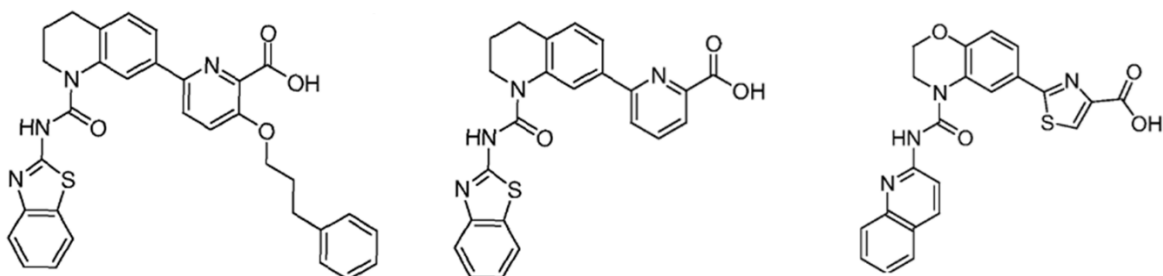


明細書内例示



引例2：W02010080478

実施例



薬理活性：抗アポトーシスタンパク質 Bcl-xL が発現する疾患を治療し，Bcl-2 ファミリーの抗アポトーシスタンパク質の一種又はサブセット，例えば抗アポトーシスタンパク質 Bcl-xL の活性を選択的に阻害する。

5. 実用新案の例

例1

実用新案の例

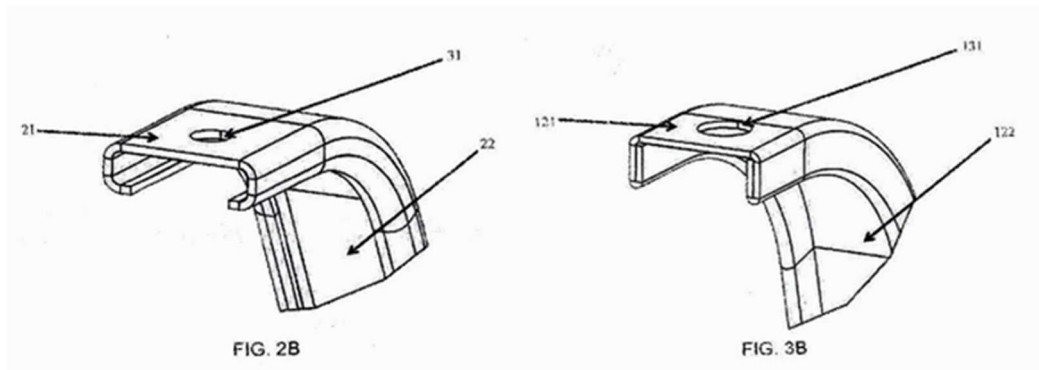
国：ボリビア

出願：B02013000268

名称：改善されたトラック側方支持体

概要

本発明は、第1のクランプ延長部、第1のアーム、水平支持領域、第2のアーム及び第2のクランプ延長部に沿って連続的に延び、全体として、側方支持体に実質的に「U」字形状を与えるプロファイルから構成されるフォークリフト用の側方支持体からなる。さらに、支持体は、プロファイルの断面が、水平平面と、第1の折り返し部分を形成するまで続く左側方部分と、第2の折り返し部分を形成するまで続く右側方部分とから構成され、両方の折り返し部分が内側に折り返されていることを特徴とする。このように、フォークリフトの側方支持体は、フォークリフトの積荷と地面との圧縮力の伝達のためのより高い構造的耐性並びにフォークリフトの動作及び停止中の積み降ろしの連続的な衝撃に起因する疲労破壊に対するより高い耐性を達成することを可能にする。上記は、フォークリフトの全アセンブリに材料又は重量を追加する必要はない。



所見：技術的利点。フォークリフトの側方支持体は、フォークリフトの積荷と地面との圧縮力の伝達のためのより高い構造的耐性並びに運搬車の動作及び停止中の積み降ろしの連続的な衝撃に起因する疲労破壊に対するより高い耐性を達成することを可能にする。

例2

実用新案の例

国：コロンビア

出願：NC2019/0013242

名称：口内分散性の錠剤取り出しカバー

概要

本実用新案は、ODT錠をその損傷を最小限に抑えながら分注することを目的とする単一のキャップに関するものである。ODT錠分注キャップは、医薬品形態を含有する容器上に従来のキャップの代わりに配置され、前記キャップは、機構の1回の回転で1～5個のODT錠を投与することを可能にし、透明な受器が機構の回転を支持し、容器から取り出される錠剤を受け入れ、加えて、これは、錠剤に触れる必要なしに錠剤を摂取するために分離する。

クレーム1

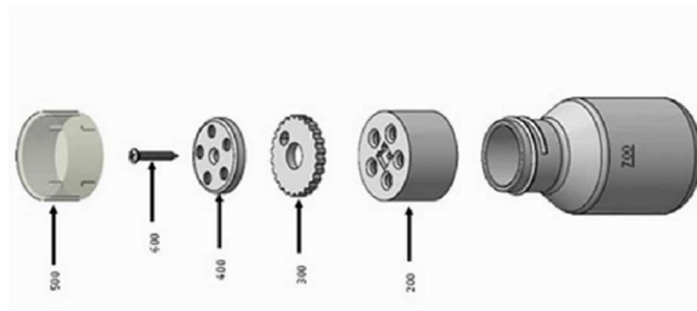
ODT錠分注キャップであって、

- 中空の下端と、内面と、にコネクタ手段及びODT錠を装填要素に向かって案内する少なくとも1つの円錐形の穴を有する上端と、を有する円筒形駆動要素、
- 厚さを限定する壁を取り囲む接触面、連結用の中心孔及び表面に配置された装填穴を有し、伝導要素から来るODT錠を収容するディスクからなる装填物保持要素、
- 出力要素の下面に突出して一体を成す組立手段を中心に含み、少なくとも1つの出口穴が表面に配置された平板からなる出力要素、
- 中心孔を通して装填要素を通過し、伝導要素の接続手段の内側に嵌合する、出力要素の組立手段の連結からなる投与機構を組み立てる固定手段であり、装填要素が、出力要素の組立手段により画定された軸により回転する唯一の荷重要素である、固定手段

からなることを特徴とし、

- ODT錠が、伝導要素の伝導オリフィスを通過し、装填要素の装填オリフィスを介して、出力要素の出口オリフィスに移動するODT錠分注キャップ。

図



審査の分析

本件では、2019年11月26日の第NC2019/0013242号の出願に含まれるクレーム1～16は、最も近い技術水準であるUS4460106が、円筒形伝導要素内に配置された少なくとも1つの円錐形の穴及び中心孔を通して装填要素を通過し、伝導要素の接続手段の内側に嵌合する、出力要素の組立手段の連結からなる投与機構を組み立てる固定手段に言及していないという点で上記とは異なる、口内分散性錠剤の分注キャップに言及していることから、決議486第14条及び第85条に定められた要件を満たす。結果として、前記クレームに記載のものは、錠剤を破碎し、又は損傷を生じることなく錠剤を容器外に案内し、かつ、円筒形駆動要素と出力要素との組立てをこれらの2つの要素の穴が位置合わせされない方法により行い、その結果、錠剤が1つずつ落ちることができ、同時に、装填要素の回転が可能になるという技術的利点をもたらすことが明らかにされた。上記に加えて、クレームされたものは、産業上利用することができる。

所見：錠剤を破碎し、又は損傷を生じることなく、錠剤を容器外に案内するという技術的利点

例3

実用新案特許から発明特許への変更の例

国：コロンビア

出願：NC2020/0013160

名称：滅菌機器に適用される真空加速器システム

概要

本発明特許は、滅菌プロセスを必要とするいくつかの場所の中でも、病院、産業、研究所において使用される、滅菌機器に適用される方法(M)及び真空加速器システム(S)に関するものである。チャンバー(CE)を備えた真空加速器システム(S)は、少なくとも1つの真空ポンプ(B)と、少なくとも1つの大気エジェクター(E)と、前述の大気エジェクター(E)への空気の流入量を制御するための少なくとも1つの弁(V)と、不純物を保持するための少なくとも1つの空気フィルター(F)とを含む。方法(M)及び真空加速器システム(S)は、滅菌チャンバー(CE)内の空気希釈を改善しまた、調整及び乾燥段階中に滅菌チャンバー内及び材料上の凝縮物を低減する。さらに、この方法(M)及び真空加速器システム(S)は、滅菌サイクルの総時間の削減を可能にする。

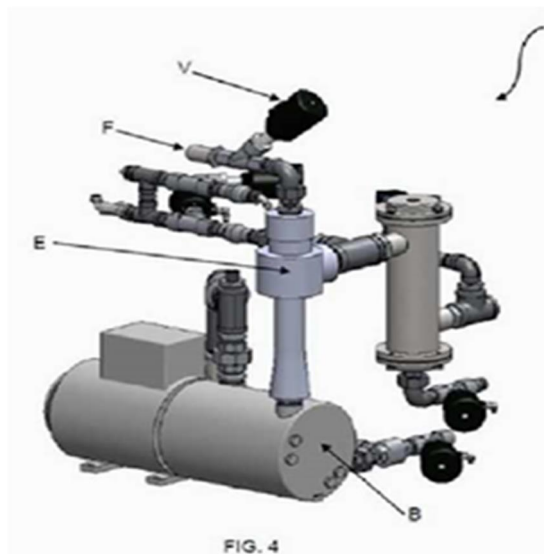
クレーム1

新たなクレーム1

滅菌チャンバーを備えた滅菌機器に連結された真空加速器システム(S)であって、真空ポンプ(B)と、大気エジェクター(E)と、前述の大気エジェクター(E)への空気流入口を制御するための弁(V)と、不純物を保持するための空気フィルター(F)とにより形成されることを特徴とし、

各真空ポンプ(B)が、大気エジェクター(E)に接続され、各前記大気エジェクター(E)が、空気流入口を制御するための弁(V)に接続され、各前記弁(V)が、不純物を保持するための空気フィルター(F)に接続されている真空加速器システム(S)。

図



審査の分析

1. 実用新案とはみなされない(決議486第82条)

クレーム1は、実用新案による保護の対象ではないシステムに相当し、この事実が、出願人に転送された最初の実体要件から通知された。

2. 実用新案とはみなされない(決議486第82条)

クレーム2～3は、実用新案の種別により保護することができない「方法」に言及している。方法は、発明特許によってのみ保護することができる。

所見：出願人は、本実用新案出願について、それが発明特許の出願とみなされるように、変更を誠実に要求し、その理由は、「方法は、その適切な種別により保護されるから」である。

例4

実用新案の例

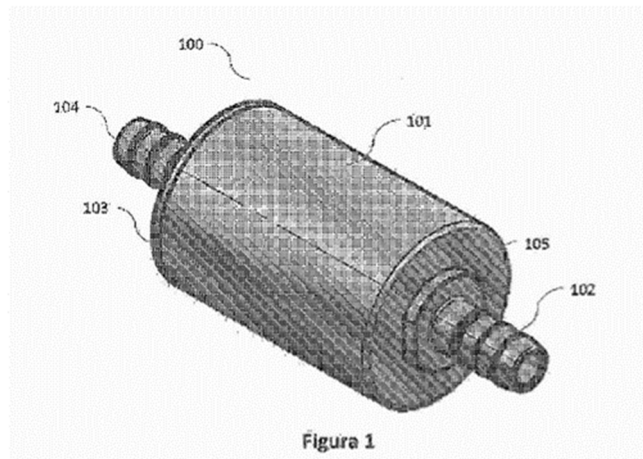
国：エクアドル

出願：ECSMU19073661

名称：燃焼プロセスにおける触媒管理により汚染ガス排出を削減するための装置

概要

燃焼プロセスにおける触媒管理により汚染ガスの排出を削減するための装置であって、中空の円筒形状を具備し、該円筒形状の一方の側に燃料入口用の穴を有し、該円筒形状の他方の側に燃料出口用のもう1つの穴を有し、内側に円筒形の有孔セパレーターと、少なくとも1つの磁性要素で構成されるシートとを含み、該シートは前記有孔セパレーターと中空の円筒形状の内壁との間に配置されているため、燃料が前記装置の内部を流れるときに、炭化水素成分の一部が磁化されることを特徴とする装置。



例5

実用新案の例

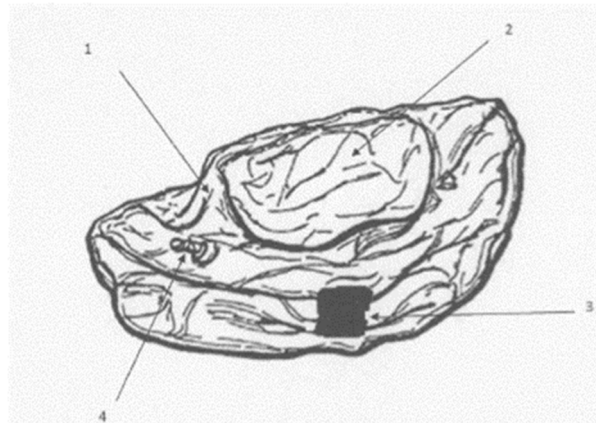
国：ペルー

出願：002690-2019/DIN

名称：自動膨張デバイスを備えた携帯用膨張式トイレ

概要

本発明は、ユーザの排泄物が収容される事前に形成された空洞(2)を有する可撓性の本体(1)と、トイレの本体(1)に連結された自動膨張装置(3)と、保管が必要とされる場合の空気抜きのためにトイレの本体(1)に取り付けられた空気抜き弁(4)とからなる携帯用膨張式トイレに関するものである。本発明の携帯用膨張式トイレは、それを即座に膨張させることができるために追加のデバイスを必要とせず、最小限の空間しか占有せず、あらゆるバッグ、バックパック又はハンドバッグでの高い携帯性を提供する。



6. 遺伝資源の例

検証プロセスの例及び推奨事項

プロセス：

ステップ1：発明特許出願が化学、医薬又はバイオテクノロジー分野に該当するか否かを決定する。任意選択で、出願が利用可能なその分類を有する限り、国際特許分類 (IPC) の次の分類に含まれる出願を特定することに特に重点を置くことが推奨される：

表 1	
A01H1*	A01H4*
A01K67*	A01N63*
A23L1*	A23L2*
A61K8*	A61K31*
A61K35*	A61K48*
A61Q19*	C12N1*
C12N5*	C12N7*
C12Q1*	C07H21*
C12P1*	C12P19*
C12N15*	C07K2*

ステップ2：出願人が、確認の手段において、特許にクレームされた「もの」若しくは方法を、遺伝資源若しくはその派生物から得られた若しくは開発した旨を記述した場合及び／若しくは該当する場合又はアクセス契約の写しを出願に添付した場合、審査官は、前記契約が遺伝資源の原産地に相当する本附則 § 5で言及したANC(管轄国内官庁)の何れかと出願人との間で締結されたことを検証する。

出願人が、確認の手段において、特許が請求される「もの」又は方法を遺伝資源若しくはその派生物から得た又は開発した旨を記述したが、書類が提出されていない場合、審査官は、出願人に対し、決議486第39条に示された期間内に、第26条(h)に定められたとおりそれを提出することを指令する。

出願人が、確認の手段において、「もの」又は方法を遺伝資源若しくはその派生物から得られた又は開発した旨を記述しなかった場合又は出願若しくは請求が当該手段を含まない場合、知的所有権事項を管轄する国内官庁は、前記書類の提出が必要であるか否かを職権により検証する。

ステップ3：各ANCにより公開された契約データベースに直接アクセスすることによって、ANCとの政府間協議の後に又は発明の説明において明らかである、同一の特許出願人及び同一の資源に対応する遺伝資源アクセス契約の存在を特定する。同様に、契約の存在は、ABSクリアリングハウス (ABSCH) の国際遵守証明書 (IRCC) によって確認することができる。契約が存在する場合は、審査官は、出願人に対し、決議486第39条に示された期間内に、第26条(h)に定められたアクセス契約の写しを提出することを指令する。

ステップ4：各ANCの在来種(固有種に特に重点を置く)の生物若しくは微生物のデータベースに直接アクセスすることによって又はANCとの政府間協議(必要な場合は、ANCの専門家に対し、支援又は援助を依頼することができる)の後に又は発明の説明において明らかである、アンデス共同体の加盟国の在来種の生物又は微生物に相当する1種又は複数の遺伝資源を特定する。少なくとも1種の遺伝資源が在来種と特定された場合、審査官は、次のステップの分析を継続する。

ステップ5：1996年の決議第391号 - 遺伝資源へのアクセスに関する共通制度に定められた定義を考慮して、発明が遺伝資源又はその派生物から得られ、又は開発されたかを判断する。

このステップにおいて、各加盟国は、発明の技術的主題が、アンデス共同体の加盟国の何れかを原産地とする遺伝資源又は派生物から開発されたか否かを明確にするために、方式審査の審査官と実体審査の技術審査官との間の協力及び検証の仕組みを確立することができる。

協力及び検証の仕組みの例

- ・出願の技術審査官による最初の受理可能性の判断
- ・技術審査官からの相談又は支援
- ・当該事案を検証する担当者への報告

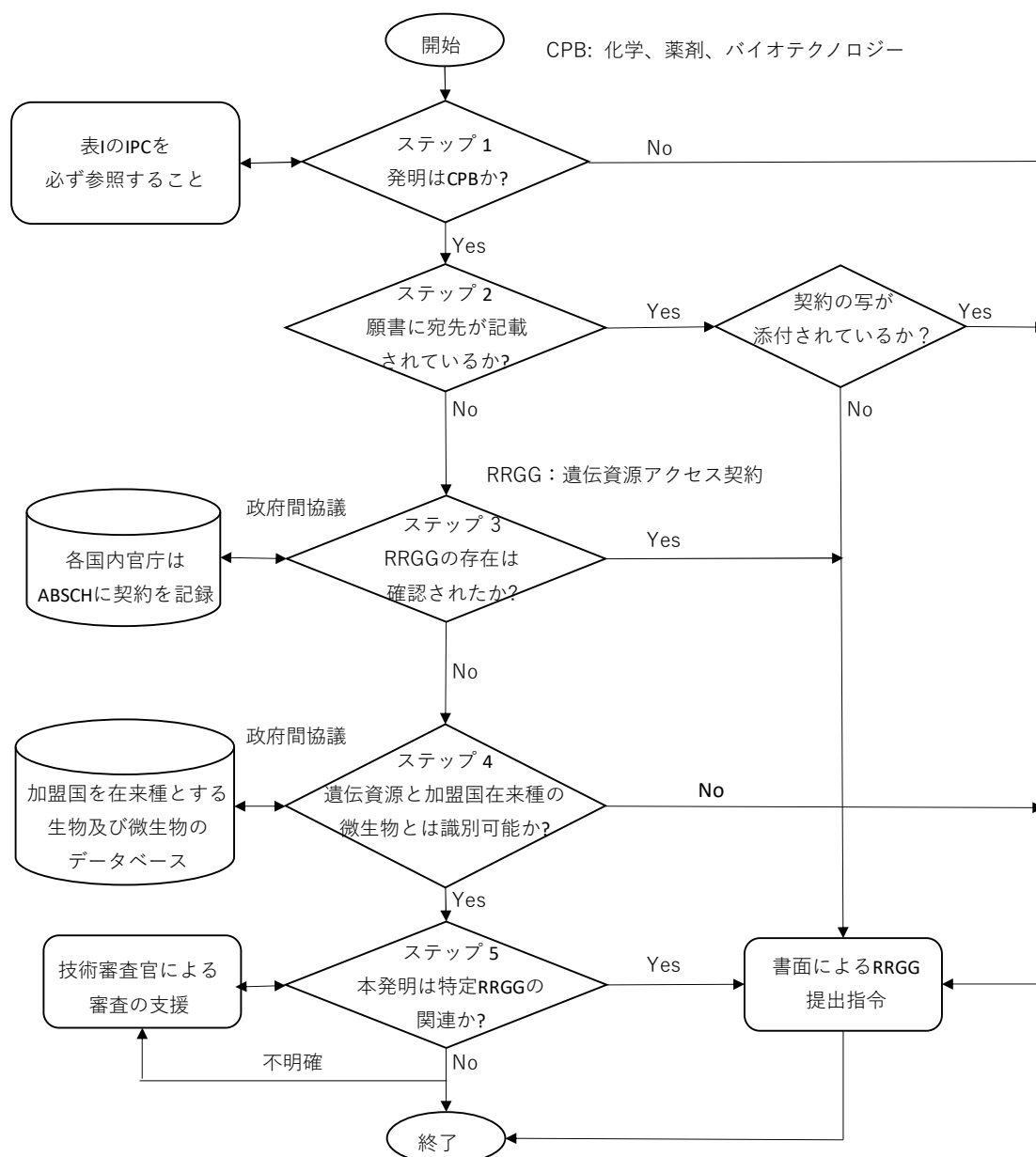
各CAN加盟国は、その国内の慣行及び法律に従って、遺伝資源アクセス契約の要件に起因して特許出願に悪影響を与えないように、その各国法が定める範囲内で企図された延期措置を採用することができる。

延期措置の例

- ・発明特許出願の手続の中止
- ・出願人が契約の写しをANCから入手したら提出するとの明示的な約束を表明することを条件として、アクセス契約手続の開始の証拠の提出を部分的に受理する。

ステップ5の活動に該当しないことを理由として又はこれらが遺伝資源へのアクセスを構成しない活動であることを理由としてアクセス契約が必要でないことを示すANCからの通知もまた、受理される。

図



推奨事項：

- ・アクセス契約の要件は、出願人にとって過度の負担となるべきではない。
- ・出願又は請求様式における確認の手段は、これが必要とされる場合の特定を容易にすることができる。
- ・方式審査中にアクセス契約を提出する必要性を特定する手続は、技術分野からの支援を受けて実施することができる。
- ・方式審査官は、検証手続のステップ5の活動を分析する資格を有さないため、協力及びレビューの仕組みの1つによって技術分野の支援を受けてこの評価を実施しなければならない。
- ・延期措置は、本規則を誠実に遵守しようとする出願人の負担を楽にし、又は軽減することができる。

- ・ CAN以外の国についての遺伝資源に関する要件の場合、例えば、適用される国については名古屋議定書に従って、原産地の開示は、次のレベルの1の形で行われる場合があることを考慮しなければならない：
- ・ 遺伝資源の原産地の言及又は特定
- ・ 遺伝資源アクセス契約の写し、及び
- ・ 利益配分の検証
- ・ 遺伝資源が伝統的知識に関連する場合は、それぞれのライセンス又は承認もまた、決議486第26条(i)に従って、提出しなければならない。

例1

遺伝資源アクセス契約が要求された特許出願の例

国：コロンビア

出願：NC2018/0006715

名称：内生孢子形成好気性細菌における抗微生物活性を誘導するための方法

国際特許分類：C12P 1/04, A01N 63/02, A61K 35/74

技術分野

本発明は、バイオテクノロジーの分野に属し、特に、培地中の誘導剤の存在下で、Bacillaceae科及びPaenibacillaceae科の好気性内生孢子形成細菌(BAFE)の群に属する微生物から抗微生物活性を得るための発酵方法の分野に属する。

クレーム1

1) Bacillaceae科及び／又はPaenibacillaceae科の微生物から活性化合物を得る方法であって、少なくとも1種の誘導剤を含有する適した培地中で発酵させることと、前記活性化合物を抽出すること、とを含む方法。

方式要件

遺伝資源へのアクセスに関する契約の写し(決議486第26条(h))

説明の章は、ウラバ地域(コロンビア)にある商業用バナナ及びプランテン作物から単離された微生物の使用、並びに出願人が環境省により発行された遺伝資源へのアクセスの許可証第89号を有することに言及している。前記許可証は、遺伝資源へのアクセスに関する契約に相当すると理解されることから、決議486第26条(h)の規定に従って、それをこの手続に提供することが要求される。

関連する文言

11ページ, 7~18行目

本発明において記載された現象が最初に観察されたBAFEの株は、EAFIT大学及びAUGURA(コロンビアバナナ生産者協会)のCENIBANANO研究センターにより設立されたVon Humboldt研究所のコレクション番号191で登録された微生物のコレクションに属する。これらのほとんどは、Bacillus属種及びPaenibacillus属種に属する。この微生物のコレクションは、両方の機関(EAFIT大学及びAUGURA)が調査の目的で前記微生物に含まれ

る遺伝資源を管理することを許可する，コロンビアにおける管轄当局(MINAMBIENTE)により発行された遺伝資源へのアクセスの許可証第89号を有する。これらの微生物は，コロンビアのウラバ地域にある農園において，商業用バナナ及びプランテン作物の葉圏及び根圏から単離された。

所見：出願人は，当初の出願においてアクセスを宣言しなかったが，審査官は，明細書において，管轄国内当局により発行された許可証の存在に明示的に言及する段落を特定した。

明細書に開示されている事項から，本発明は，「活動ii. 生物の代謝により産生される1つ又はいくつかの分子の単離」，つまり，Bacillaceae科及び／又はPaenibacillaceae科の天然微生物からの活性化化合物の単離を実行することで検証される。

例2

遺伝資源アクセス契約が要求された特許出願の例

国：コロンビア

出願：NC2018/0006369

名称：ウイルスベースの殺虫剤

国際特許分類：A01N 63/00，C12N 7/00

概要

本発明は，*Spodoptera frugiperda*核多角体ウイルス(NPV003=SfCOL)のコロンビアの野外分離株からクローニングされた2つ以上の純粋な遺伝子型の合成混合物及び有効成分が少なくとも2種の合成混合物と，任意選択で，*S. frugiperda*顆粒ウイルスVG008とを含む，生物農薬組成物に関する。本発明の組成物は，紫外線保護剤，希釈剤，被覆樹脂，界面活性剤及び／又はpH調節剤を含むことができ，トウモロコシ，米，ワタ，サトウキビ及びイネ科植物などの作物における昆虫の生物学的防除に有効である。

クレーム1

1) 昆虫病原性核多角体ウイルスからクローニングされた2つ以上の遺伝子型の合成混合物。

方式要件

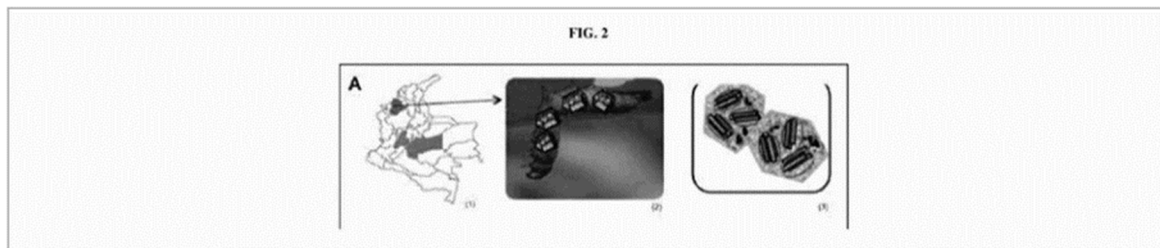
遺伝資源へのアクセスに関する契約の写し(決議486第26条(h))

決議486第26条(h)に従って，「もの」又は方法が，加盟国の何れかを原産地とする遺伝資源又はその派生物から得られ，又は開発された場合，特許出願は，いくつかの要素の中でも，アクセス契約の写しを含まなければならない。本出願においては，本発明の開発は，*Spodoptera frugiperda*核多角体ウイルスからクローニングされた2つ以上の遺伝子型の合成混合物を伴い，前記遺伝子型は，*Spodoptera frugiperda*核多角体ウイルスが単離されたコルドバ県(コロンビア)からの牧草作物幼虫から得られたと認められる。したがって，対応するアクセス契約を提出する必要がある。そうでなければ，前記活動

が遺伝資源又はその派生物へのアクセスを構成しないとの意味において、対応する加盟国の管轄国内当局からの通知を提出しなければならない。

関連する文言

実施例1. 遺伝子型の取得。 *Spodoptera frugiperda*核多角体ウイルス (NPV003) 及び *Spodoptera frugiperda*顆粒ウイルス (VG008) をコルドバ県(コロンビア)における牧草作物の幼虫から単離した (Gómezら, 2010)。NPV003核多角体ウイルスから様々な遺伝子型を天然に含有する精製された多角体を得た。



所見：出願人は、当初の出願においてアクセスを宣言しなかったが、審査官は、核多角体ウイルス及び顆粒ウイルスの遺伝資源が単離された幼虫牧草栽培地に明示的に言及する実施例1を特定した。本発明は、昆虫病原性核多角体ウイルスからクローニングされた2つ以上の遺伝子型の合成混合物を得るために「活動i. DNA及び／又はRNAの分離」を実行することで検証される。

例3

遺伝資源アクセス契約が要求された特許出願の例

国：コロンビア

出願：NC2017/0012683

名称：低カロリー甘味料を得るための方法

国際特許分類：A23L 1/22, A23L 2/60

概要

本発明は、*Smallanthus sonchifolius*から低カロリー甘味料を得るための方法に関するものである。本方法は、*Smallanthus sonchifolius*の塊茎を調整する段階と、塊茎を水中で液化し、その後、濾過して液体抽出物を回収することにより *Smallanthus sonchifolius*の抽出物を得る段階と、*Smallanthus sonchifolius*の液体抽出物を発酵させる段階と、ノンカロリー甘味料を保存する段階とを含む。本発明による方法は、人間の摂取に適した、特に炭水化物及び単糖の摂取に制限のある人々、例えば、とりわけ、糖尿病及び過体重を有する患者のための低カロリー甘味料をもたらす。同様に、本方法は、ノンカロリー又は低カロリー甘味料の供給における化学合成の代替手段を構成する。

クレーム1

1. 低カロリー摂取量の甘味料を得るための方法であって、*Smallanthus sonchifolius*

の根を調整する段階と、*Smallanthus sonchifolius*の抽出物を得る段階と、得られた抽出物を発酵させる段階とを含む方法。

方式要件

遺伝資源へのアクセスに関する契約の写し(決議486第26条(h))

決議486第26条(h)に従って、「もの」又は方法が、加盟国の何れかを原産地とする遺伝資源又はその派生物から得られ、又は開発された場合は、特許出願は、いくつかの要素の中でも、アクセス契約の写しを含まなければならない。

本出願においては、本発明の開発は、派生物へのアクセスを伴うと認められ、*Smallanthus sonchifolius*がコロンビア原産であり、ボリビアに分布し、いくつかのCAN諸国原産であることを考慮して、対応するアクセス契約を提出する必要がある。そうでなければ、前記活動が遺伝資源又はその派生物へのアクセスを構成しないという意味の対応する加盟国の管轄国内当局からの通知を提出しなければならない。

関連する文言

本発明は、*Smallanthus sonchifolius*から低カロリー甘味料を得るための方法に関するものである。本方法は、*Smallanthus sonchifolius*の塊茎を、選別し、洗浄し、消毒し、皮を剥くことにより調整する段階と、塊茎を湯通しし、水中で液化し、その後、濾過して液体抽出物を回収することにより*Smallanthus sonchifolius*の抽出物を得る段階と、*Smallanthus sonchifolius*の液体抽出物を、とりわけ、*Lactococcus lactis*, *Lactobacillus lactis*, *Lactobacillus fermentum*, *Sterptococcus lactis*及びそれらの混合物から選択される微生物で発酵させる段階と、を含む。

所見：出願人は、当初の出願においてアクセスを宣言しなかったが、審査官は、本発明が取り扱う*Smallanthus sonchifolius*という種を特定し、また、前記種の出産地に関する情報を照合し、それがCAN諸国の少なくとも1つに属することが判明した。しかし、本発明は、「活動iii. 在来種の生物及び微生物の代謝により産生される1つ又はいくつかの分子を単離すること」を伴い、つまり、本件では、発明は、*Smallanthus sonchifolius*の抽出物及びその発酵から得られた低カロリー摂取量の甘味料を伴うことが証明される。

例4

遺伝資源アクセス契約が要求されたが、提出されなかった特許出願の例

国：コロンビア

出願：NC2018/0006405

名称：表面保護のための昆虫忌避作用を有する配合物

国際特許分類：A01N 53/00, C09D 5/14, A01N 65/00, A01N 65/26, A01N 65/44

概要

本特許は、蚊、ハエ、ブヨなどの飛翔昆虫並びにゴキブリ及びアリなどの匍匐昆虫に対する忌避作用をもたらす、合成有効成分と、潜在的に天然の添加剤とをベースとする配

合物のセットの組成を記載している。意図している用途に対する製品の有効性を証明する試験結果が提示される。

クレーム1

1. 水性溶剤系コーティング，積層木材製品及び表面コーティング用の紙の配合に適用可能な安定化された合成忌避添加剤の組成物であって，40～70重量%の添加剤であるペルメトリン及び／又はシペルメトリンと，5～15重量%のプロピレングリコール及び／又はジプロピレングリコールと，5～20重量%の硬化ヒマシ油と，1～10重量%のプロポキシ化エトキシ化アルコールと，10～25重量%のドデシルベンゼンスルホン酸カルシウム及び／又はポリエチレンポリプロピレンモノブチルグリコールエーテルとを含有することを特徴とする組成物。

方式要件

遺伝資源へのアクセスに関する契約の写し(決議486第26条(h))

本出願においては，発明の開発は，アンディローバ植物油(その学名は*Carapa guianensis*である)を含む表面保護のための昆虫忌避作用を有する組成物を伴うと認められ，したがって，この種がアンデス共同体諸国を原産地とすることを考慮して，対応するアクセス契約を提出する必要がある。

関連する文言

本組成物は，次の成分を含む：

ペルメトリン又はシペルメトリン，グリコール，硬化ヒマシ油及び／又はシトロネラ精油，エトキシ化／プロポキシ化アルコール，アニオン性界面活性剤，特にドデシルベンゼンスルホン酸カルシウム及び／又はポリエチレンポリプロピレンモノブチルグリコールエーテル。

出願人の応答

本発明は，アンデス共同体の加盟国の何れかを原産地とする遺伝資源又はその派生物から開発されておらず，かつ，アンデス共同体を原産地とする遺伝資源又はその派生物へのアクセスを構成しない。INPI(BR)のアクセス否定宣言に関する証明書及びブラジルにおいて商業的に流通しているアンディローバ油の購入の商業インボイスが提出される。

所見：出願人は，最初の願書においてアクセス契約の写しを宣言しなかったが，審査官は，本発明が取り扱う*Carapa guianensis*という種を特定した。しかし，出願人は，要件に対するその応答において，前記種は，CAN諸国原産ではないと主張した。

例5

遺伝資源アクセス契約の提出を必要とする特許出願の例

国：ペルー

出願：PE 001854-2013/DIN

出願人：Sainz Prestel, Valeria Lucila(スペイン)

名称：組織傷害の処置のための薬理活性を有する製品を調製するための有効成分としての植物抽出物の使用及び抽出物を得るための手順

国際特許分類：A61K 36/60 ; A61P 19/00 ; A61P 04/19

技術分野

本発明は、医学の分野に関し、より詳細には、感染性、外傷性プロセス及び組織傷害全般の処置に関する。

クレーム1

骨組織及び軟部組織の両方の急性及び／又は慢性組織傷害の処置のための薬理活性製品を調製するための有効成分としてのFicus pertusa L. f及び／又はFicus eximia Schott樹木の樹脂抽出物の使用。

方式要件

資源：ペルー原産のFicus pertusa L. 及びFicus eximia Schott

管理・実行機関：

国立農業イノベーション研究所

決議486第26条(h)に基づいて、発明・新技術局は、本発明が、薬理活性製品を調製するための有効成分としてのFicus pertusa L. f及び／又はFicus eximia Schott樹木の樹脂抽出物に言及していることを理由として、出願人に対し、遺伝資源へのアクセス契約の写しを提出するよう要求した。しかし、出願は、移転及び委任状書類の提出の不遵守に起因して放棄されたと宣言された。

所見：出願人は、特許出願を提出した時点で遺伝資源へのアクセス契約の写しを提出しなかったが、明細書及びクレームから、審査官は、本発明が医薬製剤を構成するペルー原産の種であるFicus pertusa L. 及びFicus eximia Schottの植物抽出物に言及していることを特定した。

例6

遺伝資源アクセス契約の提出を必要とする特許出願の例

国：コロンビア

出願：PE 002425-2015/DIN

出願人：ECOFLORES SAS (コロンビア)

名称：ゲニピン又はゲニピンを含有する材料に由来する染料化合物

国際特許分類：C09B 04/23 ; C09B 67/22 ; C09B 67/54

技術分野

本開示は、Genipa Americana果汁，ゲニピン又はゲニピン類似体及びアミンの反応から単離された着色化合物，それを含む組成物並びにそれを調製し，使用するための方法に関する。

方式要件

資源：Genipa Americana (中南米分布)

機関：コロンビアの環境・持続可能な開発省

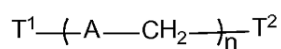
決議486第26条(h)に基づいて，発明・新技術局は，本発明がGenipa Americanaから抽出された青色染料に関係することを考慮して，出願人に対し，遺伝資源へのアクセス契約の写しを提出するよう要求した。本発明は，実質的に精製された染料(ポリマーなど)及び染料化合物の単離方法を提供するために，ゲニピンとアミノ酸との反応に由来する青色色素材料の分子構造の知見を提供する。

出願人は，コロンビアの環境・持続可能な開発省の森林・生物多様性・生態系サービス局により発令された2014年12月22日の決定第2107号により発行された遺伝資源へのアクセス契約を提出し，当該決定では，ECOFLORES SAS社に対し，プロジェクト「染料を得るためのGenipa Americana種の果肉の商業化」の実行のための商業目的での遺伝資源及びその派生物へのアクセスを認めることが決定されている。

所見：出願人は，特許出願を提出した時点で遺伝資源へのアクセス契約の写しを提出しなかったが，明細書及びクレームから，審査官は，本発明が中南米諸国原産の種であるGenipa Americanaの青色染料に関係することを特定した。

CLAIMS

1. A colorant composition comprising a polymer of formula 4:

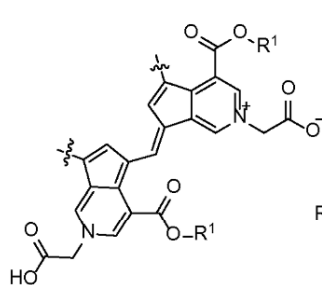


Formula 4

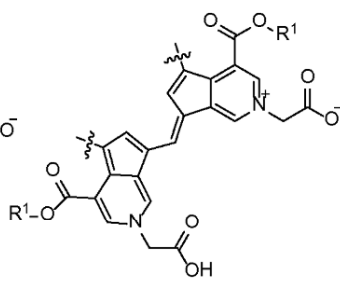
a geometric isomer thereof, a tautomer thereof, or a salt thereof,

wherein n is an integer from 2 to 20;

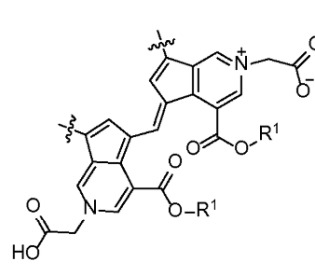
wherein each A is independently selected from the group consisting of formula 5'A, formula 5'B, formula 5'C, a geometric isomer thereof, a tautomer thereof, a salt thereof, and a combination thereof:



Formula 5'A



Formula 5'B



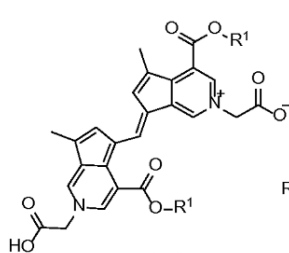
Formula 5'C

wherein:

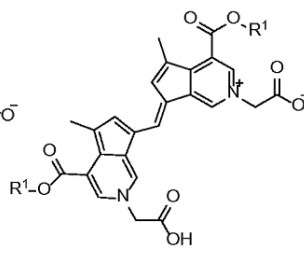
R¹ is hydrogen, methyl, ethyl, propyl, isopropyl, butyl, sec-butyl, isobutyl, or tert-butyl;

and wherein T¹ is hydrogen or a methyl group; and T² is hydrogen or A-T¹, wherein A and T¹ are defined above;

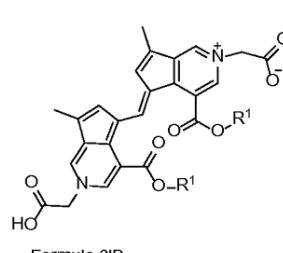
wherein the colorant composition is substantially free of a first additional compound selected from the group consisting of formula 2', formula 3'A, formula 3'B, a geometric isomer thereof, a tautomer thereof, and a salt thereof:



Formula 2'



Formula 3'A



Formula 3'B

例7

遺伝資源アクセス契約を必要としない特許出願の例

国：ペルー

出願：PE 000953-2020/DIN

出願人：南部科学大学SAC(ペルー)

名称：孢子からのChondracanthus chamissoi栽培システム及び方法

国際特許分類：A01G 33/00

技術分野

本発明は、藻類を栽培するためのシステム及び方法に関する。本システムは、藻類孢子の固定のための再循環システムを備えている槽内で調整される、孢子からの藻類種苗の生産を可能にし、海中での藻類の栽培のための前記システムの使用を組み込んだ方法を可能にする。本発明は、その後、他の産業において使用し、及び／又は直接消費用に販売するために、大量の藻類を得ることを可能にする。

クレーム1

Chondracanthus chamissoi種苗の生産システムであって、

棚と、孢子接種システムとを含み、前記孢子接種システムが、

- 槽内でC. chamissoi孢子の定着及び発芽プロセスが開始する、一連の槽、
- 一連のラック、
- タイマー式照明システム、
- 再循環システム、
- 一連の分配システム、
- 長い側管、
- 一連の側方パイプ

を含むことを特徴とする、生産システム。

クレーム7

Chondracanthus chamissoiを栽培する方法であって、

- a) 紅藻Chondracanthus chamissoiを含む生物学的物質を受領するステップ、
- b) 紅藻Chondracanthus chamissoiの繁殖苗を選別し、洗浄するステップ、
- c) 紅藻Chondracanthus chamissoiの繁殖苗の孢子形成を誘導し、それにより、孢子培養液を得るステップであり、とりわけ、温度及び光に依存する処理に適合されている、ステップ、
- d) クレーム1～6に従って構成されたChondracanthus chamissoi種苗の生産システムの人工基質(ロープ)に孢子培養液を接種するステップ、
- e) 再循環技術に基づく、クレーム1～6に記載のChondracanthus chamissoi種苗の生産システムにおいて、人工基質中の孢子の成長をモニタリングし、制御するステップ、
- f) 海に持っていく1cmの苗を収集するステップ、
- g) Chondracanthus chamissoi苗を浮遊ブイ又は懸濁培養による海上の培養システムに移すステップ、

h) 紅藻 *Chondracanthus chamissoi* の葉状体を切り取るにより収穫し、第5週に、全苗を交換するステップ
を特徴とする、方法。

方式要件

資源： *Chondracanthus chamissoi*-ペルー沿岸

管理・実行機関：生産省

決議486第26条(h)に基づいて、発明・新技術局は、本発明が、 *Chondracanthus chamissoi* 孢子から藻類を栽培するシステム及び方法に言及していることを理由として、出願人に対し、遺伝資源へのアクセス契約の写しを提出するよう要求した。しかし、生産省の環境・漁業・養殖業総局の公式書簡第00001110-2020-PRODUCE-DGAAMPA号によって、遺伝資源へのアクセスしない限り、「CHONDRACANTHUS CHAMISSOI」資源に関するアクセス契約の締結は必要ないと決定された。

例8

遺伝資源アクセス契約を必要としない特許出願の例

国：ペルー

出願：PE 002053-2020/DIN

出願人：プーノアルティプラーノ国立大学(ペルー)

名称：貧血を予防するためのマイクロカプセル化鉄を強化したシリアルバー

国際特許分類：A23L 11/00

技術分野

本発明は、食品産業の技術分野に該当する。これは、キヌア、キウィチャ及びカニワポップ並びに主にマイクロカプセル化鉄を強化したバーを得るための配合及び加工を含む。万人が摂取し、影響を受けやすい集団(5歳未満の子供及び女性)における貧血を軽減するための製品であり、摂取が容易である。

クレーム1

1. 貧血を予防するためのマイクロカプセル化鉄を強化したシリアルバーを製造するための手順であって、次の段階：

- a) ハチミツを最終製品の総量に対して40重量%の比率でステンレス鋼製容器において恒温浴中で加熱し、絶えず攪拌しながら熔融させ、溶解する工程、
- b) 可溶性固形物の含有量を78° Brixの濃度が得られるまで周期的に制御して、結合シロップを形成する工程、
- c) 並行して、20%のキヌアポップ(*Chenopodium quinoa*)、10%のカニワポップ(*Chenopodium pallidicaule*)、15%のキウィチャポップ(*Amaranthus caudatus* Linnaeus)、5%のピーナッツ、5%のレーズン、3%の栗及び2%のすりおろしたココナッツ(ここで、百分率は、最終製品の総重量に対する比率を示す)の混合物を作製して、固体成分の混合物を得る工程、

- d) 固体成分の混合物を80～82℃の間の温度でバインダーシロップに添加する工程,
 - e) 1分間均質化する工程,
 - f) 均質化した塊を平行六面体の棒のような形状のステンレス鋼製型に型の中央まで注ぎ入れる工程,
 - g) マイクロカプセル化鉄をその均一な分布のために固体分散により添加する工程,
 - h) 均質化した塊をステンレス鋼製型が満たされるまで注ぎ入れる工程,
 - i) 型を均一に転がして, ステンレス鋼製シリンダーで圧縮する工程,
 - j) シリアルバーを含む型を室温で乾燥させる工程,
 - k) 離型し, バーをセロハン紙で包装し, 密封する工程
- を含むことを特徴とする方法。

方式要件

資源：ペルー原産の*Chenopodium pallidicaule*(カニユア), *Chenopodium quinoa*(キノア)及び*Amaranthus caudatus*(キウィチャ)

これは、生物資源の使用を伴うことから、アクセス契約の写しを請求する必要はなかった。

所見：INDECOPIの発明・新技術局は、前述の発明における資源の使用を評価した。キノア、カニユア及びキウィチャの全粒穀物がシリアルバーの製造に使用される場合は、遺伝資源又はその派生物としての使用ではないと認めた。

*決議391：生物資源とは、遺伝資源又はその派生物に含まれる実際の又は潜在的な価値又は実用性を有する個体、生物若しくはその一部、集団又はあらゆる生物的構成要素をいう。